

文
書
目
錄

例　　言

一 この目録は、本巻に収められた文書・記録・記事の全部を、底本の配列に従い、通し番号を付して収録したものである。

一 文書は、番号のほか、年月日、文書題を記載し、記録・記事は、年月日の欄に（記録又は記事）と記し、題を付した。

一 底本にある補筆の年紀には「」を付し、編者の註には（）を付した。

一 月の異称は数字に改めたが正月、朔日、晦日などはそのまま残した。

一	寛永十六年	正月十一日	島津光久吉書	卷九十五
二	寛永十六年	正月十二日	島津光久譜 (記事)	
三	寛永十六年	正月十二日	新納忠清宛行狀	
四	寛永十六年	正月十二日	新納忠清知行目錄	
五	寛永十六年	正月十二日	飛諭訪大明神祭由緒書	
六	寛永十六年	正月廿八日	新納忠清書狀	
七	寛永十六年	正月廿八日	北郷久直譜 (記事)	
八	寛永十六年	正月廿八日	島津久元・伊勢貞昌連署書狀	
九	寛永十六年	正月廿八日	琉球國司尚豐覺書	
一〇	寛永十六年	正月廿八日	金武朝貞・勝連良繼連署覺書	
一一	寛永十六年	正月廿八日	琉球國司尚豐覺書	
一二	寛永十六年	正月廿八日	琉球國司尚豐書狀	
一三	寛永十六年	正月廿八日	琉球國司尚豐起請文	
一四	寛永十六年	正月廿八日	琉球國司尚豐書狀	
一五	寛永十六年	正月廿八日	伊勢貞昌書狀	
一六	寛永十六年	正月廿八日	島津久元・伊勢貞昌連署書狀	
一七	寛永十六年	正月廿八日	松平信綱・阿倍忠秋連署奉書	
一八	寛永十六年	正月廿八日	殉國名敵 (記事)	
一九	寛永十六年	正月廿四日	島津氏老臣某覚書	
二〇	寛永十六年	正月廿四日	島津光久書狀 (記事)	

二一	寛永十六年	五月廿日	児玉利昌譜 (記事)
二二	寛永十六年	五月廿日	児玉利昌詠草
二三	寛永十六年	五月廿日	東郷重位書狀
二四	寛永十六年	五月廿日	島津光久譜 (記事)
二五	寛永十六年	六月廿四日	北郷久加譜 (記事)
二六	寛永十六年	六月廿四日	島津光久公帖
二七	寛永十六年	六月廿四日	琉球國司尚豐書狀
二八	寛永十六年	六月廿四日	琉球國司進上物目錄
二九	寛永十六年	六月吉祥日	蓮光院起請文
三〇	寛永十六年	七月朔日	島津光久条書
三一	寛永十六年	七月三日	島津久元書狀
三二	寛永十六年	七月五日	島津久元書狀
三三	寛永十六年	七月五日	細川忠利書狀
三四	寛永十六年	七月五日	井伊直孝外六名連署条書
三五	寛永十六年	七月五日	松平信綱外二名連署条書
三六	寛永十六年	七月八日	島津久慶外五名連署条書
三七	寛永十六年	七月十一日	伊勢貞昌外二名連署申渡書
三八	寛永十六年	七月十四日	島津光久書狀
三九	寛永十六年	七月廿六日	酒井忠勝書狀
四〇	寛永十六年	七月廿日	伊東某覚書 (記事)

四二	「寛永十六年」	八月 六日	川上久国書状	
四三	「寛永十六年」	八月 六日	島津光久譜 （記事）	
四五	「寛永十六年」	八月 十日	島津久元書状	
四五	「寛永十六年」	八月十一日	島津久元書状	
四六	「寛永十六年」	八月十二日	細川忠利書状	
四七	「寛永十六年」	八月十二日	島津久元書状	
四八	「寛永十六年」	八月十五日	川上久国書状	
四九	「寛永十六年」	八月十五日	島津久元書状	
五〇	「寛永十六年」	八月十七日	土井利勝書状	
五一	寛永十六年	七月 五日	島津光久禁制	
五一	「寛永十六年」	八月廿六日	島津久元書状	
五二	寛永十六年	八月 吉日	東郷弥十郎外八名連署起請文	
五四	「寛永十六年」	九月 七日	島津久元・伊勢貞昌連署書状	
五四	「寛永十六年」	九月 七日	馬場利重・大河内正勝連署書状	
五六	「寛永十六年」	九月十一日	馬場利重・大河内正勝連署書状	
五六	「寛永十六年」	九月十一日	蜂須賀忠英外十名進物書立	
五七	「寛永十六年」	九月十七日	島津久元・伊勢貞昌連署書立	
五八	「寛永十六年」	九月十八日	島津久元・伊勢貞昌連署書立	
五九	寛永十六年	九月廿一日	新納久宣・八木某連署知行目 錄	
卷九十六				
六〇	「寛永十六年」	十月 二日	伊勢貞昌書状	
六一	「寛永十六年」	十月 四日	松平信綱外二名連署奉書	
六二	寛永十六年	十月十二日	島津久慶外五名連署条書	
六三	「寛永十六年」	十月十六日	島津久元・伊勢貞昌連署書状	
六四	「寛永十六年」	十月十八日	島津久元・伊勢貞昌連署書状	
六五	「寛永十六年」	十月廿二日	松平信綱外二名連署奉書	
六六	「寛永十六年」	十月廿三日	島津光久証状	
六七	「寛永十六年」	十月廿三日	島津光久寄進状	
六八	寛永十六年	十月廿三日	島津光久譜	
六九	寛永十六年	十月廿三日	島津光久寄進状	
七〇	寛永十六年	十月廿三日	島津光久譜	
七一	寛永十六年	十月廿三日	島津光久譜	
七二	「寛永十六年」	十月廿七日	島津久慶外五名連署申渡書	
七三	寛永十六年十一月	朔日	島津久元・伊勢貞昌連署書状	
七四	「寛永十六年」	十一月十五日	島津光久書状	
七五	「寛永十六年」	十一月十五日	島津光久書状	
七六	「寛永十六年」	閏十一月 五日	細川忠利書状	
七七	「寛永十六年」	閏十一月 七日	土井利勝書状	
七八	「寛永十六年」	閏十一月 九日	酒井忠勝書状	
七九	「寛永十六年」	閏十一月 十日	松平信綱・阿倍重次連署奉書	
八〇	「寛永十六年」	十一月十九日	安倍正之書状	
八一	（記事）		島津忠清譜	
八二	「寛永十六年」	閏十一月十一日	阿倍重次書状	
八三	「寛永十六年」	閏十一月十六日	松平信綱・阿倍重次連署奉書	
八四	「寛永十六年」	十一月十六日	松平信綱・阿倍重次連署奉書	
八五	（記事）		島津久元譜	
八六	寛永十六年十一月	吉日	絶同別称付与状	

八七	寛永十六年十一月 吉日 (記事)	島津久元譜	絶同別称付与状
八八	「寛永十七年」 二月廿六日 (記事)	北郷久加・山田有栄連署書状	二月 六日 酒井忠勝書状
八九	寛永十七年 二月廿日 (記事)	新納忠清知行目録	
九〇	寛永十七年 三月二日 (記事)	島津光久譜	
九一	寛永十七年 三月廿日 (記事)	伊地知重政	
九二	寛永十七年 三月廿日 (記事)	島津光久譜	
九三	寛永十六年 二月二日 島津光久書状	相良頼員連署書状	
九四	寛永十六年 二月十三日 島津光久書状	相良滿右衛門外二十四名起請	
九五	寛永十六年 十二月二日 島津光久書状	島津光久書状	
九六	寛永十六年 十二月廿日 松平信綱外二名連署奉書	島津光久書状	
九七	寛永十六年 十二月廿八日 細川忠利書状	細川忠利書状	
九八	寛永十六年十二月 十二月十一日 德川家光御内書	蓮金院眞心覺書	
九九	寛永十六年十二月 十二月廿八日 御分国中惣高並衆中乗馬究帳	松平信綱外二名連署奉書	
卷九十七			
一〇〇	寛永十七年 正月十一日 島津光久吉書	伊勢貞昌覚書写	
一〇一	寛永十七年 正月廿四日 島津光久覚書	北郷久直譜	
一〇二	寛永十七年 正月廿八日 松平信綱・阿倍忠秋連署奉書	伊勢貞昌覚書写	
一〇三	寛永十七年 正月廿八日 島津光久書状	北郷久加外二名連署書状	
一〇四	寛永十七年 正月廿八日 島津光久書状	新納氏古日記	
一〇五	寛永十七年 正月廿八日 島津光久書状	殉国名藪	
一〇六	寛永十七年 二月三日 島津光久書状	島津光久書状	
一〇七	寛永十七年 二月四日 島津久元・伊勢貞昌連署書状	島津光久譜	
一〇八	寛永十五年 二月五日 松平信綱・阿倍忠秋連署奉書	伊地知重政・相良頼員連署書状	
一一〇九	「寛永十七年」 二月二日 (記事)	伊地知重政	
一一一〇	「寛永十七年」 三月二日 (記事)	北郷久加・山田有栄連署書状	
一一一	寛永十七年 三月十六日 松平信綱・阿倍忠秋連署奉書	新納忠清知行目録	
一一二	寛永十七年 三月廿日 川上久国書状	島津光久譜	
一一三	寛永十七年 四月二日 島津氏捷	北郷久直譜	
一一四	寛永十七年 四月五日 島津光久書状	伊勢貞昌覚書写	
一一五	寛永十七年 四月十二日 島津氏捷	北郷久直譜	
一一六	寛永十七年 四月廿二日 島津光久書状	伊勢貞昌覚書写	
一一七	寛永十七年 四月廿六日 島津光久書状	北郷久加外二名連署書状	
一一八	寛永十七年 四月廿六日 島津光久書状	北郷久加外二名連署書状	
一一九	寛永十七年 四月廿六日 島津光久書状	北郷久加外二名連署書状	
一二〇	寛永十七年 四月廿六日 島津光久書状	北郷久加外二名連署書状	
一二一	寛永十七年 四月廿六日 島津光久書状	北郷久加外二名連署書状	
一二二	寛永十七年 四月廿六日 島津光久書状	北郷久加外二名連署書状	
一二三	寛永十七年 四月廿六日 島津光久書状	北郷久加外二名連署書状	
一二四	寛永十七年 四月廿七日 (記事)	北郷久加外二名連署書状	
一二五	寛永十七年 五月 (記事)	新納氏古日記	
一二六	寛永十七年 五月 島津光久書状	殉国名藪	
一二七	寛永十七年 五月 島津光久書状	島津光久譜	
一二八	寛永十七年 五月 島津光久書状	島津光久譜	
一二九	寛永十七年 六月二日 島津光久譜	伊地知重政	
一三〇	寛永十七年 五月廿三日 宮原景之外二名連署書状	相良頼員連署書状	
一三一	寛永十七年 五月廿三日 伊地知重政	相良頼員連署書状	

一三二 〔寛永十七年〕	五月廿四日	篠原渡石衛門尉寛書
一三三 〔寛永十七年〕	六月 三日	井伊直孝外六名連署書下写
一三四 〔寛永十七年〕	六月 三日	幕府条書き
一五六 〔寛永十七年〕	二月十二日	松平信綱外二名連署書状
一五七 〔寛永十七年〕	六月 十日	島津光久書状
一五六 〔寛永十七年〕	六月 十日	北郷久加外二名連署書状
一三六 〔寛永十七年〕	六月十九日	島津光久書状
一三八 〔寛永十七年〕	六月廿九日	（記事）
一三九 〔寛永十七年〕	六月廿九日	島津光久譜
一四〇 〔寛永十七年〕	六月廿九日	島津光久譜
一四一 〔寛永十七年〕	七月 二日	川上久国書状
一四二 〔寛永十七年〕	七月 二日	（記事）
一四三 〔寛永十七年〕	七月 二日	松平信綱書状
一四四 〔寛永十七年〕	七月 二日	北郷久直譜
一四五 〔寛永十七年〕	七月 二日	松平定綱書状
一四五 〔寛永十七年〕	七月 二日	酒井忠勝書状
一四六 〔寛永十七年〕	七月 九日	川上久国書状
一四七 〔寛永十七年〕	七月 九日	川上久国寛書
一四八 〔寛永十七年〕	七月 九日	島津久慶書状
一四九 〔寛永十七年〕	七月 十日	一乘院某書状
一五〇 〔寛永十七年〕	七月 十日	連金院秀伝書状
一五一 〔寛永十七年〕	七月十一日	川上久国書状写
一五二 〔寛永十七年〕	七月十一日	米良某・菱刈某連署書状
一五三 〔寛永十七年〕	七月十二日	高力忠房書状
一五四 〔寛永十七年〕	七月十六日	松平信綱外二名連署書状

一五六 〔寛永十七年〕	七月廿四日	島津光久譜
一五六 〔寛永十七年〕	七月廿五日	山田有栄・伊勢貞昌連署條書
一五七 〔寛永十七年〕	七月廿五日	島津光久申渡書
一五八 〔寛永十七年〕	七月廿九日	（記事）
一五九 〔寛永十七年〕	七月廿九日	伊勢貞昌・山田有栄連署書状
一五六 〔寛永十七年〕	八月 三日	松平石見守・生駒若岐守衆中立
一六〇 〔寛永十七年〕	八月 三日	伊勢貞昌・山田有栄連署書状
一六一 〔寛永十七年〕	八月 三日	松平石見守・生駒若岐守衆中立
一六二 〔寛永十七年〕	八月 四日	山田有栄・伊勢貞昌連署書状
一六三 〔寛永十七年〕	八月十一日	島津光久書状
一六四 〔寛永十七年〕	八月十五日	（記事）
一六五 〔寛永十七年〕	八月十五日	新納忠清書状
一六六 〔寛永十七年〕	八月廿五日	間宮長澄・小浜嘉隆連署書状
一六七 〔寛永十七年〕	八月廿七日	松平信綱外二名連署書状写
一六八 〔寛永十七年〕	九月 八日	徳川家光御内書
一六九 〔寛永十七年〕	九月十六日	相良頼寛書状
一七〇 〔寛永十七年〕	十月 九日	長岡興長外二名連署書状
一七一 〔寛永十七年〕	十一月十三日	伊勢貞昌・山田有栄連署書状
一七二 〔寛永十七年〕	十一月十六日	松平信綱外二名連署書状
一七三 〔寛永十七年〕	十一月十九日	（記事）
一七四 〔寛永十七年〕	十二月十八日	島津光久譜
一七五 〔寛永十七年〕	十二月十八日	島津久雄書状
一七六 〔寛永十七年〕	十二月十八日	島津光久譜

一七七	寛永十七年	二月廿三日	島津家久石塔銘 島津家久石塔銘	島津光久譜
一七八	卷九十八			
一七九	寛永十八年	正月廿八日	川上久國・新納久詮連署書状	島津氏家臣某覚書
一八〇	寛永十八年	二月二日	島津久慶外三名連署書下	(記事)
一八一	「寛永十八年」	二月三日	島津光久書状	喜入忠統譜
一八二	「寛永十八年」	二月九日	中山王尚豐書状	殉国名藪
一八三	「寛永十八年」	(記事)	島津光久譜	
一八四	寛永十八年	二月廿四日	島津光久条書	
一八五	寛永十八年	四月朔日	蓮金院快深・応秀連署覚書	
一八六	寛永十八年	四月吉日	黒田頼崇起請文	
一八七	「寛永十八年」	四月十九日	島津光久書状	
一八八	「寛永十八年」	四月十九日	島津光久書状	
一八九	「寛永十八年」	(記事)	北郷久直譜	
一九〇	「寛永十八年」	四月十九日	長岡興長・同某(監物)連署書	
一九一	「寛永十八年」	四月廿七日		
一九二	「寛永十八年」	四月廿九日	柘植正時書状	
一九三	五月三日	徳川家光御内書		
一九四	「寛永十八年」	五月十五日	阿倍忠秋・重次連署書状	
一九五	寛永十八年	六月	島津久慶覚書	
一九六	寛永十八年	六月	相良頼元起請文	
一九七	「寛永十八年」	六月	島津久通書状	
一九八	「寛永十八年」	六月	馬場利重・柘植正時連署書状	
一九九	「寛永十八年」	八月十一日	(記事)	島津光久譜
二〇〇	「寛永十八年」	八月廿一日	島津氏家臣某覚書	
二〇一	「寛永十八年」	八月廿七日	(記事)	
二〇二	寛永十八年	八月廿七日	島津彰久室譜	
二〇三	「寛永十八年」	(記事)	島津光久譜	
二〇四	「寛永十八年」	八月廿七日	島津光久書状	
二〇五	寛永十八年	八月廿七日	川上久國口上覚	
二〇六	「寛永十八年」	(記事)	島津光久譜	
二〇七	「寛永十八年」	八月廿九日	松平信綱・阿倍忠秋連署書状	
二〇八	「寛永十八年」	九月八日	徳川家光御内書	
二〇九	「寛永十八年」	九月八日	松平信綱・阿倍忠秋連署奉書	
二一〇	「寛永十八年」	九月九日	拝領馬注文	
二一一	「寛永十八年」	九月廿日	松平信綱・阿倍忠秋連署書状	
二一二	寛永十八年	九月廿八日	島津久達等連署差出	
二二三	「寛永十八年」	九月廿八日	山田有榮覚書	
二二四	「寛永十八年」	十月三日	伊集院忠貞書状	
二二五	寛永十八年	十月十二日	島津久慶書状	
二二六	「寛永十八年」	十月十一日	松平信綱外二名連署書状	
二二七	「寛永十八年」	十一月十四日	松平信綱外二名連署書状	
二二八	「寛永十八」	十月廿三日	島津久慶書状	
二二九	「寛永十八年」	十月廿三日	島津久慶外四名連署書状	
二三〇	寛永十八年十一月	四日	佐多門弥外十一名連署起請文	
二三一	寛永十八年十一月	吉日	種子島時寿起請文	

二一二	「寛永十八年」十一月廿日	島津光久書状	(記事)	島津光久譜
二一三	「寛永十八年」十二月六日	川上久国・新納久詮連署書状	(記事)	島津氏系図奥書
二一四	寛永十八年十二月十四日	入来院重国起請文	(記事)	島津光久譜
二一五	「寛永十八年」十二月十六日	林羅山書状	(記事)	島津綱久譜
二一六	「寛永十八年」十二月十八日	島津久雄書状	(記事)	島津久通譜
二一七	「慶長十八年」十二月十九日	土井利勝書状	(記事)	島津久通譜
二一八	「寛永十八年」十二月廿一日	川上久国・新納久詮連署書状	(記事)	島津久通譜
二一九	「寛永十八年」十二月廿一日	川上久国・新納久詮連署書状	(記事)	島津久通譜
二二〇	「寛永十八年」十二月廿六日	川上久国・新納久詮連署書状	(記事)	島津久通譜
二二一	「寛永十八年」十二月廿七日	徳川家光御内書	(記事)	島津久通譜
卷九十九	寛永十九年正月十一日	島津光久吉書	(記事)	島津光久譜
二二二	島津光久譜			
二二三	(記事)			
二二四	「寛永十九年」正月十四日	川上久国・新納久詮連署書状	(記事)	島津光久譜
二二五	「寛永十九年」正月十六日	松平信綱外二名連署奉書	(記事)	島津光久譜
二二六	「寛永十九年」正月十九日	島津氏綻書	(記事)	島津光久譜
二二七	寛永十九年正月廿三日	島津光久袖判条書	(記事)	島津光久譜
二二八	寛永十九年正月廿三日	救仁郷朝次起請文前書	(記事)	島津光久譜
二二九	(記事)	島津光久譜	(記事)	島津光久譜
二三〇	「寛永十九年」正月廿八日	川上久国・新納久詮連署書状	(記事)	島津光久譜
二四一	寛永十九年正月廿八日	島津久元外二名連署引付	(記事)	島津光久譜
二四二	寛永十九年二月七日	伊東祐正起請文	(記事)	島津光久譜
二四三	「寛永十九年」三月七日	川上久国・新納久詮連署書状	(記事)	島津光久譜
二四四	(記事)			
二四五	寛永十九年四月廿三日	島津光久袖判条書	(記事)	島津光久譜
二四五〇	寛永十九年四月廿三日	徳川家光御内書	(記事)	島津光久譜
二五〇	寛永十九年五月三日	島津光久吉書	(記事)	島津光久譜
二五一	寛永十九年五月七日	島津光久吉書	(記事)	島津光久譜
二五二	寛永十九年五月十四日	松平信綱外二名連署奉書	(記事)	島津光久譜
二五三	寛永十九年五月廿九日	二階堂伊行書状	(記事)	島津光久譜
二五四	寛永十九年六月朔日	島津久通外三名連署書状	(記事)	島津光久譜
二五五	寛永十九年六月吉日	島津久通外三名連署書状	(記事)	島津光久譜
二五六	寛永十九年六月吉日	島津久通外三名連署書状	(記事)	島津光久譜
二五七	寛永十九年六月廿九日	島津久通外三名連署書状	(記事)	島津光久譜
二五八	寛永十九年六月廿九日	新納氏古日記	(記事)	島津光久譜
二五九	寛永十九年六月廿九日	島津綱久譜	(記事)	島津光久譜
二六〇	寛永十九年六月廿九日	島津久通外二名連署書状	(記事)	島津光久譜
二六一	寛永十九年六月吉日	松山才右衛門外三名起請文	(記事)	島津光久譜
二六二	寛永十九年六月吉日	内山兼成外三名起請文	(記事)	島津光久譜
二六三	寛永十九年六月廿九日	板倉重宗外七名連署覚書	(記事)	島津光久譜
二六四	寛永十九年七月十三日	松浦正友・酒井忠吉連署書状	(記事)	島津光久譜
二六五	寛永十九年七月十三日	島津光久吉書	(記事)	島津光久譜
二六六	寛永十九年七月十六日	馬場利重書状	(記事)	島津光久譜

二六七	「寛永十九年」	七月十六日	松平信綱外二名連署書状	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二六八	「寛永十九年」	七月	島津久通外二名連署書状	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二六九	「寛永十九年」	七月十九日	島津久通外二名連署書状	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二七〇	寛永十九年	七月十九日	島津久通外二名連署書状	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二七一	「寛永十九年」	七月廿一日	島津久通外二名連署書状	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二七二	「寛永十九年」	七月廿五日	島津久通外二名連署書状	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二七三	「寛永十九年」	八月	島津久通外二名連署書状	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二七四	「寛永十九年」	八月	島津久通外二名連署書状	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二七五	「寛永十九年」	八月十三日	島津久通外二名連署書状	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二七六	「寛永十九年」	八月十八日	島津久通外二名連署書状	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二七七	「寛永十九年」	八月廿七日	林春斎書状	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二七八	寛永十九年	八月廿九日	島津氏老臣覚書	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二七九	(記事)	新納氏古日記	島津忠榮譜	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二八〇	(記事)	島津忠榮譜	良恕親王書状	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二八一	閏九月廿一日	島津光久譜	島津忠榮譜	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二八二	(記事)	島津光久譜	島津忠榮譜	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二八三	十月十七日	島津久通外二名連署書状	島津忠榮譜	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二八四	「寛永十九年」十一月三日	島津光久書状	島津忠榮譜	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二八五	「寛永十九年」十一月廿一日	島津光久書状	島津忠榮譜	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二八六	寛永十九年十一月吉日	島津光久書状	島津忠榮譜	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二八七	「寛永十九年」十二月朔日	奥山政常起請文	島津光久書状	島津忠榮譜	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津光久基譜
二八八	(記事)	島津光久譜	島津忠榮譜	島津久通外二名連署書状	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二八九	御役元基組頭之下注						

二九〇	寛永十九年十二月十三日	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二九一	寛永十九年十二月十三日	島津光久条書	島津氏老臣条書	島津光久基譜
二九二	「十九年」十二月十六日	林羅山書状		
二九三	「寛永十九年」十二月廿六日	島津久通・川上久国連署書状		
卷百				
二九四	(記事)	島津久通外二名連署書状	新納忠清・伊集院左京亮連署書状	島津光久基譜
二九五	「寛永二十年」	正月廿五日	島津久通・新納久詮連署書状	島津光久基譜
二九六	「寛永廿年」	二月二日	島津光久捉書	島津光久基譜
二九七	「寛永廿年」	二月四日	島津久通・新納久詮連署書状	島津光久基譜
二九八	「寛永廿年」	二月八日	松平信綱外二名連署奉書	島津光久基譜
二九九	寛永廿年	二月十四日	島津久元外二名連署條書	島津光久基譜
三〇〇		伊地知某・白坂篤兼連署書状		
三〇一	「寛永廿年」	二月廿四日	島津久通・川上久国連署書状	島津光久基譜
三〇二	「寛永二十一年」	三月	島津久元外二名連署書状	島津光久基譜
三〇三	寛永廿年	三月	島津久元外二名連署書状	島津光久基譜
三〇四	「寛永廿年」	四月五日	島津久通・川上久国連署書状	島津光久基譜
三〇五	「寛永廿年」	四月五日	松平信綱外二名連署書状	島津光久基譜
三〇六	寛永廿年	四月五日	島津久通・川上久国連署書状	島津光久基譜
三〇七	「寛永廿年」	四月十二日	林春斎書状	島津光久基譜
三〇八	(記事)	島津久通・新納久詮連署書状	島津光久基譜	島津光久基譜
三〇九	「寛永廿年」	五月十一日	島津久通・川上久国連署書状	島津光久基譜
三一〇	「寛永廿年」	五月十一日	島津久通・川上久国連署書状	島津光久基譜
三一一	「寛永二十一年」	五月十一日	島津久通・川上久国連署書状	島津光久基譜

三一二	寛永二十年	五月十四日	島津光久条書
三一三	寛永二十年	五月十四日	島津光久条書
三一四	寛永廿年	五月十四日	島津光久条書
三一五	寛永二十年	五月十四日	島津光久条書
三一六	(寛永廿年)	五月十四日	島津光久条書案文
三一七		(記事)	島津久通譜
三一八	(寛永廿年)	(記事)	殉國名藪
三一九	(寛永廿年)	五月廿九日	松平信綱外二名連署書状
三二〇	(寛永廿年)	五月廿九日	松平信綱外二名連署書状
三二一	(寛永廿年)	(記事)	島津久元譜
三二二	(寛永廿年)	六月廿三日	島津久通・新納久詮連署書状
三二三	(寛永二十年)	六月廿六日	新納忠清書状
三二四		(記事)	北郷久加世別記
三二五	(寛永廿年)	八月十二日	松平信綱外二名連署奉書
三二六	寛永廿年	八月廿二日	野村元綱・岩切信元連署書状
三二七	寛永廿年	八月廿七日	川上久国外二名連署引付
三二八	(寛永廿年)	九月五日	山崎正信書状
三二九	(寛永三十年)	九月七日	酒井忠勝外三名連署奉書
三三〇	(寛永廿一年)	九月八日	伴天連入満陳述書写
三三一	(寛永廿一年)	九月十一日	松平信綱外二名連署奉書
三三二	九月廿四日	西田時通外二名連署書状案	
三三三	十月十二日	西田時通外二名連署書状案	
三三四	十月十二日	西田時通外二名連署書状案	
三三五		十一月七日	川上久国外三名連署書状
三三六	(寛永廿年)	九月八日	伴天連並いるまん陳述書写
三三七	(寛永廿年)	九月十一日	阿倍忠秋・阿倍重次連署書状
三三八		十月二日	犬追物手組
三三九		十月二日	犬追物諸役者注文
三四〇		十月二日	島津光久譜
三四一	(寛永廿年)	九月廿一日	島津久通・新納久詮連署書状
三四二	(寛永廿年)	十月五日	島津光久譜
三四三	(寛永二十年)	十月二日	島津久通・新納久詮連署書状
三四四	(寛永廿年)	(記事)	島津久元譜
三四五	(寛永廿年)	十月五日	川上久国外三名連署書状
三四六	(寛永廿年)	十月十三日	堀田正盛書状
三四七	(寛永廿年)	十月十五日	川上久国外三名連署書状
三四八	(寛永廿年)	十月十六日	島津久通・新納久詮連署書状
三四九	寛永廿一年	九月晦日	島津久通外三名連署申渡書
三四〇	(寛永廿年)	十月三日	島津久通外三名連署申渡書
三五一	寛永廿一年	十月廿六日	島津久通外三名連署申渡書
三五二	寛永廿年	十月吉日	加久藤不動寺棟札
三五三	(寛永二十年)	十一月九日	島津久通・新納久詮連署書状
三四四	(寛永二十年)	十一月十八日	島津久通・新納久詮連署書状
三四五	(寛永廿年)	十一月十八日	阿部忠秋・阿部重次連署書状
三四六	(寛永廿年)	十二月十四日	島津久通・新納久詮連署書状
三四七	(寛永廿年)	十二月廿三日	島津久通・新納久詮連署書状

三五八	「寛永二十一年」十二月廿八日	松平信綱外二名連署書状
三五九	「寛永二十一年」十二月廿九日	松平信綱外二名連署書状
三六〇	「寛永二十一年」十二月廿九日	松平信綱外二名連署書状
三六一	「寛永二十一年十二月」吉日	鎌田政由起請文
卷百一		
三六二	寛永廿一年 卯月廿一日	島津氏条書写
三六三	寛永 廿年 二月十五日	島津氏条書写
三六四	八月 七日	島津氏条書抄
三六五	寛永 廿年 十月 九日	島津氏条書抄
三六六	寛永 廿年 十月 九日	島津久通等連署条書写
三六七	（記録）	御勘定所日帳
卷百二		
三六八	「寛永二十一年」正月 十日	松平信綱外二名連署書状
三六九	（記事）	北郷久加譜
三七〇	寛永廿一年 二月 吉日	霧島東御在所大權現棟札
三七一	寛永廿一年 二月 二日	島津久通外三名連署書状
三七二	寛永廿一年 二月 三日	天草立軍衆覚
三七三	寛永廿一年 二月 五日	吉田康清有馬・天草両陣軍衆 人數極
三七四	寛永廿一年 二月 五日	有馬立軍衆人數極
三七五	（記事）	奥平貞由・遠山景朝連署書状
三七六	二月 十日	山田某・木戸某連署覚書
三七七	（記事）	某覚書
三七八	寛永廿一年 二月廿二日	僧太極覚書
三七九		
三八〇	「寛永廿一年」二月廿二日	松平信綱外二名連署書状
三八一	「寛永廿一年」二月廿七日	牧野信成・松平季友書状
三八二	（記事）	松平信綱外二名連署書状
三八三	寛永 二年 三月 吉日	島津光久達書案
三八四	（記事）	根占重永起請文
三八五	「寛永二十一年」三月十二日	島津綱久書状
三八六	（記事）	犬追物手組
三八七	（記事）	島津光久通譜
三八八	（記事）	島津光久達書案
三八九	（記事）	喜入久治寄進状
三九〇	寛永廿一年 五月十二日	喜入久治寄進状
三九一	寛永廿一年 四月 二日	北郷久加外三名連署書下
三九二	寛永廿一年 四月 二日	川上久国外三名連署書下
三九三	寛永廿一年 二月 六日	岩下某口上覚書
三九四	寛永廿一年 四月 五日	岩下某口上覚書
三九五	寛永廿一年 四月 吉日	八木元信起請文
三九六	（寛永廿一年）五月十三日	某覚書
三九七	（寛永廿一年）五月十四日	荒木某書状
三九八	寛永廿一年 七月廿六日	島津光久書状
三九九	寛永廿一年 五月十二日	喜入久治寄進状
四〇〇	（記事）	島津光久譜
四〇一	（記事）	島津久通譜

四四八

(記事)

島津光久譜

四四九 「正保元年」十二月廿二日

松平信綱外二名連署書状
(記事)

四五〇

島津綱久譜
(記事)

四五一 「正保元年」十二月廿七日

島津綱久譜
徳川家光御内書

鹿児島県史料

旧記雜錄附錄一

題
字

鎌 鹿
田 児
要 島
人 県
事 知

例　　言

一 本書は、東京大学史料編纂所所蔵の島津家本（伊地知季安・季通自筆原本）「録舊記雜錄」を底本とし、卷一から卷十二までを収めて、「鹿児島県史料旧記雜錄附錄」として刊行するものである。本書に収載した文書は年間不詳である。

一 収載された文書を、原文書や影写本等によつて修正または補充する場合には次のようにした。

ア 修正される箇所は「」で囲み、その右側に修正字句を記した。

イ 補充部分は△で示し、挿入にはくの記号を使用した。

ウ 修正や補充の典拠は次に掲げる記号で示した。

阿多文書 ◎

入来院氏文書 ◎

鎌田文書 ◎

清色龜鑑 ◎

島津家重書 ◎

島津氏世録支流系図樺山氏 ◎

島津氏世録支流系図喜入氏 ◎

指宿文書 ◎

樺山家文書 ◎

旧記雜錄同一文書 ◎

霧島神宮文書 ◎

島津氏世録正統系図 ◎

島津氏世録支流系図川上氏 ◎

島津氏世録支流系図忠良 ◎

島津氏世録支流系岡歳久 ⑩

島津氏世録支流系岡新納氏 ⑪

島津氏世録支流系岡北郷氏 ⑫

島津氏世録支流系岡山田氏 ⑬

末川家文書 ⑭

誠訪家文書 ⑮

伝家龜鏡 ⑯

新田八幡宮文書 ⑰

新納家文書 ⑱

新納文書 ⑲

祢寢文書 ⑳

原田トシ子氏所蔵文書 ㉑

藤野文書 ㉒

北郷文書 ㉓

本田文書 ㉔

町田氏正統系譜 ㉕

山田文書 ㉖

一 文書・記録・記事を通じ、底本の順序に従い、通し番号を文首に付した。重出する文書にも番号を付し、重出の旨を注記して本文を省略した。

一 文書・記録・記事の内容が数種にわたる場合には、小番号を付した。

一 文書目録ならびに花押一覧をかかけた。

一 刊行にあたって文書の体裁を、おおよそ次のように統一した。

ア 文書の所在などを示す原注は一字下げて首部におき、この原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「」（墨書）、「」（朱書）で囲んだ。尚、重複・煩瑣にわたるものは、これを省略した。また、前・後編附録所収の同一文書より原註を引用する場合には〔 〕を附した。

イ 合点は、頭または右肩に「——」（墨）、「……」（朱）で示した。

ウ 文書の年月日・差出書・宛所の位置などは、底本の体裁にあわせてある程度の統一をした。

エ 書状の封じ目は、「——」「——」「——」「——」「——」を用いた。

オ 文書・記録・記事には、適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。

一 原文の磨滅虫損は、字数を推して□又は■を以て示し、墨抹等により解説困難な字は■又は■■を以て示した。

た。

一 見せ消しは、その文字の左側に「々」を加えて、右側に書き改めた文字を記した。

一 頭注や行間の書きこみは、底本の体裁にあわせたが、頭注の長い場合はその位置を示し、関連箇所の文末にまとめた。

一 編者の付した注は、原注と区別するために（ ）で囲んだ。

一 原文中の返り点や送り仮名などは原則として省略し、仮名文書に付されていた底本の原注は、一部を残して省略した。

一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

一 漢字は一部の異・略・俗体文字を除き、原則として底本の用字に従った。

一 変体仮名は、現行の平仮字に改めたが江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

一 当時一般に使用された用字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

陳（陣）　蜜（密）　諱方（訪）　麿（鹿兒）　飛彈（驛）　太輔（大）　狼籍（藉）　百姓（姓）　玄蕃（蕃）

愛岩
(若)

覺語
(悟)

案堵
(安)

旧記雑録附錄一目次

例	言	一
目	次	五
卷一	年間不詳	一
卷二	年間不詳	四三
卷三	年間不詳	八五
卷四	年間不詳	一二一
卷五	年間不詳	一五二
卷六	年間不詳	一七二
卷七	年間不詳	一九七
卷八	年間不詳（忠久公以降至勝久公）	一四一
卷九	年間不詳（久經公以降至忠治公）	一八五
卷十	年間不詳（忠良公・貴久公）	三一三
卷十一	年間不詳（義久公）	三五八

卷十二 年間不詳 (義久公).....	三九八
文書目錄.....	四三五
花押一覽.....	四六一

(表紙)

卷 1

1

錄 附
舊 記 雜 錄 卷 一

年間不詳

沙弥玄善御判、應永十六年大呂五日
一正宮爲御立願、田地三町御寄進狀

藤原元久御判、明德二年十一月廿日
ケ所御寄

一正八幡宮爲御立願、澁谷對治之後在國司之跡三町蘭二

陸奥守藤原元久御判、應永三年七月十七日

一正八幡宮神宮寺大智庵之事、

粗條

「右國分宮内澤氏藏」

「國分宮内澤氏藏」

追而曾木利右衛門尉へ御狀被下候、尤御坊雖可被申

入、御同前之儀候間、無其儀候、以上、

一正八幡宮御領、稱林寺平村田蘭之事、
氏久御判、天授三年八月十九日
一大隅國葉西郷之村下八町之事、
正八幡宮爲御造榮料、御寄進之狀

2

人も留守にて候間、拙子一人にて御報申入候、彼衆歸宅
之刻何さま一人を以御禮可申入候、萬期其時候、恐惶謹
言、

卯月十九日

土攝津入道
雲也判

澤永溫老
參人ミ御中

「進之狀」

3

「國分宮内澤氏藏」

爲御祈禱御馬共進宮候、此内ニ鹿毛一疋之花柄者、其ニ
可被立置候也、恐々謹言、

七月廿五日

(本田)
重經判

澤殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一一五三號文書ト同文ナリ)

（本文書ハ二六二號文書ト同文ニツキ省略ス）

5 口切ル、
『藤野氏六通ノ一』

廿三通 頭殿御教書^{◎等}
(正文)

一通 傀所高遠江守

(流帳力)

□十二通 異國降伏御祈以下事

蒙古人襲來以下事

一卷 九通 薩州御家人□守護催促以下事

一卷十四通 埃飯以下臨時課役以下之事

一卷十六通 蒙古人掉國心可窺本朝之□

二通 御教書正文相模守所督事

□通 同御教書正文御鉄事異賊降伏事

三通 同御教書正文 薩摩國警固事

一通(有事書) 同御教書正文 薩摩國惡黨博奕事

▽通 御教書正文 二季彼岸以下事△

一通 御教書正文

(筑前力)
□國垣崎庄事

一通 御教書正文 薩摩方同知行分事

一通 御教書正文 (◎禁)
(集)裏叡山以下事

□通 御下文并御教書正文 周防國築井庄事申狀以下

一卷五通 御教書以下正文 殺害人行延男事

□通 笠嶋宮祭御教書正文

七通 關東御教書并請文正文市來院事申狀有之

□通 同御教書正文 走湯山事

五通 高時御書正文

□通 關東御教書以下正文

十通 道義御讓狀以下置文正文

一結內 御教書正文三通閱書以下官途事

三通 紿旨正文大隅守護職事二通
日向國守護職事一通

一通 紿旨正文市來井田鄉事

二通 將軍家御書并御返事自船上被成之

一通 御下文正文元曆二年六月十五日

一通 御下文正文承久三年八月廿五日

右注文如件、

〔繩目裏判
花押254〕

百目□

□□□正文 康永四□

一通 御教書正文 貞和□

一通 御教書正文 貞和二年十一月廿一日

一通 御教書正文 康永元年十月三日

一通 御教書正文 觀應元年□月十九日

一通 御教書正文 貞和四年八月廿九日 平山事

一通 御教書正文 八月二日 將軍家

一通 御教書正文 膜應三年九月三日

一通 御教書正文 觀應二年八月九日

一通 御教書鑑西正文 貞和五年十一月四日

一通 紿旨正文 正平二年八月三日

一通 令旨正文 八月廿一日 御旗事

一通 令旨正文 十一月廿六日

一通 令旨正文 正平六年八月十九日

一通 令旨本ノハ
正平七年閏二月九日 正平七年閏二月九日

一通 令旨正文 同綱旨案文 正平七年閏二月四日

(本文書ハ四九八號文書ト同文ニツキ省略ス)

(本文書(系圖)ハ四九九號文書(系圖)ノ一部ニツキ省略ス)

思寄事候而、信輔其地ニ令逗留候、若輩氣任候之間、無居事共可在之候之條、無隔心吳見賴入候、定而上洛可有程候間、被副芳意可給候、猶期後音候也、

九月一日
(近齋前人
花押印)

9 『阿久根蓮花寺文書』

改年之御吉賀千喜萬幸不可有際限候、珍重ニ幸甚ニ、抑

參明候ハ、最前之御祝言可申上候處ニ、此境ニ依逗留候、

無其分候、如何様近日可罷越候間、以面上心事可申承候、

次之時者可預御披露候、恐惶謹言、

〔年間未考文明ノ比カ〕

藤原國久判

進上
侍者禪師

御中

玄佐

龍山

11 「全」

從龍山其方ヘ之尊書遂披見候、抑其後久不申承事積憤之至候、仍乍左様扇三本入見參、猶大藏少輔可申越者也、

かしく、

九月廿六日
〔信尹公
花押印〕

桃山安藝入道殿

「樺山氏藏書」

猶々久不申下背本意候、勇健之由承候て千萬々々目

出度候、かたくこれより可申候、急便候條先一筆

申候、

好便之間令馳筆候、遙久不申承候、旦暮御床敷候、仍不

12 態染筆候、抑去秋 禁裏御近所江堂上衆被遷殿候、家門之儀同前候、然者諸式不如意之儀候條、匠作江差下古川

主膳入道候、此節各以馳走助成可爲祝着候、隨而扇子五

恐々謹言、

本遣之候、猶進藤筑後守可申越候也、狀如件、

四月十日

左衛門太夫長治(花押¹³)

十二月十三日 『信尹公』(花押¹⁴)

謹上 桃山安藝守殿

桃山安藝入道殿



進藤

13 就今度御殿燒失、爲被助成之、同名左馬允被差下候、委

曲被成御書候間、於其方令馳走候段、賴思召之由、相意

得可申候、尙々恐々謹言、

【進藤】
左衛門太夫長治(花押¹³)

卯月十六日 謹上 桃山安藝守殿

進藤

14 同名左馬允上洛之刻、芳札殊唐糸一斤贈給候、不寄存御

懇之義、本望之至候、隨而只今不斷光院下國候、每事可

然様御馳走共、於 御家門可爲御祝着候、猶期後音存候、

從御家門爲御使、不斷光院下向候條、被成御書候、¹⁵自

同名左馬允上洛之刻、芳札殊唐糸一斤贈給候、不寄存御

懇之義、本望之至候、隨而只今不斷光院下國候、每事可

然樣御馳走共、於 御家門可爲御祝着候、猶期後音存候、

從御家門爲御使、不斷光院下向候條、被成御書候、¹⁵自

16 從御家門爲御使、不斷光院下向候條、被成御書候、¹⁵自

拙者相意得可申旨候、每事於貴國御馳走之段、可爲御祝

着候、可然様修理大夫殿江、御取成所仰候、恐々謹言、

三月五日 左衛門大夫長治(花押印)

進藤左衛門大夫
桃山安藝入道殿
長治

御宿所

△

謹上 桃山安藝守殿
左衛門大夫長治(花押印)

進藤

謹上 桃山安藝守殿

左衛門大夫長治△

18 今度者爲御使罷下長々滞留候處、種々御馳走御懇之儀、
畏悅至極候、御兩殿へも可然様ニ御取成所仰候、仍ニ御
家門へ之進物令披露候、御祝着之旨以御書被仰候、御一
卷被成御合點候而被進之候、猶爲拙者相心得可申旨候、
恐々謹言、

三月九日

左衛門太夫長治(花押印)

謹上 桃山安藝入道殿

17 其後者不申承候、細々以一札成共可令申處、幸便無之故、
兔角遲々背本意存候、御兩殿へも可然様御取成所仰候、
切々御言共御座候哉覽、御敷床敷存候、將亦兵部太輔殿へ
も以別紙可申候へ共、御傳達懇入存候、尙新介可申入候、
恐々謹言、

進藤

謹上 桃山安藝入道殿
左衛門大夫長治△

三月十七日 長治(花押印)

桃山安藝入道殿

御宿所

19 尚々先度之御歌過分ニ存候、拙者もおかしき事なか
ら申入度候へ共急便之條無其儀候、兵部太輔殿へも
可然やうニ御心得候而御申乍憚頼存候、丹土備平丹

20

光明寺寒汀齋、此御衆へも申度候、かしく、

幸便之條令啓候、仍先度者寄思召御札畏入候、今度者不寄存知罷下候處、種々御馳走御入魂之儀、祝着難申盡候、早速ニ令上洛御懇之旨、御家門へも可申入候、殊ニ先度者山河迄御出、一入祝着此事候、御次之折節者、御兩殿

御取成奉願候、逗留中切々申度心底ニ候處、可然幸便無之故罷過候、爰元出舟之儀も急申事候間、可御心安候、猶重而可申候條、不能巨細候、恐々謹言、

九月五日

長治(花押15)

進藤左衛門大夫

長治

桜山安藝入道殿
御宿所

猶々御懇之御使者令祝着候、急書中如何申入候哉、

御使從龍山様之(御書)趣令披露候、即從是も以御書被仰候、猶爲拙者も相心得可申由候、次去年候哉、坊津迄

▽

進藤筑後守

桜山安藝入道殿
參御宿所

十二月十三日

長治(花押15)

21 爲御使被差下古川主膳入道條令啓達候、仍御家門御殿禁裏被移御近所へ候、然者諸事御不如意故難調候、每度被仰越儀も、乍如何此節之事ニ候間、被成御助成候御取合賴思召候、別而於御馳走者可爲御祝着之由、猶從拙者相心得可申入旨候、恐々謹言、

九月廿六日

進藤大藏少輔

長治(花押15)

桜山玄佐老
參御宿所

御使者殊種々御音信共祝着難申盡儀ニ候、其以後切々以書狀成共可申通候處、好便無之故堯角罷過背本意候、今度御家門も當所へ御成之儀ニ候、程近罷成一入御床敷存迄ニ候、何も從様子猶以未御禮可申述候、恐々謹言、

桃山安藝入道殿 長治

參御宿所

△

22 好便候條令啓候、從御家門も以御書可被仰候へ共、差儀無之候條無其儀候、抑先年罷上刻沈香御進上候間、一段御念入可然香ニ而、被成御祝着由度ニ御意ニ候、自然於京都相應之儀可被申入由、猶從拙者相心得可申旨候、恐

謹言、

四月一日

長治(花押)

桃山玄佐公
參御宿所

▽

桃山玄佐公
參御宿所

進藤筑後守
長治

△

▽

桃山玄佐公
參御宿所

四月五日

長治(花押)

進藤筑後守

長治

△

23

猶ニ其以來切ニ可申承候處、好便無之故、菱角罷過

背本意候、急書中如何憚不少候、以上、

其以後者久不得貴意御床數存候、去年者以書狀申入候間參着候哉、御國弥御無事之由、殊去年者肥州表之儀無殘

24 猶ニ申入候、先年被下候釜于今秘藏仕候、御上洛之折思召懸御目可申候、

爲御使左衛門大夫被罷下候、其御國無案内之事候條、可然様御馳走之段所仰候、先年不斷光院御下向之時、以書狀申入候、相届申候哉、拙者罷下候砌者、種ニ御懇志之

所屬御存分之由、珍重此慶此事ニ候、太守ヘも以別紙可致言上候ヘ共、差儀無之候間令遠慮候、御次之折節者可然様御取合之段、別而奉賴候、自然於京都相應之御用等可蒙仰候、疎略存間敷候、不斷光院切ニ御參會候哉、弥御入魂之段奉賴候、猶追ニ可申入候間先閣筆候、恐ニ謹言、

儀共于今不忘置候、内々可有御上洛之由候條待申候へ

共、無其儀候、與風と在京奉待可存候、恐惶謹言、

三月十三日

〔進藤左馬允
光盛(花押19)〕

桃山安藝入道殿參
御宿所

▽⑯

進藤左馬允

桃山安藝入道殿
御宿參

光盛

△

猶々申入候、先年被下候金于今秘藏仕候、哀々御上

洛候へく候、御目懸度存候、

三月十五日

〔不斷光院清譽
清譽(花押22)〕

桃山玄佐居士
尊丈

乍御返事一筆令啓候、就中左衛門大夫被罷下候之處、種々御馳走之通被申聞候、於拙者祝着之至存候、殊紅花臺斤被懸御意候、過分之至候、暮々拙子罷下候砌者、種々御懇志共于今難忘存候、何様今一度罷下可得御意心中迄

候、恐惶謹言、

三月九日

光盛(花押19)

桃山安藝入道殿
御宿參

27 今度進藤上洛之刻御懇札拜見候、本望之至候、殊古今集

▽⑯

進藤左馬允

桃山安藝入道殿
御宿參

光盛

△

追而申入候、進藤左衛門大夫爲御使被罷下候間、萬々御取成共懲存計候、

在國之砌種々御懇志共不知謝所候、仍承候つる道御傳受之儀申調候、此比 大閤様依御不例、御自筆難成候條、被差下御本心之間、於其方御書寫候て、則此便ニ可有御返進候、被逐御望候事先以目出候、委細之段岩崎新介可申候、恐々謹言、

之儀相調候、於我等祝着此事候、御禮御進上候、是又目出度候、次御天日之儀可被下由候、過分候、何様來年者必籠下旁御禮可申入候、進左も御懇志之趣物語候、能ニ從拙者可申旨候、猶期後音候、恐ニ謹言、

三月十日

清譽(花押22)

桃山入道殿
御宿所

28 當年者可籠下覺悟候つる處、近衛殿難去仰候條延引仕候、心外之至候、仍進藤左衛門大夫上洛之砌、御懇之至共祝着存候、來年者可致下國分候、但存命難測存候、自然御屋形にてハ御取合奉憑存候、將又 大閣様御遠行にて候、よき折節御聞書をも被參候て満足に存候、定可爲御祝着候、猶岩崎新介可申入候、恐ニ謹言、

三月十七日

清譽(花押22)

桃山入道殿
御宿所

30 尚ニ橘景へも一札可遣候ヘ共、餘不得隙候間能ニ傳達候て可被下候、諸事角田申含候也、

去年者爲御上洛途囂、殊切ニ參會難忘計候、就其當年如約束下向候處、大内周防介堅抑留候間、來春者必ニ令下國可申候、金吾其外以一札申候事候、隨而板物一端進之候、尚平田兵衛尉可申候、恐ニ謹言、

九月十一日

雅教(花押14)

桃山安藝守殿ヘ

29 好便之條祝着候而、先一筆令啓候、去年橘陰委細被申候

31 先度者於宗養宿所參會本望候、其後何等御事共ニ御渡給候哉、旦暮御床敷存候、仍 勅筆掛字折節座右候間進之候、雖無指題日候、好便之條令啓候、聊舊好子細候間、

33

以上

一書令啓候、仍今度奧州様爰元御下向被成、兩御所様
へ御禮被仰上候處、無殘所御仕合共にて、早々御歸國被
成候、定而於其地旁々珍重可思召候、然者去比琉球ニお
ふて御苦勞御骨折共にて候、於此方感人事候、將又御息
久太郎殿今度御供候て御下ニ候、於爰元懸御目候、一段

八月十六日 (近衛筆家)
(花押15)

〔本田氏文書〕

35

三十首歌逐一覽候、執々殊勝感悅無比類候、乍憚付墨候、
更不可足信用候、仍繡子一端亦到來候、懇意之至一段祝着
候、尙期後音候也、狀如件、

11

32

雖未申通候染筆候、抑今度京都依不慮之錯亂、諸事無外

方故、匠作へ以使札申候、此砌於預馳走者、可爲祝着候、

猶進藤筑後守可申候也、狀如件、

十一月廿六日 (近衛筆家)
(花押16)

桃山兵部太輔殿

³⁴ 跡鞠爲門弟十骨扇之事免之候、可有御所持者也、恐々謹
言、

十月廿二日

雅庸

桃山久太郎殿

桃山權左衛門殿
御宿所

〔本文書ハ「舊記羅錄後編四」六三〇號文書ト同文ナリ〕

本上野介
正純(花押21)

以後者細々可申通候、猶瀬尾李左衛門尉可被申候、恐々謹言、

三月十六日

〔西江季遠卿〕
季遠

桃山安藝守殿

(花押24)

十月二日

正純(花押21)

御成人にて候、隨而爲御音信御太刀一腰・馬代銀子三枚
并段子二卷被懸御意候、遠路御懇意添存候、何も期來音
之時不具候、恐々謹言、

本田紀伊守殿

本田紀伊殿
參

36 懇報本望候、自嚴前切々可申通之處、自然懈怠背本意候、

〔全〕

去春相煩目以他筆申候キ、仍丁香五斤到來尤祝着之至候、

由緒共旱、于他儀候條、以後者別而可申承事可爲本懷候、將又百人一首雖其憚多候染筆候、猶重而可申候也、狀如件、

八月十六日

(近衛道家)
(花押10)

本田紀伊守殿

37 「全」

去年者罷下御懇之儀共難忘存候、仍入江殿御上洛御進物

候也、謹言、

八月十八日

(日野町賣將)
(花押21)

本田紀伊守殿

共持參被申候、隨而御官位之儀、從本所涯分調可被申之

由候、珍重々々、仍拙者方々重寶拜受祝着之至候、將又此天神名號青蓮院殿御判御手跡候間進覽候、委細御侍者可被申候間不能一二候、恐々謹言、

乍乏少薰衣香袋三獻之、唯今廻來候而加筆候、

上洛已後御床敷候、抑不寄思音信令祝着候、殊丁香二斤到來重寶秘藏不過之候、猶期後便候也、謹言、

八月十七日

松尾民部少輔
賴元(花押25)

八月十八日

(日野町賣將)
(花押21)
「上ノ賣將」

38 上洛已後御床敷候處、不寄存芳問誠不知所謝候、抑當春

福昌寺僧下國之砌獻書狀候、相達候哉、令祝着候、將又御家門御請被申候、則令披露御返事、同百人一首御本被染御筆候、尤御面日至候歟、兼又唐皮一枚同玳瑁瓶二對唐食籠一綬子一端淺黃送給候、不思寄芳情自愛此事候、仍時又可令對顏候哉、朝夕念願此事候、猶本庄右兵衛尉可申候也、謹言、

八月十八日

(日野町賣將)
(花押21)

本田紀伊守殿

39 此天神名號青蓮院殿御判御手跡候間進覽候、委細御侍者

到來重寶秘藏不過之候、猶期後便候也、謹言、

八月十八日

(日野町賣將)
(花押21)
「上ノ賣將」

40 永ニ在陣之儀苦勞令推察候、仍去年候哉、就當門大工新

四郎儀染筆候處、種々懇意之由悅入候、依之又下國候、可然様被加下知候者可爲歎悅候也、

三月廿八日 〔近衛（尊朝法親王ノ花押ナリ）
（花押）〕

「勝久公御嫡子忠良入道休庵」
嶋津修理大夫入道殿

態令啓上候、仍此間乍餘所承候者、前年罷下候砌御家門様御書〔樺桃〕山殿〔江〕從私届申之由、人ニ御雜談之由承及候、於一定ニ者迷惑不過之候、我等者渡不申歟、誰人之届〔申〕候哉、不審之至候、蒙此御狀申受、拙者無如在之通具ニ申分度候、

一天文十九年ニ爲御使者罷下候者、本所御方之御狀計ニ而御屋形様〔江〕ニケ條之以題目を罷下候迄ニ而、其外者いつかた〔江茂〕御書届申事無之候、委大和殿御存知ニて候、

一去ニ年豐高井以兩使於申上砌〔茂〕、御屋形様ならてハいつかたへも御書上申事無之候、各定御存知たるへく候、

一今度〔御闕字〕飛鳥井殿爲御使者罷下てこそ、初而於清水ニ「樺」

山殿ニ預御對面〔申〕、一段御目を被下、御懇之至候へ共、誠忝奉存候ていかやう之御奉公〔申〕候ハてと念願計ニ候處を、如此之題目候へ者、さそく不止議者と思召候ハん事、返ニ迷惑至極候、「罷下御取成を以」、某無如在之通被仰分候由、從何忝可存候事候、恐惶謹言、

正月廿三日

廣繼〔花押〕

角田左京亮

▽ 天文廿一年正月廿三日 △

橘陰上人

△ 參御机下

廣繼

猶ニ邊川之事、御動之通無比類被思候、併從北原方彼在所之事者六ヶ數申候哉、就別所を可被遣御

心底之由、御物語候、然共本有間數候、萬端其恐不

少候、

返事可示預事候、恐々かしく、

先日尊書被下候、取召可致貴報候之處、當時者瀬戸江御

(本田親貞・白瀧重治)

悉仕候間、延引非本意候、併尊意之旨、本右・白次彼兩

人江可有披露之由賴入候處、則被申上候、然處拙者就御

用之儀祇候仕候、次以御上洛之子細、具被聞食候、然共

此刻者先々思召被留候て、可然被思食之由、御返事可申
之旨候事候、恐々謹言、

二月廿三日

忠(永)
(花押)

肝付彈正忠殿

鉤江判
末弘入道

⁴⁴ 先者重田備州及捧一書候之處、別而御懇之御芳札于今添

令披見候、仍爰元六ヶ數子細、新納武州蒙仰候儀共御座
候條、地下年寄衆任異見、十郎左衛門尉致他出候、以其
儀大口拙子間無事罷成候、爲御存知候、倍可添御心事奉
賴候、定此比武州如鹿兒嶋御出頭之由相聞候、於其方被
仰談、善左衛門尉進退儀、向後奉賴候、重々可得貴意候、

恐惶謹言、

六月廿五日

長積○

藝州様
尊報人々御中

新納刑部太輔

忠元

村田右衛門尉殿參
人々御中

⁴³ 態以捺令申候、仍孤舟齋蒲生へ所用候て被寵越候、先々
(伊集院忠矩)

今日者當所へ滯留候、今程ハ爲何事候哉と被仰事候、

圍碁之供ニ長道守一王佐渡拙同心候、爰元慰可有御察
候、將又兩日中ニ鹿兒島へ御越も候哉承度候、彼是以御

⁴⁵ 此比まで八代江出入不申候處此度參候條、
追而牧弥五郎事、義陽代成敗ニ相定候處、以白分別を以

落行貴殿様へ從御意成敗仕候、多年之本望此事候、御芳情之儀更以難申盡候、弥五郎舍兄、到我等親子設衆相開目候者くるしからず候、諸事之儀、御手つよく可被仰出候、只今奉頼候事無其紛候條、御老中之覺に候、然者我々子孫のためたるべく、向後可奉頼之外無他事候、不顧惶申上候、

追而いつそや六卷書御借候、今迄召置候事氣使至極候、然共打續御弓箭無透候、就中去々年以來、色々我々も不得隙事迄々候て、未寫取申候、儘於御寫させ者、今少御借候へかし、心靜寫させ申度、但御入用之時者早々可然申候、將又書札之書御借候ハ大概爰元江相殘たる様ニも覺候儘、此御返書ニ然々承候ハ、可得其意候、「本ノマ、」〔本封與相見得候〕六卷書候事、去々年我等毘沙門之福雖頂戴候、乍十二卷相揃候可御心候、仍見得來候儘、聊寔音信之印計候、

47 檢斷之古證跡まで入間敷候へとも、彼者若輩之者ニ候間、爲嗜持せ候、從此證跡以前之分、御方東福寺之脇之役所にて失候、當時我等か家ニ相殘證跡もたせ申候、聊

其后者遙久不申承候、誠不人成様之御分別、其儘察存候、雖然依無指題目蒐角罷過候、餘無沙汰千萬之條用此事候、仍其元御一人無異儀候哉目出候、爰許各無別儀候、是之女子衆物語候者、おこゝ今程東郷ニ有着之由〔本マ、」變候事、分明候哉、是又目出候、奥許江被成御奉公たる人ニて候儘、向後可目出度事我々迄満足迄候、右此書之端、母儀「もおこゝへも御心得賴存候、如何様於何方歟參、令無沙汰之段、彼是可申述候、猶期後喜之時候、恐々謹言、

六月八日

本田嘉辰(親故)
齋玉窓下

義虎(花押)

薩摩守

〔上封與相見得候〕
本田山城入道殿
御宿所

義虎

沙門之福雖頂戴候、乍十二卷相揃候可御心候、仍見得來候儘、聊寔音信之印計候、

無忘念候、將亦親類有心底旁之ハ御うつし候て、本ニ御

49 尚ニ弥(アキ)〔次〕郎殿江以別紙可申入候ヘ共、急便之條御

返可被下候、我等か祖父親のかき申され候ほとに、落字
かな遣、いつれも一不可然候、享祿元年と申よりハ拙
者書付申候、爲御披閱候、恐ニ謹言、

(本田綱綱)

嘉辰(花押20)

本望候、

言傳申候、細ニ寺家御見(アキ)〔廻〕頼入候由申度候、又右
近尉未御近所ニ堪忍(アキ)〔被下〕、折ニ被懸御日候者可爲

本田

「かしんよりの
けんだんの日記」

48

去春申入候之處御懇之御返書、殊ニ内ニ則御引廻之由承
候、誠御丁寧之至畏入候、其以後彼得可申通候、遠方之
故、乍存候心外候、爲今度眞光寺御使節出國候間、先用
一書申候、然ハ彼寺其國不知案内之仕候、每事賴存候、
猶自是可申述候間、令省略候、恐ニ謹言、

又以切紙二色慥致來候、快然候、

七月廿八日

鑑法(花押39)

本田彈正忠殿

御宿所

惺謹言、

正月十二日

津興(花押12)

本田彈正忠殿

御宿所

就幸便令啓候、仍去夏上洛以後者久無音國中弥ニ靜謐候
〔處〕、日夜御床數候、抑寵上候刻者萬ニ御入魂之段、終身
不可有忘脚候、尤當年中〔ニ〕歸國可申處、數年大望之儀

繁多候間今歲中者滯留申、來春夏之間ニ隙明候而下向可
申候、然者御屋形様御父子・典既様江次之御時者可然様
御取合所希候、就中寺家之儀、以前ニ細ニ申候様ニ、修
理諸役者公事邊諸行事等迄衆御心付、無御油斷被仰付候
者、可爲大慶候、殊報忍寺老躰事候間、諸篇可爲忘却候、
御一人之御心を肝要候、急便之條、重而可得貴意候、恐

伊東陣合ニ入て衆遣候時、^{〔本ノマ、」}被仰出候條々

一背御下地之輩・可爲親子同罪候哉、

一豊後守殿御手之衆、又北郷殿御人衆垂なとをとり、又

城切岸ニ雖被着寄候、於御下地承者かより申間敷候、

一味練之仁の事、於今度者可致披露候、

一射通之征矢・手火矢之事、從合戦も可爲忠節事、

一未練之仁之事、所領讓渡願等之事、

一親子同戰場ニ罷出、一人未練一人者高名之時ハ、高名

申候する一人ニ御所領可被下事、

追而申候、先度者手火矢之日當之秘物送給候、是又

珍重不少候、初而見申候間自愛難盡紙面候、何様永

日中可申承候、

51

拾二月廿七日

義虎(花押)

本田山城入道殿

御宿所

52 態進使僧候、仍先ニ爲御判之御禮、福壽院登せ申候、御

取成大慶令申候、就中從一瓢様平原之門を十穀園之門ニ

御替ニ而給候、然者文書者爲後日にて候間、十穀園五十
貫之員數、金吾様之御判ニ被遊副候て給候ハ、猶以

可爲満足候、每事恐ニ謹言、

十月廿四日

法印(全)
賴金(花押)

伊集院大和守殿

御宿所

尚ニ其許より乗船之儀、此方にて船奉行へ申渡候、

至候、殊物之本數ニ借預候、御懇志之段不及申候、就中書札之卷物一覽候、乍酌酌書寫申候而返進候、未相殘候

様承候、同所望存計候、又六卷書靜見申候而、來春早ニ可

還進候、次見得來候儘、壹種寔表御祝儀計候、猶明春早

ニ自他之吉兆信可申承候、佳事恐ニ謹言、

50

歸寺、養生候て來年三月者可有御上之由候間、無相違、

薩州様御歸國前ニ御上尤候、恐惶謹言、

六月五日

山田民部少
有榮(花押²⁴⁶)

本佛寺
床下

下野守
久元(花押¹⁵⁰)

阿多洞雲老

豊後守
忠嘉

蒲地備中守殿御宿所
帖佐衆中安樂五郎左衛門尉・伊地知丹波守殿入組ニ付、
前御公儀ニ龍出様子被申上候、又候參上被申候、各取前
之儀御存知之前ニ候間、當奉行衆へ被成御談合、事濟候
様ニ頼入候、委數者彼人可被申候條不參筆候、恐ニ謹言、

六月廿四日

(島津)
忠嘉(花押¹³⁷)

西十二月十四日 安樂五郎左衛門尉
(兼惟)
(花押¹⁸)

喜入久右衛門尉殿

公申候事、

一先年大牆江御出陣之刻、鎌田玄蕃殿ニ付自力を以罷上
惟新様御下向之砌、御國元迄御供申届候事、

右兩度之御奉公之通、先地頭鎌田玄蕃殿より豊州へ前
ニ様子被仰入、其一筋を以、又豊州より 惟新様江被
得御内證候、其御返事無異儀事ニ候へ共、御隠居之故
御手付難被成候之條、鹿兒嶋へ早ニ被申上而可然之

由、被仰出候、御使比志嶋掃部助殿以其趣、相良日
向殿にて被成御披露候、其後鎌田左京殿ニテ度ニ御申
候へ共、御談合未相濟由候而押移候、然處中納言
様・薩州様御同心ニ而御上洛前ニ候之故、御返事無之
候、就夫、今度地頭を憑存御往申上候、能様ニ御披露
奉頼候、以上、

當家江奉公忠節之安樂大和守爲筋目、從爰奉公專一也、
安樂殿可爲二男也、可加扶持之事者、追而可有口入者也、
先神領之内庶子分、借屋之門、同屋敷一、遣置也、社頭
之儀、聊尔有間敷候者也、仍遣證文如件、

(肝付兼續)
法印省釣(花押 93)

安樂因幡守殿

是合而廿二三艘程漕出候、内浦へ不相着候者、定而中達
へ可致不用候、夫ニ付檢者迄被遣候間、頃者其表へ可相
廻候、餘延引笑止ニ御前も被思召候間、先肝付ふくとの
船又内場ら少々も可相廻候、合十艘も十五艘も候者、一
人之奉行被相乘、國分方之船元候通、さきへに合點之
申候者、御爲ニ可罷成候、如其堅申渡旨ニ候、無油斷先
以早ニ數可有出船候、涯分肝突此節ニ候、恐ニ謹言、

「國分士安樂爲兵備藏」

57

彼安樂大炊助殿自分出物皆濟被成、三ヶ月之用意銀自力

ニ被參候、一段之御奉公ニ候、三ヶ月過候者御上米歟、

又者國元江軍役出米之内歟可被遣候、爲御存知候、以上、

山田(有信)

利安(花押 25)

覺

59

二月卅日

伊下野入抱節(花押 30)

安樂大炊助殿
御宿所

一くまもとの御番ニ大野治部太夫殿ニ付申候て、自勘ニ
(伊集院久治) 抱節老參
て七月御奉公申候、其時てき二人うち取申候、

一矢崎御つめの時くわんせいニ付申候、自勘ニて百廿日

石漕船遲延ニ付、帖佐鹿兒嶋より稠被仰渡候、爰元之船

十艘程ハ十五日前ニ出船候、又五三日以前ニ出船候、彼

一ミなまたの御陣取ニ五十日自勘ニテ、くわんせい付申

戰てき一人打申候、

候て御奉公申候、

一有馬ヘ御渡候時、ちゝわの御はたらきくわんせい付申

三月十日

安樂備前守(花押19)

候て、三十二日自勘仕候、其時大村源左衛門尉と申ち

ゝわの地頭打取申候、

一八代之御番平田濃州様ニ付申候、移番自勘ニテ御奉公
申候、其時高瀬ニ六十二日つめ申候、其時うすまのや

ふりニテ、てき壹人うち申候、

一嶋原ニ中書様御渡之時、百日自勘にててきうち申候、

但りうざうしのおいたくとのと申仁ニテ候、

一かたした御つめの時、平田新四郎殿御供申候、てき壹
人うち申候、其時手負申候、

一岩屋御つめの時、自勘ニテ六十二日つめ申候、其時て
きうち申候、

一 豊後たけ宮の御番ニ御遣候時、てき一人うちとり申
候、其時手十一ヶ所おい申候、

一同あそのたけ宮の時、新納伊勢殿付申候、坂なしの合

60

尙以、六左衛門尉殿先日之一札、いつそ懸御目度候
と申度候、貴所ニ御快氣候ハヽ、ちと御同道候へく
候。

昨日者度ニ預御使候、自是者申後候處、重ニ儀難申盡候、
仍腫物御煩候様ニ承候、無御心許候、あまり／＼長在陣
ニ而候間、せき出候かと推申、ちと／＼若衆成共御用候
者、當日可爲驗候、但藥代可難成候哉、拙者式りきり
申候て、さやうの儀ニ中／＼存絶候事候、我ニも此比者
切ニ相煩申候、只ニ氣のつまりと覺申候、よ／＼御休
息尤簡要候、恐惶謹言、

(伊勢貞昌)
伊弥九
(花押38)

六月一日

(伊付兼弘)
肝豹様
御陣所

猶々申候、先日又六殿御へつらひの刻願文進候つる、其案文これへめし置候と存候へ共、見出し不申候、ちと御うつし候て給候へかし、次第ニ御願成就申度候、頼入候、又昨日之一卷いつ成共被見てきかせ候へく候、

昨日者被召寄、別而御懇之儀共難申盡次第候、かつ者毎

こ儀候處、種々御懇勲之儀相似御隔心却而之迷惑候、あ

まり／＼こと／＼敷候つるまゝ、若後日之儀と御坊かと存候、尤遂參上此謂可申述候へとも、手前取紛候間先如

此候、さても／＼こよひハ名月、いかなる御遊共御入候

ハん哉、此方ハさやうなる催も無之事候、得寸暇候ハゝ、必一宴可相企と存候、御ひまニて候ハゝ、後方光臨所希望、恐惶謹言、

八月十五日

伊弥九
(花押 38)

肝豹右さま
參御陣所

62 此間者何角とて不能面上候、内々御荒増之書物、今日も

恐惶謹言、

御出候てあそハし候へかしと申入度候へとも、御使仕儀て、今日者雲州へ終日可龍居候而乍存候、明日か晚ニか、いつれも從是可申候、無御懈御執心寄持感申事候、さても／＼先刻者見事之兩種送給候、御懇情難申盡候、されハ每之儀結句恥入候、委曲期面上候、恐惶謹言、

九月一日 伊弥九
(花押 38)

肝豹様

人々御中
(花押 38)

「肝付豹右衛門兼弘、後治部右衛門ト稱ス、從征久朝鮮國へ出陣、慶長十五年殉死于征久云々」

63 此間者金山浦へ御越候哉、一昨日御歸候由承候得とも、無寸暇候て、とかく不申入背本意候、さても當時事闕候刻、一種送給候、御志中／＼書物ニ不申得候、將又内々申候つる書物者、少々國もとよりりちと申入候て可懸御目候へとも、今日者御番候間不能其儀候、明日も必これより御注進可申候間、御出て可有御覽候、猶期面上候、

九月廿三日

伊弥九

(花押38)

▽早崎治部左衛門尉殿 新納刑部太輔
忠元

肝豹さま人々
まいる申給へ

64 去月之比預御札候、則可令申御返事候之處、益田勘解由

左衛門尉于今逗留間、延引候之條背本意候、如仰於向後者雖無指事候、細々蒙仰、自是可申御同心候者悅入候、兼又承候曰杵院問事、南方者、爲土持太郎兵衛入道恩賞之地、豐前介當知行事候、北方事者、土持宮大丸條々申子細等あわけに候といへとも、宜爲公方御沙汰候哉、於身者不可有等閑之儀候、御教書案文拜見了、諸事期後信

候、恐々謹言、

十一月廿三日

(北總時久)
沙弥一雲(花押221)

謹上 嶋津安藝入道殿

66 なお／＼此餘之書物ハ拙子必々致參上可得御意候、

已上、

其後者久敷不奉得尊意候、然ハ抄物二冊久々借給候、此中早々可致返進處ニ細々披見仕候に付、于今延引候、態々可持せ進之處ニ幸源介方越合候間、先々令返進候、聊爾申事候へ共、來春申請致書寫度候、いかゞ得貴意候事候、恐惶頓首、

(川上忠智)
河口二入

肱枕(花押80)

九月十七日

(緑山第久)
玄佐様
參尊報

▽乍輕微竹田之牛黃圓貳貝進覽候、

△

65 遙久敷大切之御物之本被借下候、就氣分漸此間寫取候、

聊尔千萬非本懷候、先々幸便之間返進上仕候、此等之旨可然之様、御披露所仰候、每事恐惶謹言、

國被達御本意御高名共之由承候、滿足仕候、拙者にも帖

佐之内、寺家一所被預置之由候、外聞實儀祝着此事候、御取合憑入存候、如何樣與風罷下、御禮可申入覺悟候、猶伊備可有御物語候、萬々御床敷存計候、靜謐候ハ、必

ニ御上洛奉待候、恐ニ謹言、

九月廿四日

(アナシ)
不斷光院
清譽(花押 222)

桃山安藝守殿
▼
御宿所△

尙ニ 大隅守殿より御狀被下候、御父子御無事候、
態以飛脚申入候、

一 加藤肥後父子國を被召上付、從江戸御上使此書立衆

御下候、大形六月廿日ニ江戸御打立候而、七月中比我等國迄歎鶴崎迄か御出答ニて候、

一 若つかへ之儀〔二八〕御人數可被遣候間、黒田殿・鍋島

殿我等なども、心ニ用意仕相待候、上〔甲〕使衆御下知次第可罷〔成候〕由、昨夕從申來候間、其用意仕候、

一五月六日十一日同十五日廿四日、四度之御狀昨日到來、披見仕候、其地御無事之由此方同前ニ候事、

一限本城、御捷次第二城ヲ可相渡と而、掃除など申付候由、豊後横目衆より申來候、御近所之儀候間其段不及申候、

一 何茂拵候とて、人衆ヲ入可申分ニ而ハ無之候ヘ共、先任〔甲任〕
〔伺〕御意ニ拵候ヘ共下ニ申付候、

一 其許之儀如何申下候哉、彼地於罷越者程近可有御座候間、萬々可得其意候、此外追而可申越儀御座有間敷候、

恐惶謹言、

六月十六日

細川越中守
(忠利)

忠時

喜入攝津守殿

桃山美濃守殿
(まいる)

(本文書ハ「舊記雜錄後編五」五三五號文書ト同文ナリ)

一此暮ニ御上洛可然由、土井大炊頭殿より御内證共細ニ
被仰越候、即上聞仕候、尤ニ被思召候間、秋中ニ御上
洛之用意、被仰付候事、

一松平肥前守殿御成日記、被成御覽候、就其此方、御成
ニ可入道具共御書付御持せ候、重而様子可申入候事、
一御供衆之儀御成之時、御前之役者可被仕衆舞臺ニ鳥目
小袖など可被出様子、前廉稽古候ハテハと被仰越候、
尤ニ存候、内ニテ人之不存様ニ書付可申様ニと、被
仰越候、心得申候、其外色ニ入可申候哉、書付重而可
申上候事、

一宮仕衆振舞方ニ動衆之事、去年貴老御供申大炊頭殿ヘ
罷出候刻も、右之御出合共承候、尾州紀州兩大納言様
御成之時も、連ニ御知音之衆ヘ御ヤヒ候之哉、此度
も左様ニ候て可然存候、弥其心得可申事、
一攝州去月六日其地被爲打立哉、今月朔日大坂出船之由
申來候、定下着程有ましきと存候事、
一御成之、御時分之儀者、春ニ於寵成者、可然由被仰
候哉、就其大豐後守ヘ御作事之様子御尋候ハハ、霜
月ニハ御廣間・書院・御門迄無所殘可相調由候哉、其
外御數寄屋、御くさり之間・御湯殿・御料理之間・舞
臺樂屋・御馬や等者、弥可致出來之通候之哉、於其成
者、三月之時分御成相調可然由、承候、御方者其御覽
悟にて諸事御調候而、當暮之時分ニハ、春之御成可調
様子相知れ可申と、被仰候、尤ニ存候、いつれ御急ニテ
肝要ニ存候、即貴老御書面皆ニ被成、御覽候、定其心
得可有之候事、

一中宮様御懷胎にて當月御產月之由候哉、もし太子様
ニ而御座候ハハ、來年御上洛可有かと、寺澤志摩守殿
貴老ヘ御物語候哉、能ニ被聞召合可被仰下候事、
一東郷十左衛門尉殿、近日其地打立て候之哉、殊外お
そく可被罷下由、節ニ出合申候事、
一爰許御屋敷内ヘ忍入申候者之儀ハハ、三日中ニ伊十院戸
右衛門差上可申候間、其刻細ニ可申入候事、
一將軍様御疱瘡之御注進被成御申候、早打おそく參着仕

候、就其御存分尤ニ候、即扶持方を放追出申候、彼飛
脚申分共其地へ被仰越候哉、我等ハ相煩罷居中ニて候
之間、定而攝州老被仰越候ハんと存候、委者攝州御下
向之時分可申談候、左様ニて定而御返事可申候、恐惶
謹言、

〔年考〕卯月朔日  「朱印」(臣秀吉)

「上包」
本郷一雲殿
〔年考〕卯月朔日  「朱印」(臣秀吉)

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一〇九一號文書ト同文ナリ)

六月十三日 下野守 久元(花押)

伊勢兵部少輔殿
参入御中

72 爲年頭之祝儀、太刀一腰・馬代銀子三枚到來、悅思食候、
猶石田治部少輔可申候也、

正月十四日  「朱印」(臣秀吉)

北郷讚岐守殿
忠虎

△
北郷讚岐守殿
上包

(本文書ハ「舊記雜錄後編」六三六號文書ト同文ナリ)

70 久四郎殿様御上洛ニ付御餞則時 宰相殿ニ茂致披露候、
思召寄御懇志御祝着之由、勿論狀枕江茂細ニ申含候、一段
能御仕合ニ而候、此等之旨委曲御取合所希候、恐ニ謹言、

六月六日 有馬藤兵衛尉

鎌田與兵衛尉

鳥丸兵部少輔殿

御報

到來之目錄

一砂糖五百斤

一右〔大〕つほ壹ツ

一花入貳ツ

71 爲見舞味噌百桶到來、悅思食候、猶石田至頭可申候也、

一かうろ三ツ

一茶碗大小三ツ

一からかねのはち
壹ツ

一ゑきしなへ壹ツ一きんはん貳拾枚一きんはく五十枚

已上

十一月六日  「朱印」(豊臣秀吉)

本郷一雲軒

(本文書ハ「舊記雜錄後編二」六一九號文書ト同文ナリ)

76 爲音信紅糸三十斤到來候、遠路◎(ナシ)志悅思召候、猶石田
(三成) 治部少輔可申候也、

十一月十八日  「朱印」(豊臣秀吉)

本郷讚岐守殿

(本文書ハ「舊記雜錄後編二」七〇四號文書ト同文ナリ)

77 尚ニ遠方之儀候、堯角可被相聞目事候間、宿迄與申
事にて候、領掌與返事可承候、

74 就唐船相着、如目錄到來、種々取揃之段、別而悅思食候、
猶石田至頭可申候也、

十一月六日  「朱印」(豊臣秀吉)

本郷一雲軒

(本文書ハ「舊記雜錄後編二」六一八號文書ト同文ナリ)

急度申候、仍木原十郎兵衛尉方子息、今年市來伊集院之間之可爲御頭取相定候、無吳儀領掌被申候而專一候、去年雖被相當候、侘言被申候而、以前者被措候ツ、爰本御神慮與申御奉公之儀候、乍重言殊去年被差置候、彼是以無餘儀可被相聞目事可被仰付候、一ニ□侘之儀承間敷候、是又爲御存知候、恐ニ謹言、

75 鷹一連到來、遠路悅思召候、猶石田至頭可申候也、

十一月八日  「朱印」(豊臣秀吉)

本郷讚岐守殿

(本文書ハ「舊記雜錄後編二」七〇二號文書ト同文ナリ)

六月九日 經定(花押20)

忠棟(花押28)

寄合中

鎌田^(由)
雲守殿
御宿所 經定

78 當年之初鴨預送忝候、隨分料理可仕候、先日茂青驚送給候、節々思召寄不淺候、猶懸御目御禮可申入候、恐謹言、

九月廿五日

有榮(花押²⁶)

山田民部

有榮

✓ 山本左近殿

八月八日

本田佐渡守^(多)
正信(判)(花押)

鎌田出雲守様

御報

尙以伽羅廿兩唐之沈被懸御意候、御心入之段直申謝候、於爰元珍敷兩種ニ御坐候、就中伽羅ニ被入御念たる御事共候、以上、

80 明日 惟新様御方へ御越之儀者、一走其分ニ而御^(坐)候、併今日之様ニ、終日之雨ニて候者、迎罷成間敷候、されとも晝前よりも雨晴候者、御打立候而可被成御越との儀共ニて候、さやうニ可被成御心得候、恐惶謹言、

三月十一日 伊勢平左衛門尉
貞成(花押³³)

逗留之由、御苦勞御造作申計無御座候、然共御双方御機嫌能御坐候而、拙者一人之様ニ目出度奉存候、峩前以誓

鎌田雲州

御報

詞申合候筋目、互ニ無御相違、逐日御入魂、定而貴公茂御満足ニ可被思召候、我等も御同前候、然者御證人衆下シ可被爲參由候而、御宿以下之ためニ御使者被爲下候、

大久保相模守・土肥^(井)大炊頭相談之條、様子御使者可被仰候、來年ハ陸奥守様御供ニ而御下向被成由、尤其節積御事共、萬ニ可申達候、恐惶謹言、

81 如仰今朝被成官下、日來之本望不可過之候、就其祝之儀

承候、不及御吳見候、とかく先貴所(より)〔ら〕の御祝物をいそ

き給度候、それにしたかひ可申候、貴所も御申あるへき
由尤ニ存候、てるまゝ事久保與九年前之儀、御舍弟甚吉
殿御存ニて候間、御尋候て可被仰調と存たてまつり候、
於御同心者可爲本望候、恐惶謹言、

二月十四日

(花押34)

△ 錫藏人様 御報 伊平左衛門尉

以上

82

態令啓候、仍先日者致參上候之處、種ニ御懇難盡筆候、

「土名」
圖書頭殿

〔新納久元〕

惟新様御氣相其後如何御座候哉、自是奉存計候、尤又ニ

伊集院右衛門太夫殿

忠元

致祇候可申上處、取亂候故、不及是非候、就者川上四郎

本田下野守殿

〔貴報人々御中〕

兵衛尉殿・本田源右衛門尉殿迄、以一書様子令申候、可

然様以御談合御披露所希候、恐ニ謹言、

十二月廿三日

(新納久元)
近江守

久元(花押20)

尙ニ、わの太夫と申ハ、肥後之隈府之沙汰人にて候
間、愚老退申候時、供を仕、女房子を捨罷居候者之

84

83 就御馬追三町衆迄祇候可申之旨、被仰付候、今年之事ハ、
乍早晚御晴、可(被)〔罷〕出支度一人も無所持候、悉所領持申
候人衆(を)火事之時吉惡燒捨候之條、不及是非候、即刻
申者付候帷・肩衣等も晴着可被申ハ有間敷候、大概之火
事者思召候哉、況袴革袴之儀不覃沙汰候、勿論緩疎之非
申事候、爲御存知候、菟角自是可申展候、可得貴意候、

恐惶謹言、

三月廿七日

忠元(花押)
〔新納久元〕

新納武藏守

〔新納久元〕

新納李右衛門入道殿
御宿所

28

事にて候、此等も武役をする者同前ニ候、かたへ

わつか三反〔三〕て候、さしをかれ候ハ、可忝候、尙

細々松山方可被申上候、

△文珠院より、隠居付之所領、ひさつき申、二反買申度

由候て、態人を被遣候、御取成所仰候、

△松隈寺東堂さまより御使僧を至我等預候門口之所領、

是者替可給候へと、御配當御人衆へ侘之由候、是又被聞

召分可給事、偏各奉憑候、

△一わの太夫、神領六反召上候へハ、役ハ難成申、少御禮

を申させへく候、御免許可目出候、恐々謹言、

新納忠元
爲舟判

六月八日

七月五日

鎌田少外記殿

御返報

新納武藏入道（花押）
爲舟（判）

86 度々承候、御同名外記殿内衆之儀、竄前より可返進候由

申候、乍去外記殿御心中、委承届可返申ため〔に〕今まで

如斯候、同者貴老之御心中無御別儀之旨、一通をも被下候、彼者ニ也可罷歸候由、堅可申付候、巨細御使へ申入候、恐惶謹言、

曾や老

宛書不知

霜月廿四日

新納武藏入道（花押）
爲舟（判）

△伊宮内少輔殿

御宿所

△八木民部左衛門尉殿

(忠元一代文書)ニヨレバ、「正文在伊集院善太夫」トアリ

87 勘左衛門尉異見共雖申聞候、既可有御成敗旨承付、申知

以上

貴札具令披見候、仍勘左衛門尉事、度々被仰越候、尤之儀候、何〔も〕從是以一人御存分之通承、依様子御侘可申候間、不能祥候、恐惶謹言、

する人ニテ、不於事實者、彼者申所尤候所を、憑來たる者候事候之間、承得候分御返事申候、巨細猶御使者可

爲御演說候、恐惶謹言、

元彼人申分被逐聞召届、事濟申候者、無別儀可返進候、

五月廿五日

新納武藏入道
爲舟(花押203)

六月廿日

新納武藏入道
爲舟(花押203)

鎌田口

鎌田少外記殿
御返報

89

猶々此所を憑候て參候者之儀ニ候、返し可申事仕に

くき儀ニ候間、是非共御侘可申覺悟にて何かと申候、巨細ハ五日中申へく候、以上、

如仰度ニ承候、子細從此方以一人可申入之由、先度御返事申候、然處、頃者此地御祭禮ニ付取紛、于今延引心外候、必近日使を以可得貴意候、聊油斷有間敷候、爲御存候、恐惶謹言、

如仰先日者御披官之儀付預芳札候、遂御報候處、又被仰越候、具承届候、掇彼人申分ハ、可被成御成敗由聞付候故、愚老を賴其身無疎意通申達、以御糾明之上、向後身上無心遣奉公可仕之旨、被申事候、近頃申惡儀候ヘとも、打賴被寵越候間、不及了簡申入候、於被召置者先々被遂御糾明、一着之上を以御談合申候者可返進候、爲御存知候、恐惶謹言、

八月五日

新納武藏入道
爲舟判

鎌田少外記殿御報

申儀ニテ口打賴寵越候故、難默止候、其□申候、

討手などの事も大かた存候由申候、一人指越、於爰

90 御披官爰許を賴參候ニ付、每々預御狀候、畏入候、御分

別承閉目歸シ可申由、以使申談候、其辻毛頭無相違候、急度然ニノ使可被懸御意候、此中賴來候園田狩野介方ヘ、相點合歸シ可申候、彼狩野介昨日ハ留守之故、御報延引申候、爲御存候、恐惶謹言、

十二月三日 新納武藏入道
爲舟(花押93)

鎌田少外記殿
御報

已上

走者之儀承候、不致失念候所を賴來たる者之事候之間、能ニ申談彼者之進退行末健固之御曇ヲ承、閉目可致御談合候、題目賴來候園田狩野介、今朝拂燒^(曉)ニ禱答院へ被罷越不有合故、御報無然ニ候、爲御存知候、可得御意候、

恐惶謹言、

清和天廿六日 新納武藏入道
爲舟(花押203)

鎌田玄番殿
御報

猶ニ御狀之日付者、正月十九日にて候、此方ヘ到來

申候事ハ今月十二日ニて候、不審ニ存候、爲御心得候、以上、

又申候、頃眼氣出合申候、依夫印判仕候、

如仰御同名外記殿内衆之儀ニ付、承子細度ニ及候條、然ニ之人被指遣候ヘ、彼身躰之儀向後之事申承、定其分可申付候由、御返事申候、聊此方々無別儀候處ニ、其後外記殿^ヲ堯角不承、如何ニ存候、さてハ外記殿不慮ニ遠行被成候哉、笑止ニ候、定而就夫此中不承候哉、然者此度始而從貴殿承候、御眼前之儀ニ候ヘとも、又あらためり承候儀、寡前外記殿へ申たる御返事ニハ可相替候、彼者申分委被聞召届て御肝要ニ候、恐惶謹言、

二月十三日 新納武藏入道
爲舟判

鎌田玄番殿
御報

93 長菊殿御披官之儀ニ付、又ニ預御狀候、扱者貴所御眼前

之故以、こゝより被仰始候哉、御尤候、然處彼者格護之人、日向へ十日計之暇を被乞被寵越申定候、其辻以夜深

ニ罷立候、未尋申候、堺角彼人被寵歸次第存分を承、從

是可申候、八幡も御照覽非僞候、取前彼者其地罷退事故、

外記殿可有成敗之内意を承付參候條、其旨を能ニ被仰分

承分候て、御眞實を吾等ニも被仰聞、承屆次第二御談合

不可有別儀候、急ニハ不及分別候、爲御存候、恐惶謹言、

二月廿三日

新納武藏入道
爲舟判

鎌田玄番助殿
御報

94 態令啓達候、自求广犬童休(吳)書狀被遣候、夜前戌刻到來申候之間申上候、奥州様御船去十六日ニシテまと(ニ)て見たてまつりたる由、舟衆申候通被聞候之間、愚老迄注進申候由承候、尔ニ之子細(一者)ニハ無之候得共、每ニ如此之懇意被申候事候之條、彼(一)通相添次之時者御禮被仰遣御肝要令存候、從求摩之書狀上申候儘、不能巨細

候、正說之(節)ニハ不見得候間、國分ニモ鹿兒島ヘも不申上、爲御分別候、恐惶謹言、

95 「年間不知糺すべし」
卯月廿四日
新納武藏入道
爲舟判

（忠元一代文書ニヨレバ、「在山田助左衛門」トアリ）

（本文書ハ「舊記雜錄後編四」五八七號文書ト同文ナリ）

（忠元一代文書ニヨレバ、「在山田助左衛門」トアリ）

96 猶ニ京江戸弓すきの衆、もち料のからハ、ちと笠ほそく候て、きしの引尾を付たるを被用候、委曲以面

申度候、さて～そのゝち、御手前弥あかり候ハん

にて申度候、

一 天下弓第一ニはやり申候、弓よはく矢などもかるき

やうなるを各御このミと見え申候、爲御心得候、

遙ニ不能向顔候、仍其地之蘇嶋の矢籠望敷候由、民部老江申入候間、から笠、つねのからよりハチとほそく候て、いかにもかたき笠を二百ほど御伏せ可被下候、又まきハラ笠・すやき笠の間五十、伐夫等入候ハ、仁禮左近殿へも申越候條、彼方へ被仰通候而、調候様ニ萬ニ頼入候、恐惶謹言、

八月廿七日

三原(重庸)
(花押)

山土佐守様

人跡拾貳人 外持夫三人

⁹⁷ 七月十七日着岸、以來○者仕合具可申候マニ也候へ共、此者如存用繁候間、不能懇筆候、乍去幸侃かたへハ一書を以申下候、かしく、

九月十三日

(近衛信尹)
(花押)

右人數、一左右次第貝ヲ吹せ可申候間、則被相立、名護浦可爲乘船、船三枚帆三艘賦付可申候、壹艘ニ付人跡四人宛可被乘候、四人間ニ相中夫壹人ツ、賦付可申候、飯米茂福之江乃相渡儀候得者、被取籠候間、若無御用時返上成兼可申候條、三日飯米手前より用意ニ而

⁹⁸ 主從四人指宿内藏助殿同三人、種子田喜右衛門殿同貳人、荒田助左衛門殿同貳人、種子田八右衛門殿・岩田藤

七兵衛殿・吉田喜之助殿・有村少左衛門殿・田島甚右衛門殿・肱岡助兵衛殿、右之人數、一左右次第ニ可申渡候間、被打立、如瀬之浦被差越、彼方ニ而飯米被受取、山田主計助殿下知次第乗船可有之候、川取之外ハ、四人相

中ニ夫賦付、

人跡拾貳人

外持夫三人

(「島津義久譜」ニヨレバ、「正文在坊津一乘院」トアリ)

(本文書ハ「舊記雜錄後編三」一一三號文書ト同文ナリ)

一乘院

も可然候、難成衆之儀も可被受取候哉、御談合有度候、
長崎迄被差越儀ニ而者無御坐候、已上、

亥七月六日

賦所

指宿内藏助殿

99 俄上京之由、霖雨之節御難儀察申事(レ)候、然者御國御仕
合結構ニて珍重候、將又目錄之通令進之候、遙不得思慮
近日參越憑存候、恐々謹言、

卯月廿四日

本多佐渡守
正信花押

新納(長住)旅庵老

(本文書ハ「舊記雜錄後編三」一五〇二號文書ト同文ナリ)

100 重久名之事、持合ニて候間、何篇不相濟由候、就其諸所
六ヶ敷儀出合候時、兩人被成談合事成候様ニ可然候、先
ニ一節たるへく候、追而可申談儀候、恐々謹言、

六月十一日

長壽(花押)

上原筑前守殿
參

十二月廿二日

伊右入道忠穉

幸侃(花押)

追啓御兩所ヘ、各前ニ墨壹雙・筆ニ對宛令進獻候、

101 平田狩野介殿(宗應)「慶長五年戰死于
上原源右衛門尉殿(尚氏)關ヶ原之役也」
參

御□之儀、師匠以來御奉公被申段無其隱候、子細者朝□
上様之御祈念等之儀被仰付候、殊更□御□被
□被上申候、別而彼御禮可被成之段、度
々被仰出候へ共、依御取亂之刻、いまた一かとの御禮な
く候、彼仁之事ハ平僧なミにてハ無御座候、□家三ツ二
分知行□

可被指置候、菟角平寺家にてハなく候、如此申分□

□肱枕老へも又何れへも□御談合衆□
□乍去何肝付へ可罷越候條、やかてまかりかへ

り談合申へく候、已上、

六月十一日

長壽(花押)

上原筑前守殿
參

依幸便啓一封候、仍矢野主膳殿去年已來〔元馬カ〕少將殿様之御勘氣故、方々流浪痛敷存候、夏中者當山籠居候而、則青巖寺江令召請、一節相物之俗人之寺棲果而不似相事候之條、連々少將様江御宥免之御侘言可仕心中候、此趣惟新様へ御傳達所仰候、乍憚嶋圖入并此志紀御兩所江申越候、以御次此旨於被仰者可爲本望候、恐々謹言、

六月十六日

〔高野山〕
青巖寺法印
政通(花押)

川上四郎兵衛尉殿

本田源右衛門尉殿〔親商〕

御宿所

猶以自然御狩藏へ近付申候てハ、猪行事か曲事ニ罷成候する、其時(ママ)ハ不可申付候由、言上いたすへく候、右入念ヲ申渡へく候、下(ママ)はなと候て此分たるへく、猪行事か下知ヲそむき候する者、兩國ニおいて誰人ニよらす、せいはい可申、かたく被申付候、以

拜期再音候、已上、

上、

御馬近日可入由候、さてハ上様も定而やかて御下たるへく候、それ付、三くほう(後平)しろひらの野山かたへたてをき候やうニ、薩摩摠行事殿ニ而可申之旨ニ候、少茂油斷有間敷候、やかてたふせ谷山ニも此うつしヲ遣し候て、かたく仰可候、かしく、

七月廿九日

薩州小狩行事印

蒲地伊賀入道との

「右状讀兼候所多シ本マ、寫置也」

尙々山城入道殿ハ、城やしきにも御移なされ候て哉、

承度候、ふもと人ハ當分無之候之間、とかく城屋敷(ヲ)可進覽候、重而御談合申へく候、

先日其方城屋敷配當事申越候へ共、今少御ひかへ(有ヘ)〔談合候重而御談合ヘく候間〕如此候、爲御心得候、恐々謹言、

十一月六日

町田入道(久倍)
存松判(花押)

蒲地伊入道殿

蒲地伊入道殿

参

(「町田氏正統系譜」ニヨレバ「國分蒲地孫太郎藏」トアリ)

大野將右衛門尉殿

御宿所

〔尙^{シテ}〕^{シテ}此石之事、然與相究候て可承候、少も由斷
あるましく候、

105

太守様來月二日、田布施^江御光儀^三て候、三日四
日間其地八幡宮へ御社參たるへく候、可其心得有へく

候、石見九兵衛尉へ被仰付こそ肝心候、

一壹石付貳舛出米之事、壹石付壹舛五合出米事、然者相
究候て可承候、來月二日ニ京上之船^四入へく候間、如
此候、

尙^{シテ}此許ニテハ平田駿河入道殿木脇^{本ノマ}、善入道殿へ
御合點有へく候、以上、
急度申入候、

事、

一公儀より無御用人上洛候てハ可爲曲事候、此由申届候
事、
中兩人程今月廿四日ニ當所へ越着候様、可被仰付候、
同之自身御越候へと存事候、爲御心得候事、
一其許衆中ニ拾石より内之衆、殿文字を除、銘ニ家名
を帳ニ被書立候て可預候、御用之儀候之間、不可有御
油斷候、恐^シ謹言、

(本田親貞)
木下入
三清判

二月廿六日

町羽入

存松^判
(花押)

五月十八日

蒲地伊賀入道殿

大野將右衛門尉殿

尙ニ、きりつほの下女と候へ者、奥ヘ御格護ニ相似候て惡候之間、兄之玉利名字之〔事〕^(方)之下女と〔ハ〕可申テ然存候、兼又枯穂之帳御持せ候へ共、門屋敷浮免持合候人無之候之間、其元沙汰人へ談合被成、早々付記可被差越事專一候、當所衆之内爰元へしれ申候分於之書付候、持合之仁凡しひ申候へ共、在所何方と無御坐候間申事候、

奥へ被召仕候きりつほ之兄玉利名字之仁所へ、豊州之者有之由、只今納所衆より承候、其元糺明被成候〔二て候〕書付、同前可被差越候、左候ハ、きりつほの下女とハ御無用にて候、玉利名字之下女と可有之候、乍不申日記之書様此中申越候之間、不能細筆候、恐ニ謹言、

承候、^(以上)

御札令披見候、仍而御方へ移衆皆々就公役可被參候由候哉、委細得其心候、即時ニ可申渡候、乍去爰よりいしうんへ「公役候衆」^(被付公役候衆多候)之條、其「元」を折はつし候て當時伊作へ公役之人「粗」^(數)を書付候て持せ候、彼衆解役之分ハ先日此方へ大野將右衛門殿御越候刻、巨細付立候て相渡候間、定而其元へ御上候と、存事ニ候、尙以彼衆へも御方へ

(「町田氏正統系譜」ニヨレバ「國分蒲地某藏」トアリ)

蒲地伊賀入道殿

御宿所

正月晦日

町田羽入

存松花押
(判)

大野將右衛門尉殿

尙以其方へ公役之人數別紙ニ書付候て持せ候、此日

記之内(ナシ)〔語順ハ譜ニヨリ訂正ス〕山田藤内左衛門殿ハ當時川邊之新城へ罷居候間、其元より被仰理候て可然候、兼又御方門前

屋しきの儀ニ付、比紀州合點不參候哉、其旨我ニ共

ハ乍若輩無心元候、さてハ最前之墨付可被見せ候

〔ヤ〕、それ「候たニ」紀州手前より最前被遣候墨付之由候哉

儀候間、今更見させらるゝにおよハす候と存事ニ候、それハ何度被仰存事ニ候、兔角入組ハ存松被籠下候て儀ニ候「て」被仰遣候て可然候、「自」然爰元へ承候付其分申へく候、若又可承儀共「候」早々「可」承候、^(以上)

可被參候由候之間、即時ニ申渡へく候、定而追付可被參

以上

候間、不能細筆候、恐ニ謹言、

四月十一日

町田源左衛門(尉)
(花押)
久政(判)

(「町田氏正統系譜」ニヨレハ、「國分蒲地藏」トアリ)
蒲地伊賀入道殿
御報

返ニ以參可申入儀ニ候へ共、乍自由以一禮申候、入

道ヘも御心得候て、御傳達所仰候、以上、

昨夜者御尋殊ニ種ニ御懇之儀可令祝着候、事之外給醉無

正躰候間、尤以參御禮可申入之處、却而御六ヶ敷可思食

令遠慮候、併無沙汰之様ニ候間令迷惑候、仍五明貳本、

誠之御祝儀迄ニ候、猶重而以參御禮等可申述候、恐ニ謹

言、

正月廿四日

進藤大藏少輔
久治判

蒲地二郎四郎殿
御宿所

不圖以一行申入候、今日其許へ可被成御越山之儀、しか
と相定候へ共、御座船當濱へ無之候之故、平松御老中よ
り今朝被仰通候、然共順風惡候て、只今申刻までハ自帖
佐御舟不參候、誠御前ハ御支度被成候て御待候へ共、無

一書申越候、然者當年御諷方御祭禮之居頭役、町田名字、

長野名字ニ參候間、其地長野彦右衛門尉殿名字中之衆同

心ニテ、來月廿日ニ必ニ參上候様ニ可被仰渡候、聊由斷

有間敷候、恐ニ謹言、

六月十三日

川左近監
久國判

臺攝津守

忠政判

尚ニ、夜中ニモ御舟さへ參候者、御打立候する由候、

此狀どゝのへ申候へハ酉刻ニ成申候、御舟不參候ハ

、唉止千萬ニ候、彼九さ衛門尉かるゝと參候、可
被添御心候、已上、

御了見候、扱々陸路も御越山候する由、上意にて候へ共、
以之外降雨にて、路川洪水ニ候間難儀候、依此等之儀御
延引にて候、一刻も御急ニて候へ共、何方之事も不聞候
而、餘之御かニ様咲止之儀と思召候間、一人申付候、爲
御存知候、此等之趣、維新様へちと可被成言上事所仰
候、恐惶謹言、

六月六日酉刻

伊地知甚さ衛門尉
重起(花押22)

川上日向守

忠□(花押86)

秀堅老
伊勝左衛門尉殿岩縫殿助殿
參人ニ御中

猶々具御使ヘ申候間不能詳候、以上、

吉田殿江參銀子拾枚御持候、我等受取申候、吉田殿江猶
申、無別儀候ハ、右之銀子相渡、吉田殿請取を取候而
可被下候、江戸江之御越御大儀候、御仕合能聽而御上洛

待申候、恐々謹言、

〔近衛公付伊勢因幡守貞知入道如雲〕
友枕齋
如(花押32)

六月廿三日

本田助丞殿
床下

態申入候、

一吉田殿江御祈禱之事度ニ懇ニ申候處、爲其計ニ此間吉

田之在所ヘ御越候而、被成祈念候而御禮等御下候、寶

現靈社之御たゞり、少も有ましき由御申候、珍重候、

一貴所御上候時、銀子拾枚拙者あつかり申候、今度相渡

申候、右衛門罷上候時、縷子壹端御上候、是又渡申候、

吉田殿名之書付御禮被仰下候、

一此間使を申鈴河豊後守かたヘ銀子壹枚被遣候、是も渡

申候、忝之由申候、請取申書付下申候、

一宰相様御鏡御法名、今度御上候、宰相様ヘ御事もとか
く申事無之候、但又御望之事も御坐候哉與先御かゝミ
ハ拙者あつかり申候、依御左右下可申候、

一惟新様へ以書狀申候、可然之様御取合頼入申候、恐々謹言、

返々吉田殿御祈禱相調近比御目出度候、

十一月十一日

友枕齋
如□〔花押32〕

本田助丞殿
床下

¹¹⁴如仰今朝者細々申承大望此事候、其後自是社とかく可申

入候處、何かと取紛候て御無音心外候、拙者も明朝出仕申候て、御暇可申かく御坐候、貴老も御さし出候ハ、今少御談合申度候、源右殿貴所御奉公候へ者こそ、拙者も心安罷居候儀共候、こゝを以是非共御合點候へかしと存計候、今夜終夜御思案有へく候、我等も思案申すべく候、大事之時分御坐候間申事候、恐惶謹言、

七月十八日

六右衛門尉
正親〔花押33〕

本田助允殿
貴報

猶々申入候、此借用ならず衆中より數々借用御坐候、

皆々初秋可被相究由、右兩人にて平左殿〔伊勢貞成〕被仰置由

候、是も同前たるべく候、其時分淮分肝煎可申候而、

又其後ハ一向御無音ニ罷過候、所存之外候、何共五三日中參候て可得御意候、已上、

如仰先年鹿兒島より御光儀も御雜賞衆中より被成候割儀ニ

而、御物御取替〔借用ノコトナルヘン〕被相調候、此始末御下ニ罷成調申候付、

借状など仕置候、此筭用之儀、伊平左殿御上洛前ニも我等前より有與左殿・伊主馬殿申候へ共、如此之借用方、幾

通も御座候間、其同篇ニ可相濟様ニと之故、不及力候、其後又内山乘右殿・伊地知掃部兵・殿、借用方之使させらるゝ儀御坐候條、平左殿へも此兩人迄内儀申候へ共、右

同前之御返事ニて候、初秋ニ可相問由候間、任其儀申候、我等としても聊非油斷爲御存候、恐惶謹言、

五月八日

海老原掃部助
爲信〔花押63〕

本田助丞殿
人々御返報

猶々明後日鹿兒島へ日記可差上候間、今明日中ニ相

謹言、

濟候様ニ御分別專要ニ候、少も御延引有間數候、以
上、

五月十六日

(五代) 五右入
友喜(花押印)

本田助允殿

御報

貴老御差出筹用候而、公儀江各御同前披露可申覺悟候、

然ハ於京都之給銀不相濟候間不定候、於京都馬壹ツ之衆
者銀子三百目宛盛候由風聞候、實儀不相存候、源右衛門
殿御然談ニテ預示度候、恐惶謹言、

二月九日

比志島源兵衛

國幸(花押印)

本田助丞殿
人々御中

卯月十日

伊勢兵部少輔
貞昌判

比志島紀伊守
國貞判

117 御摶王條(書カ)王之寫一ツ被持せ候、先々拙者請取置申候、や
(比志島國幸)

かて比源兵殿(帖佐宗光)(本田正規)へ可申候、昨日ニテ條書初條と帖彌古(本六)可
右老(見)へ被申候條書相違之由候、彼是承届候、出合之砌可

「川邊寶福寺文書」

申候、將又書狀之内兩舌之事共分、段々御置目被相背候
分、何も一稜之條書ニテ可被下候、兩人共ニ貴老被仰た
る條之内、失念申たる事共可有之候、爲御存知候、恐惶

熊嶽へ、先年一日新様以御判しほ屋壹間被相付候、其地
へ有之由候、近年雖被成(寄)破候、今度又被成御付候、
被相糾無吳儀可被引渡候、巨細ハ御使僧可申候、恐々謹

118 御寺領之内加世田小湊之鹽屋之儀、加子役可爲免許候、

若於其所殿役等可有之時者、堅固ニ相勤候様可被仰付
候、恐惶謹言、

卯月十日

伊勢兵部少輔
貞昌判

比志島紀伊守
國貞判

「川邊寶福寺文書」

言、

三月四日

平太郎左
增宗判

本田助左衛門(田(ナン)殿)
御宿所

(本文書ハ「舊記雜錄後編三」一五四二號文書ト同文ナリ)

120 熊岳之儀、從前々諸所以勸被相續候處、近年御分國諸式

御改易以來、斷絕之所有之由御理之條、則近引付候、如
舊々不可有吳儀之狀如件、

三月廿八日

比志嶋紀伊守
國貞判

鎌田出雲守
政近判

忠德山
寶福寺
玉机下

年間不詳

錄 附
舊 記 雜 錄 卷一

『加治木鹿屋仁右衛門』

一先年關ヶ原落足之時、某事肥後表罷下候、然處ニ彼地ニテ薩摩入之由候而、黒田如水・加藤主計正・龍藏寺・橘左近將監其外國衆餘多肥州八代河田村へうち入、萬事其催候處ニ參合候、然者河田村肝煎所者、先年河上三河人道殿宿被成ニ付、我等知人之儀候間、彼

一薩廣方手強可被召出候ハ、代表之衆もさつま方へ御奉事、
右之通承候而、十一月十日ニテ軍衆ニ打ましり候て、
芦北表ニ罷出、諸大將之もやう、人數、長のほり數等
まで委敷見及申、則其日つなき浦より山ニ入申、それ
々出水・米之津ニ罷出候事、

一出水表ニ者紹益様・本田六右衛門尉殿御座候、則右之
通申入候、堺目様貳念比ニ被聞召候、大慶之由候、早

人ニ取合申、軍衆ニうちましり、彼表之やうす靜ニ見
申候、其外行之様子共、彼人念比ニ物語申候、其上三
河入道殿へも御傳言と候て申入候條ニ、

一軍衆無人衆之事、

一伊集院源次郎殿野心ニテ、使兩度參申候ニ付、彼肝煎
小船二艘度ニ仕立申、河田村うやなきより指下候儀、
其かくれなき事、

一諸廻船御用心可入候、からくりハ船手方より入申候
事、

一薩廣方手強可被召出候ハ、代表之衆もさつま方へ御奉
事、
右之通承候而、十一月十日ニテ軍衆ニ打ましり候て、
芦北表ニ罷出、諸大將之もやう、人數、長のほり數等
まで委敷見及申、則其日つなき浦より山ニ入申、それ
々出水・米之津ニ罷出候事、

ニ帖佐ヘ罷越、惟新様ヘ可申上之由候事、

一惟新様被聞召上寄特成儀、懸山くゝり被成御遣候而
も、仕合ニより今程迄有ましき儀も可有之處ニ、此度
と爲御家致忠節候、可被加御褒美之由候而、忝御意候、
則伊勢平左衛門尉殿を以被 仰聞候、拟者追付 龍伯
様 薩州様へも可申上由候而、新納四郎左衛門尉殿被
成御付、富隈ヘ被召出、於彼地ニ 御兩殿様御同前ニ
被聞召上候、御使鎌田出雲守殿・平田太郎左衛門尉殿

二 御座候事、

一其後筑前々黒田甲斐守殿京都之無事可有取成由、使と
して鳥居勘左衛門尉殿被差遣候、彼人をハ日州八代ヘ
被召置、伊勢平左衛門尉殿・相良五郎左衛門尉入道殿
御越候刻、某被召列、其後筑前ヘ我等事三度罷越、種
々御使共仕候事、

一其後京都無事相調御上洛之刻、伊勢平左衛門尉殿被成
御供付、我等中原圓乗坊被成相付、方ニ御奉公申上
候事、

卯月廿四日

鹿屋壹岐守

捷(島津家入)
(花押印)

一夜不入うちにせびをおろし、門番堅可申付事、

一無餘儀用ありて、夜中に門外へ出者有之ハ、町田勝兵
衛門切手を取可出事、

一大酒物見物詣可爲停止事、

一喧咲口論兼如令法度不可有相違之事、

一普請其外公役之儀付、疎略之輩あらは無用捨届置可

右條ニ如此御奉公仕候ニ付、最前御褒美之首尾として、
知行十石・屋敷一つ、入來市比野村へ被下候、御使伊
勢平左衛門尉殿・本田源右衛門尉殿ニテ承候ニも、當
分御隠居之躰ニテ、御知行相迫ニ付、乍少分被下候由
候、忝 御意候、其外高麗人兩度罷立、何篇無別儀御
奉公之儀、相勤申候へ共、今度無足ニ罷成、迷惑千萬
之躰候條、可然様ニ被聞召入可被下事、奉頼候、

已上

遂披露事、付暇を不乞他出有間敷事、

隈城
御曇衆中

右條ニ堅可相守之者也、

文月十日

123

一天正十五年四月廿八日、平佐城從大閣様被成御責候、
其節之地頭桂神祇殿籠城、寄手の大將小出大隅守殿御
舍弟大將殿九鬼八郎殿ヲ、我等祖父原田帶刀、以弓右
之八郎殿ヲ射申候、折節太閣様御方へ相圖之貞聞得申
候故、夫々双方和談御座候、其砌大隅守殿家老佐ニ木
鞍助殿・佐ニ志賀丞殿を以帶刀被召寄、大隅守殿於御
前承候ハ、八郎殿〔本ノマ、」承候矢者、何番目之矢ニ而候哉と、

被仰付候付、八番目之矢ニ而御座候由爲申上由、其日

矢九筋射出申候而、九人射伏申候矢之内、八番目ニ而

候故、右之由返答申上、則御悔仕候由承置候儀御尋、

書付如斯御座候、此段日帳ニも留置爲申儀御座候、已

上、

丑五月廿二日

原田市兵衛

124

一平佐御城普請ニ付、普請衆兵、糧渡方之儀、一日ニ三度、
一人ニ付七合五タツ、之事、

一就右之儀而、御藏入より可被出御用〔物并普請衆之事、
可隨御觸事、

右兩條之事、北鄉作左衛門殿・相良新右衛門殿〔貞成可
被仰渡候間、ゆるかせなく可被相調也、

十一月十一日

伊勢平左衛門〔貞成判

宮路三之允殿

(本文書ハ「舊記雜錄後編三」一五六九號文書ト同文ナリ)

125

一令申候、大山三次殿不慮之儀出來候而、御成敗被仰出
候、然者大井七左衛門殿・拙者兩人被仰付、正月四日
伏見カ大坂江籠下り、明五日三次殿へ腹切せ申候、年

之始之御奉公ニ、大事之儀ヲ被仰付、心遣ニ存候處、宿許

無吳儀三次殿腹切被申、外聞能御使申濟、令滿足候、左候而、

今月七日ニ伏見ニ參り、同九日殿様御供仕、

又大坂ニ罷下候、此等之儀爲意得申事候、謹言、

正月十二日

(有馬)
藤七兵衛純房判

126

一好便候條令申候、仍世上之事六ヶ敷罷成、さハかしく

躰ニ候様子者、内府様御内衆伏見御城楯籠候を、諸

軍兵取巻、夜白ニ責候、未落去候、惟新様奉始御供

衆方無隙軍(身)被成候、我等事此内大坂江被召置候得

共、人數一分伏見(被)召寄、當時城(本ノマ)之被仰付、相調

候城より之鐵炮ニあたり、手負有之候得共、我等事

〔當日〕迄無存分可易心候、ケ様之時節此地へ我等式有

合候事、さりとてハ幸之儀ニ候、隨分無油斷御奉公可仕覺悟ニ候、其元之儀何篇無油斷分別賴入申候、千代丸兄弟手習其外人ニ成候様、吳見賴入申候、恐惶謹言、

七月廿三日
有馬藤七兵衛純房判

127
其表御軍勞之由雖承及候、互遠路故申隔候(張紙)前田四郎左衛門之處、自京都

之書状遞而被遣候、御丁寧之至畏入候、其方無爲御座候哉、爰元御同前候、仍喜入衆大方大坂被參候歟、肝要之

儀候、殘而二三人候之由、如何之分別候覽、是非之外候

彼衆替御のほせ候て可然由、弥太右衛門尉上書ニ候、鎌

雲州へ被得御意候而肝要候、猶追(新納忠元)ニ可申承候、恐ニ謹言、

七月廿一日
前田久右衛門尉殿
御返報

新武入
爲舟(花押)

128
『水引執印文書』

今度相論之事、以宥恕之儀先ニ被差置候、神妙之至候、
仍惣官職之事任前之筋目可有執務候、社司神官等如先規
可隨御下知之旨被仰出候、以此趣可有御成敗條可申由
候、恐ニ謹言、

就御造營千部會之候、各御申ニ而候歟、乍去御感無餘儀子細候之間、不用有間敷様御達肝要候、題目御祈禱之儀

而御入魂肝心たるヘク候、

猶ニ各八城へ被登せ候ヘ共、貴所之事者御造營ニ別

『水引執印文書』

130

是御入魂尤候、猶期後音候、恐々謹言、
鹿兒嶋申入候、定而其許ヘ可被仰渡と存候、其地之儀彼

菊月十八日

喜入大炊助
久正(花押92)

平田久兵衛尉
宗親(花押21)

執印殿
御宿所

『水引文書』

129

度ニ承候、惣官職之事、執印職ニ御定候上者、不可有餘

儀存候、殊今度御子息其役取沙汰候事歷然候、雖然爰元

致披露、濃州相共ニ可申達候、少も無御等閑之儀候、恐ニ謹言、

『文明中』
霜月廿一日

『村田肥前守經安』
經安(花押24)

執印殿
御返報

『水引執印文書』

131

□□々前廉其許ヘ□□ニ御案内可申候ヘ共□□兒嶋御方角之□□之條申候□□先かこしまヘ□□

伯様今月□□新田宮□□爲御社參候、此等之趣、至于

鹿兒嶋申入候、定而其許ヘ可被仰渡と存候、其地之儀彼

執印河内守殿
御宿所

『水引文書』

129

候之條、難澁無之、入魂可目出候、恐ニ謹言、

『文明中』
五月十日

『平田右馬助』
兼示(花押21)

『平田』

久悟(花押23)

『村田肥前守』
經安(花押24)

『平田』
二月八日

『平田』
光示(花押22)

『伊集院』

忠棟(花押28)

執印殿
(三郎友秀ニアタル)

『平田肥前守』
忠棟(花押28)

野村方

落合伊與守

山北若狹守

大腸方

佐宇津次郎右衛門尉殿

野村文五郎

落合河内守

大勝孫二郎

一式引物於鶴戸 嶋津殿江御參會之時、落合□仕られ

候、

一祐國様くしまへ御越候時、式引物野村○○仕られ候、

一相良殿御祝儀定之時、式ノ引物長倉兵庫頭〔 〕、求麻
より、相良左京亮ひかれ候、

正月三ヶ日御わうはんにハ、代々初獻ハ御年^{御西被}申候、三獻めハ長倉殿、二獻・四獻ハ山田^{合方}津留・大脇方、五獻めハ稻津方御年男候へハ落^{合方}落合御年おとこ候へハ、稻津方にて候、

申候、三獻めハ長倉殿、二獻・四獻ハ山田・津留・大脇方、五獻めハ稻津方御年男候へハ落合方、落合御年おとこ候へハ、稻津方にて候、

一祐國様佐土原へ御聟入之時、式ノ引物落合河内守請取

被申候

一近年鳴津殿御祝儀之時、式ノ引物垂水讚岐守、あなた

よりハ本田又一郎、

一正月御年男代ニ稻津・落合申され候、御隠居なされ候

一つかひ弓此前ハ三番にて候、御日記共候らん歟、
八八十町御給のよし申候、 荒武方
一番池尻左馬助殿

一番池尻左馬助殿

八八十町御給のよし申候、

一祐重様御下の事、御年來衆馳走被申候、中にも宮田法

文坊・垂水辨阿舍利、別而御奉公申され候と申傳候、
其時のおはしも宮田にて候つるなり、

一祐安様其後他腹にて御座候、木脇長永の□に御成
候、それより凡御祝儀の御調候歟、聟□御時御座敷
にハ長倉次郎左衛門尉殿、後ハ常□申御參候、式の
引物御太刀・鎧ハ落合出雲□請取、鞍置馬ハ河崎丹
後守、はた馬ハ湯□治部少輔と、久しき日記にあり、
祐立様土持殿へ聟に御成候、祐堯様も聟に御成候、

土持殿をも越前守殿御姉上にて、聟にめされ候、うち
むかひ・打送・御こしよせ、稻津・河崎兩人、御打迎
の人數長倉殿・落合殿其間湯地・河崎・野村・長井此
衆申され候、御日記御座候らん、御一家之内衆にて候
つる哉、

一山田・荒武・津留・大脇ハ當國之住人也、古ハ京都之

取次を被申候なる、御下向ニよて御年來になられ候、
御酌・かよひ、御佳例につるて被申候、長井ハ山田にて候、

一垂水ハ富吉の住人、祐重御下向の時別而忠節申され
候、土持一性也、

一深歲殿ハ祐宗の御子、落合北坂入道息女の腹也、御親
父祐光の御ため、深歲所町祐光寺と號してくたし御申
候、俗別當ニ御成候て御かくこ候歟、今ニ祐光寺とて
木脇ニあり、さやうなる御筋目によりて、今ニ七月御
寺参の御代めされ候哉、七月御寺参之時之御太刀ハ、
野村方持申され候、自然ニ禁忌之時も同前也、

一八幡御神事九月十六日也、御社參騎馬にて、御さきう
ち長倉殿・落合方兩人馬上也、八幡にて御宿より御社
參候時ハ、かちにて石松殿稻津方御供ニ候、御太刀御
進宮ハ落合方にて候、

一祐堯御くし、落合出雲守はやし被申候、御もりハ雲州
之子治部少輔被申候、

一祐國御くしはやしハ、祐堯御はやし給候、御もりハ垂
水中務丞申され候、

一尹祐御くしハ祐堯様御はやし候、御もりハ稻津雅樂助

被申候、

一祐充御くしハ尹祐御はやし候、御もりハ落合源左衛門

尉申され候、

一上別府殿ハ小串にて候ツ、別府六十町もたれ候、在京

之由被仰候處、小串の事小番共申候、伊東殿名代とし

て寵のほり候ハ、とかく被申候事有間敷よし御申候

間、さらハ伊東之下野守として上洛候へと被仰候、其

より入一家としてこそ、上別府と申候へ、於京都御用

に被立候、忠節の方也、

一上畠之肥田木、あやの山ノ陳之時、忠節申され候間、

六郎を給、代々六郎次郎と申候、

一御前迎之時御こしよせ、稻津方・河崎方、御中間ふせ

せき屋、

一いちの臺のこしよせ、荒武方兩人、御中間くら衆兩人、

一御はゝのこしよせ、井戸川・井尻兩人、

一御前様御社參なと御ありきノ時御こしよせ、落合名字

兩人、御中間ふせ關屋、

一祐安の御もり落合出雲守、

一祐立之御もり垂水兵庫頭、

一興禪寺、祐重の御太刀りほんと申候御寺也、御くたり

はしめに御建立之御寺也、

一光臺寺、祐重御建立之御寺也、

一八代常喜寺、祐安の御寺也、

一長持寺、祐立・祐堯之御代よりの御寺也、

一光照寺、祐國之御建立之御寺也、

一懇昌院、祐堯之御寺也、

一其外之諸寺、御代ニ御建立也、

一嶋津忠國、(伊東祐安女)忠國ノ母ナリ祐安の御聟也、嶋津立久、祐堯之御聟也、

一嶋津忠治、(伊東)忠國室ノ新納尹祐の御聟也、三代如此相良殿・新納殿・

忠臣女尹祐之御聟也、

一伊東ノとうの字、前代ハ藤と云字にて候つるを、賴朝

一段祐經へ御念比たるにより、東のかたに近く屋形作

有之、東殿と申たるにより、東の字をいまに書侍ると

一 祐持御下候、やかて御のほりにて、其後祐重虎夜又役にて御くたり、野州の御子を養子にめされ候て、宮方將軍かたの御弓矢の時御用に御立候、祐安ハ他腹にて候、二番めにて候也、木脇長永のむこに御成候、祐立土持殿の聟に御成候、興禪寺前住ハ他腹之兄、祐堯土持との聟、興禪寺太けんハ祐國之兄、他腹本莊名字の女房達腹也、越前守殿ハ土持腹、祐國ハ野村右衛門佐兄弟之腹、祐邑同三河守殿母上同兄弟三人にて候、祐國ハ辰のとし、越前守殿ハ丑の年にて候へ共、越前守殿大方興禪寺二代も他腹により、かやうに候とて、殊外御うらミ六ヶ敷被仰候間、八幡にて御くしょろし、物領にハ祐國御成候よし申候、祐堯被仰候て、池尻左馬頭、落合藤左衛門尉八幡にて御くしょろし、祐國惣領に御成候、辰の年丑の年にて候を、同年にて候つると今に申候方共へ、昔の事しらざる衆申事にて候、一就御當家之儀式、前代より大どちと申日記御座候つるを、都於郡の内城炎上之時分失候也、それより依事前

々之作法相違之儀も候様ニ承候、向後も書付物肝要たるへきよし、年行たち申され候、右條々落合河内入道・荒武古丹波入道其外年行衆、連々物語被申候、其上久敷日記などに見えるを少々書付候、頃者かやうの儀式相違之事共候間、爲後日書置候者也、

133
『福昌寺文書』
落合若狭入道
兼朝
〔天正中〕仲春一日
〔平田〕光宗(花押22)
忠棟(花押28)

如御存知以御談合三ヶ國之人勢之事、福昌寺江可有御合力儀定候、就夫當年者日州江廻來候、諸所相應之御入魂可目出候、巨細者從貴寺可被仰渡候、恐々謹言、

馬頭、落合藤左衛門尉八幡にて御くしょろし、祐國惣領に御成候、辰の年丑の年にて候を、同年にて候つると今に申候方共へ、昔の事しらざる衆申事にて候、

一所衆

諸地頭
御宿所

猶々薩州衆昨日之御動、可申上様無御座候、何方も
其取沙汰ニテ候、以上、
昨日者於城中初而得貴意、扱々貴老様御動手柄之様子、
驚目候、無比類通難盡筆舌候、敵貳人之頸切捨ニ被成候、
我等事も頸切捨申候、于今存候ヘハ捨間敷物をと存候、
定而御手前様も其分ニ可被思召候、令推量候、猶以貴面
委曲可申伸候、恐惶謹言、

二月廿九日

重次判

片山次兵衛尉

『執印文書』

薩摩様御内
「忠易」
指宿内藏助様
人々御中

重次

(本文書、七五三號文書ト同文ニツキ省略ス)

くれ行や石はしる水の今年哉
武庫様御名代之由承候之條、乍斟酌せめての御奉公ニと
書付進上申候、右二句之中を慰^(川上久隔)愍^(久隔)尊老・玄與尊老・定庵
など御覽候而、御定奉憑存候通、乍恐被仰達可給事、所
仰候、雖不及申候、私へ拜領之題、早々誰人歟遊候之様、
御談合専一候、恐惶謹言、

十一月七日

拙齋
爲舟判(宮原景晴)
秋扇老

參

137
『執印文書』

改年之御慶重々目出度申納候、仍川幡新左衛門殿事者、
連々嗜被申方にて候間、知行四百石之目錄を今月末ニ可
被下之由、舊冬堅固ニ被仰付候條、先々爲御内證用書札
候、在所之儀ハ罷居られ候處へ、乍^(被)召置たるへく候、名
之儀者五大村を望次第可被遣候旨候、恐々謹言、

義弘

正月元日
〔年間未考〕桃山權左衛門
久高判

年やかく嘗ても盡し廻り

『寫在土持氏』

追而於無御納得者、何ケ度も御侘可申候、往反遙
々之儀候之間、同者今度一着之御返事所仰候、已

土持大膳亮殿
參御宿所

十月十七日

新納武藏入道
拙齋(花押)

新納武藏入道
拙齋(花押)

蒲地備中入道殿

御宿所

誠々御法式破候事、聊尔千萬候、併彼者ハ火を出候ハぬ
由申候、縱事實二候共、爲其咎一篇罷退候條、且者彼對
拙子被取外聞、且者到彼者可爲御慈悲候之間、本服仕候
様御分別憑存候、此旨爲可申述態令啓候、萬々期後音

候、恐々謹言、

『野田感應寺文書』

野田感應寺之重物繪贊二軸

執印丹波守殿「本マ、」
御中

上、

黃門様被成御覽候、先之寺江被返進候間、何方江茂不參
候様ニ可有格護候由、住持江可被仰渡候、爲其一書如斯
候、恐々謹言、

八月十一日

川上左近將監
久國判喜入攝津守
忠政判下野守
久元判

其後者任無題目、遙久不通〔相〕過候、心外之至候、仍 太
久守様被成御下向、上〔方〕之滿足不可過之候、定可爲御同
前候、隨而其元御料所ニ龍居候保木と申者、從當火事出
來候歟、自隣家出來候ハ共、彼侯木火本之由取沙汰候之
故、是非難申分致退出候、彼者事者、某自先祖代々被官
之筋目候之間、其元打入之自時分致見參召置候、無其紛
候、乍去遠方ニ候之間、年中ニ一度も爰本江無龍越儀茂
候、何ぞ爲^(レ)雖不罷成候、右之以辻與風此方江龍越候、
誠々御法式破候事、聊尔千萬候、併彼者ハ火を出候ハぬ

『寫在土持氏』

猶々此節之迎之事ハ先以延引所仰候、

先刻御越之砌如約束、定此比者迎可預候歟、連々申候様
罷越、遊山共雖大望候、此廿日比此者ハ萬部之開白候之

條、拙者も左様之故障等難默止、僅此節者參着罷越間敷
候、備者以時分自是可申越候條、其境節可到談合候、誠
雖御懇之儀候、先以重而可罷越候、爲御存知候、恐々謹
言、

九月十日

忍性入道

江鯢(花押98)

大膳亮殿
御宿所

尙々千句日限者來月朔日ニ始申候間、以來儀候者、

來廿八日九日之間ニ待申候へく候、

遙久無音之至所存之外候、仍珠長公鶴戸山の參詣、爰元

三月廿三日

上井次郎左衛門尉
秀秋(花押59)

彼博士田上左京進之事、當所ヘ然と堪忍仕候、然者其表
可致徘徊之由候、旅人之儀候間、自然失候時者旁可被添
御心候、恐々謹言、

土持大膳亮殿
御宿所

伊集院下野守
久治

卯月十六日

久治(花押31)

通道被成候を抑留申候、其故者、千句連歌之立願御座候
間、此度成就申度佳覺悟如此候、然者執筆事闕ニて不及
了簡候、御辛勞と申憚多雖申事候、執筆を憑入度候、被
懸御意候者可爲本望候、尤連衆ニ申請度候ハ共、餘ニ執
筆無御座候條、無御隔心儘ニ申事候、御出可待居候事候、
恐々謹言、

瀧聞越後守殿

土持大膳亮殿
御宿所

「寫在土持氏」

返々圖田帳之事以御才覺御借用賴存候、

總御書狀畏入候、仍就圖田帳之儀、迫田次郎右衛門尉方
一通進之候、然者當時野尻へ被罷移之由承届、可得其意候、如斯之由被添御心急速示預候、祝着仕候、將又南
鄉へ被居候福永名字之仁、圖田帳所持之由被聞及候哉、
是又御注進肝要候、自是以書狀福永方へ彼圖田帳借用申
度候へ共、官途不相知候條、書狀者不遣之候、從御兩所
前寄々候之條、南鄉へ被仰渡、御借用候て御上賴存候、
恐々謹言、

七月十七日

上井次郎左衛門尉

秀秋拜

土持大膳亮殿

御返報

『寫在土持氏』

任好便令啓上候、仍內山御番之事早々御立候て、專要之
由御懲之由可申之間候、然者先札候、先々十人程今度者
御立可然之由、申渡候へとも、相替儀候之間、いか程に
ても候へ、御老中より御承候儘、人數之事御馳走にて御
立可然候、爲御存知候、次中山へハ從此方も少々番衆可
被差置候之間、何篇御談合共候て可然候、恐々謹言、

八月十二日

上井
秀秋(花押59)

土持大膳亮殿

御宿所

『寫在土持氏』

就御懃持之儀、先日用一行候キ、爲其御禮御音問畏入候、
早々御格護可爲肝要候、餘者期再逢候、恐々謹言、

無射廿日

伊集院加賀入道
是心(花押26)

土持大膳亮殿

瀧聞越後守殿

御返報

『寫在土持氏』

猶々急使之條、此外不申候、何れへも御心得憑存計
候、

十月十九日

宗運(花押)

其後者無音罷過候、心外之至候、仍昨日廿八傳說相聞得

候分、川邊豐州入道殿頃中風并眼氣出合、笑止之様申來
候、不慮幸便承付、一紙如此候、旁期後便候、恐々謹

言、

二月廿九日

瀧聞入道

宗運(花押)

土持大膳亮殿

御宿所

『寫在土持氏』

猶々御内々并々大炊左衛門尉殿一人へも御心得憑存

候、

先日者於濱市ニ卒度參會、殘多候々、仍糧請取付候而、

夫々駄被差遣候、爰元之役人江引付、慥被相渡候、委細
之段者彼便可有口述候、御上洛大儀難申盡候、九郎右も
同前之事候條、於京都何事茂御吳見憑入候外無他候、內
々よりも心得可申之由候、諸吉恐々謹言、

十月十九日

宗運(花押)

土持大膳亮殿

御返報

寒舟齋

宗運

『寫在土持氏』

猶々鑑刑老茂鹿表へ御祇候之由承候間、御兩人迄申
事候、凡之日限相知候之者承度候、彼是其分別可致
候間、如此候、已上、

京都御門柱之儀、御方之者何比可被引せ候哉、最前如承
候、同日ニ爰元茂御談合申度候、其故者蓬原當所之事御
存之様、少所之儀候旨、兩所迄にてハ中々覺悟之外候、
志布志之御勢入候ハテハ難成存候、此等之旨鑑刑老へ被

成御内談、日限之儀可示給事、所希候、恐々謹言、

候、爲御存知候、恐々謹言、

市來玄番左衛門尉
(花押45)

卯月十五日

七月廿日

上床右近將監
(花押66)

土持大膳亮殿

土持大膳亮殿

參

『寫在土持氏』

『寫在土持氏』

猶々先度御越候時分、就中取亂無會尺無申計候、此間瀧聞越後守殿・市來石州・有馬主馬首殿・東殿各々御意得賴存候、順喜かり宿之儀者町役人などへも、貴所以御校量被仰付御談合、賴存候、

彼順喜、此間飫肥へ堪忍候、そこもとの様ニ罷越度候由被申候、當時似合之あき家なともや候ハんすらん、同者町近邊之望尤候由候、可事成儀ニ候ハヽ、被添御心御入作所仰候、又小舟壹艘於其元調申度候由候、是者悉皆其身分別にて借用申へき之由被存候、うへよりの御校量にてハ勿論有間敷候、其身之分別にて調可申候由にて

彼兒玉新四郎、於在所盜取衣類、到其許依被致活却、露顯無別儀候、盜人之御扱にも被成候する哉、各御功者之事

候之條、可然様御調儀專要候、餘者期後音候、恐々謹言、夾鐘廿七日 伊集院下野入道抱節(久治花押31)

土持大膳進殿

瀧聞越後守殿
御宿所

『寫本在土持氏』

猶々大崎らたそ壹人被參候へと被仰渡候て、あつかり候へく候、

京都ら被仰付儀候而、諸地頭各被合寄、今月廿五日より

於栗野可有御談合之由被仰出候間、諸所ニ申渡候得共、

『全』

刑部左衛門尉殿今程鹿之殿中御番之由候而、從是直申越候、若其内歸宅候事もやと存候て如此、今月廿五日ニかならず 御前もくりのへ可有御越候條、各も可被成御參着事御肝要候、恐々謹言、

(伊勢貞眞)

五月十七日

伊雅入
任世(花押41)

八月廿三日

諏訪采女
兼延

二階堂安房入道殿

土持大膳□殿

御宿所

花林寺

152

『在花林寺』

一書令啓候、然者 大御前様就御不例、從薩州様爲御寄進御脇指被差上候、御氣色之儀も重く被成御座候由候間、御祈念之儀此時候條、可被抽精誠候、爲其如斯ニ候、恐惶謹言、

『眞本在河上次郎左衛門』

如仰之其後者不御左右承候、無心元存候之處ニ、御使書畏入候、春之時分ハ犬追物御企にて候つれ共、就御上洛ニ候而、御延引にて候キ、定而以時分ヲ可爲御企存候、次ニハ愚息左衛門(マツ)直矢候、染ニト 上意惡聞得候、何共迷惑仕候、若自然行末者 乍聞もや御分候す覽之頼計候、殊ニハ此方重寶中紙被下候、二束慥ニ相給候、過分之至ニ候、必此粉紙以一札書立可申存候、何様以面上御

153

『全』

一筆致啓達候、今度於伏見 中將様御不例ニ付、爲御祈願、霧島山權現江御馬壹疋青毛被爲遊御寄進候、依之御使新納仁左衛門ニ而被差上候條、可被得其意旨、御老中任御差圖如此ニ候、恐惶謹言、

禮可申入候、恐々謹言、

(川上久隣)

同名上野入道

八月十二日

河上次郎左衛門尉殿

參御報

『眞本在高岡河上氏』

猶々御同名衆床敷令存候之由、御傳言賴入存候、就

中又左衛門尉殿獨吟連歌共、被遊候、承度候、當所

者拙子共遠候々者、連歌斷絕可有捨見得候之間、又

々取立申度候而、連衆進申候、老馬之無用々候哉と

存候々共、難捨候而如此々候、此由御心得奉各候、

以上、

御兩札畏令披見候、此度能仕合以次郎左衛門尉殿、更々
以御越社役調候、誠以目出度存候、定而貴方、御徒然々
御座候覽々、從此方者無沙汰申候、口惜存候、明日者可
返下候之間、各々懸御目可御禮申入候、將又日州之御狀
ニ、右之役者不調候様ニ見得候、無精進ニ候而者難成候、

『眞本河上二郎左衛門藏』

猶々便之時分ハ、其元御無事之様子、彼是御狀待入
候、平次郎殿へも御心得可被成候、以上、

其以後者不申承候、其御地上下御無事之由、萬々目出度

存候、殊貴老御父子別而御仕合よく御奉公之由承、一段
大慶ニ存事候、此元次郎左衛門尉殿・満吉殿其外御在所
御無事之由候間、可御心易候、滿吉殿謠けいこ、毎日宮
原長次郎殿所ニ而無油斷相見得申候、隨而薩州様御暇
出申、此比ハ御歸國も可被成御座と存候處、于今其様子

『眞本河上二郎左衛門藏』

文月廿五日

河上二郎左衛門尉殿

參御報

(川上久隣)
同名上野入道
慰旼(花押85)

此儀御老中衆可有御申候、拙子も可申候、御左之役者涯
分御精進可爲專一候、日州へも別紙以御返事可申候ハ
共、先々御同前一通以申入、能様ニ御傳言賴入存候、事々
恐々謹言、

無之由、如何と存候、貴老御父子ハ御供ニ而無御座候、
御在江戸之由御大儀存候、乍去連ニ銀子過分ニ御手前ニ
御用意之儀ニ候間、此時と存候ヘハ御借銀可被成様ニ、
御親父ヘ御狀被遣候由、次郎左衛門尉殿御物語承候、彼
是御手前入め之儀承尤存候、細ニ申度儀候ヘ共、急便之
條無其儀、猶期後音時候、恐惶謹言、

九月十四日

仁禮藏人
賴景(花押209)

川上勘解由様

人ニ御中

『眞本在河上三郎左衛門』

猶ニ打立以後、其元取沙汰出合、何ほどニ而候ハん
と存候、かこしまの出合いよ／＼あしき□及申
候、不及是非候、御事篇めてたく得勝利候て、やか
て歸國候而可申談候、次ニハ舞之儀、兵法之儀節ニ
無油斷、わかき衆へ御すゝめ可有之候、以上、
其元打立以後ハ、其方御左右不承候、大風吹申候而、
田地などへいたミ申候哉、承度候、

九月十八日

仁禮藏人
賴景(花押209)

一江戸ヘ八月廿四日ニ參着申、同廿五日ニ　御前ヘ罷出
候、其晚ニ於　御前、御寄合ニ御振舞被下、色ニ添上
意ニ而、此上之本望無御座候、又其後於表御座、同廿
九日・九月十一日兩度御寄合之御振舞被下、添御仕合
無申盡候、九日ニ菊之御發句中納言様被遊、和漢之御
興行可有之由候而、脇を兵部殿第三を我等仕候、はや
一順再ニ□廻申候、御連衆拾人ほと御座候、先ニ御仕
合之儀如此候而、大慶之至御推量可有之候、

一口事篇之儀、相手未無參上候、定參着次第有様之御沙
汰ニこそ御座候ハんと、本望ニ存候、我等存分具ニ御
兩老ヘ申入置候、又　上様ヘも其通ニ候間、ゆかミハ
申候ハしとこそ存事候、

一其元ヘ有之馬、節ニ本吉右殿・稅助右殿と同前ニ、御

けいニ御せる可有之候、口あしく成候ハぬやうニ、
御たしなミ心懸尤候、御油斷有間數候、恐惶謹言、

『眞本河上氏藏』

『川上勘』解由次官殿
人々御中

尚ニ十九日・廿日之比必ニ參越待入申候、盛之上下
ハ各詣合相定候之まゝ、以面謁之時可申談候、以上、

申候、以上、
申候、以上、

御狀只今十二令披見候、仍連ニ御念望之一儀令承知候之
條、心靜ニ慰畋老ヘ申談候、御返事ハ愚拙色ニ申分候之
間、御納得之由候、向後千秋萬歳目出度候、さてハ當年
諫方御神事ニ社役之事、河上名字ニ廻來候、此十九日・
廿日之比ニ必ニ父子一人、此方ヘ可有參上候、汚穢之儀
さへ無之候者、必定參越專一候、名字中、以御談合役者

之盛可在之候、肩より申候、家之次第ニよりて役之上下
茂候之間、可被成其盛候、兼日より爲御存知申候間、爲
御心得候、恐ニ謹言、

同名日向守

忠豊(花押82)

『眞本在河上氏』

七月十二日申

刻

高岡土也
河上二郎左衛門尉殿

御宿所

猶ニ久ニ不懸御目ニ御ゆかしく存候、そこもと人衆
替事もなく候や、便之時分ハ承度候、以上、

『眞本在河上氏』

猶ニ申入候、此社役之儀ハ御老中よりハ不被仰候、
名字ヲ被仰候間、紀州ヘも其分御申有ヘく候、兼又
もめん一贈預候、一段大慶ニ存候、御面にて御禮可

御書狀具ニ令披見候、仍數年被仰候事、慰畋老ヘ申候ヘ
ハ、合點にて候、此方從紀州老ヘ一書にて申候間、何と
成共此度者御越被成候てこそ可然存候、左様ニ候ハハ、
廿日・一日ニ爰元ニ御着被成候するやうに、分別可然候、
此度ハ能仕合にて候間、必ニ御越待入候、恐惶謹言、

七月十七日

同名日向守

忠豊(花押82)

川上二郎左衛門尉殿

御返報

任幸使ニ一筆申越候、去ニ年ハ其元龍通時分ハ懸御目ニ
候ヘ共、靜ニとも無之候て、然ニ御物語不申候、我等事
も次龍下候、定而其元ハ無事御座候ハんと存候、此元人
衆替義も無御座候、上様御下向被遊候て、定而此邊ヘ
も御越被成候ハんと、其時分ハ御立ちも御座候ハ、積
御物語りも可申事候、江戸ヲも便之時候、書狀ニてなり
とも可申を乍存御無音、心外之至候、指がわり候事もな
ふ候ヘとも、あまりの御事ニよしなき筆ニて申越候、猶
重恐惶謹言、

三月初三日

鳴津市正(忠廣)
(花押155)

參

川上篠右衛門尉様

『眞本在河上氏』

猶ニ鐵炮之儀ハ便次第御遣可被成事頼存候、以上、

同性覺之介殿歸宅ニ付、一書令申候、其地御無事之由目

出度存候、上野咄ニ承候雜金入之鐵炮、御方ヘ有之由候、

川篠右様
御申給ハ

三月念三日

川將監(川上久國)
(花押83)

此中其方ヘ長ニ罷有候處、色ニ御馳走之到、別而忝存候、

罷立以後天氣晴緩ニと細嶋ヘ參着申候、明夏者早ニ可罷
下之條、萬事其節可得御意候、三河殿ニ御同前申度候、
尙期後音之時候、恐惶不備、

猶ニ鐵炮之儀ハ便次第御遣可被成事頼存候、以上、

同性覺之介殿歸宅ニ付、一書令申候、其地御無事之由目

出度存候、上野咄ニ承候雜金入之鐵炮、御方ヘ有之由候、

以上、

『眞本在河上氏』

八月三日

川上篠右衛門様
御宿所川上彦太郎
久□(花押87)可爲御秘藏候得とも、ちと見申度候間、急度御遣頼存候、
巨細之儀ハ覺介殿ヘ申入候間、可被聞召候、恐惶謹言、

『眞本在河上氏』

猶ニ覺之助殿ニ被仰候て被下候ヘ、罷立刻ハ去川ヘ
御參之故暇申候、不申殘念ニ存候由、御心得可被下

候、與右衛門様・主左衛門殿などヘ可預御心得候、

以上、

八月三日

川上彦太郎
久□(花押87)

『眞本在高岡河上』

猶々去年けらまつゝ御用由候間、次左衛門殿御宿所迄持せ申候、付申候哉如何、以上、

爰元ニ御越不承候而、自是御無音申候處、先刻者御使殊ニしやが被懸御意、別而添存候、隨分植付秘藏可申候、今程御逗留被成候ハヽ、其内ニ可得御意候、然者去年大六葉之種子之儀申進候狀、相屆不申候哉、如何と存候、當八月ハ大六葉之種子被下候へかし、ミうヘラ仕候而見申度候、萬事頼存候、如何八月狀を以可申進候、恐惶謹言、

四月廿六日

(花押83)

川上篠右衛門様
人々申給へ　川上將監

『眞本帖佐氏藏』

返々拙子之儀、煩以後者承彼是ニ草臥申存、御奉公

幸便之間令申候、仍其以後者不申通、無御障候哉、御状
らんと奉存候、同栗一段さて〳〵候、期後喜之時候、

方心遣迄候、御推量可有候、よりく　薩州様御前

御出入御取合、可然様頼入候、美作守様快氣申、無題目候へ共、一筆分申入候、

一書申入候、仍其以後者申隔候、其御地弥御無事候由、珍重奉存候、就中　薩州様御息災之由、誠ニ目出度奉存候、　黃門様御在江戸被遊候故、此地萬心遣たるべく候、貴所御達者之事一段ニ目出候、若君様日増御成人之由承、大慶千萬候、餘ニ其以來無音申候間、如斯候、恐ニ謹言、

七月廿九日

喜入攝津守
忠政判

帖佐長(宗康)右衛門尉殿
御宿所

『眞本帖佐氏藏』

返々當分ハ黄門様御在江戸被遊候間、諸事御心安候

164

ニも不預、扱ニ 薩州様御繁昌、殊ニ御曹子様故、思召
儘之仕合、目出度奉存候、其段前ニ申候、相届候哉、先
御者態以一人御悅申上候ニキ、弥可被遊御成人と奉存候、
御次之時者 薩州様・同 御前様御取合頼入候、次者諷
訪仲右衛門尉殿上之時、水指進上申候、 薩州様被成御

覽候て、如何 御意候哉、承度存候、此地無何事候、堅
野も折ニ貴所御尋にて候、來年者是非共罷登、御奉公申
上度心中迄候、恐ニ謹言、

六月九日 喜入攝津守
忠政(花押90)

帖佐長右衛門尉殿
御宿所

『眞本帖佐氏藏』

166 猶ニ肩衣・袴一具令進之候、書中之驗計候、以上、
薩州様 虎壽様へ此比餘之御無沙汰申上候間、使者致進
上候ニ付而、用一書候、其地御無事候哉、御國元無相替
儀、 黄門様御上洛之儀、正月十五日過候者此地可有御

打立御儀誕ニ候間、隨分於其元可被成御待候、各事長ニ
御在旅、一入寒中之御苦勞、自是令察候、爰元御宿所御
無事ニ御坐候、可御心易候、將又此文無調法者被成候間、
萬端御引廻頼存候、萬續口上ニ申合候條、不詳候、恐惶
謹言、

167 十一月廿日 弾正大弼
久慶(花押153)
帖佐長右衛門尉殿
人ニ御中

『眞本帖佐氏藏』

返ニ御わか衆ぶりいかゝと奉存候、扱ニ一度罷登、
御目見得申度念望迄ニ候、御つほねへも御心得可
被成候、白左近殿御内儀も一段無事ニ候由申度候、
將又貴老御息舊冬よめむかへ被成候、是父めてたく

光久様御一大事之御役御勤候處ニ、いかにもからく被遊、
舊冬極月廿五六日之比、御湯御かゝり被成候旨、千喜萬

悦之到、御國家の大慶不過之候、御輕有之由度々雖承候、

疱瘡者我等兩度仕覺申候故、神はく心遣千萬ニ御座候つ

る處ニ、只今之御到來ニ而、誠ニ帶ひもをときたるやう

罷成候、極月十六日之御状慥ニ落手候、被入御念候段、

過分之到候、尙追々御祝言可申承候、恐々謹言、

卯刻
正月九日

(島津)
久慶(花押)

帖佐長右衛門尉殿

帖佐長右様
まいる

『眞本帖佐氏藏』

169

一琉球江御馬之儀、去二月申下候、定而五六月之時分ハ

可罷上と存候、左候ハ、少くつろけ候て上せ可申候、

一數寄之御道具之儀、木原七郎左衛門ニテ被仰下候、無

由斷相尋申候、一色成共見合候て上せ可申候、宗俊之

便ニ水指一ツ・かこ二ツ進上申候、御用ニ立申間敷と

存、心遣ニ候事、

猶ニ御留事參、樂さ無申計候、され共緩ニと罷爲躰
御兩殿様御恩澤不淺候、已上、

薩州様舊冬之御疱瘡御快氣、加之 虎壽様御疱瘡一入御

輕御座候旨、自野州老申來、扱ニ思召まゝ之外、誠ニ大

慶之到不大形、因茲又ニ使者進上仕候、於其元思召寄之

事共被仰聞可給候、當年ハ 薩州様可爲御下國など下

ニ申散候、旦夕御吉左右まちたてまつり候事、可爲御推

量候、恐ニ謹言、

一月三日

彈正太弼
久慶判

帖佐長右衛門尉殿
御宿所

一光久様今度 御替合被成、御下向と有間敷候哉承度
候、猶期後喜候、恐ニ謹言、

二月十五日

川上左近將監
久國(花押84)

帖佐長右衛門尉殿
御申給

170 一書令啓上候、仍而大脇舍人佑殿高拾四石、當所之高相除、其地之高ニ可相籠之由、三原左衛門佐殿御使ニて被仰聞候之間、先日其通申越候ヘ共、又ニ此度山田民部少輔殿御使ニテ、如前ニ當所之高ニ可相籠之由被仰出候間、當所高ニ相籠候條、其元其御心得可被成候、爲御存候、恐惶謹言、

未八月廿一日

大寺主計助
政安(花押67)

肥後長次郎
盛行

新納加賀守
忠清(花押205)

比志嶋掃部助殿
市來備前守殿

新納仲左衛門尉殿
まいる人ミ御中

以上

66

171 御書狀具ニ拜見候、然者向町與三右衛門尉、扱者御禁斷日ニ、せつしやう仕候義、左様成儀横目衆御披露被成由候、定從御公儀細ニ可被仰出候間、其刻御狀之趣可申入候、就夫年行司方ヘも然ニ覺語可申通可申渡候、恐惶謹言、

卯月十九日

川口覺兵衛尉
重昌(花押88)

新納仲左様
御報

172 一書申候、仍唐物や千左衛門四十四歳、帶やの四郎兵衛尉貳十二歳、同下人長五郎十九歳、此三人宮内之八幡ヘ參度由申候間、狀相付申候、先書ニ如申入候在郷などヘ不參様ニ被仰付尤候、恐惶謹言、

正月十四日

新納加賀守
忠清(花押205)

顯姓長左衛門尉
久政(花押61)

新納忠左衛門尉殿
人々御中

人々御中

173
一筆令啓入候、然者我々御談合申候百目掛銀之儀、當月
と來三月と相續、其方被成御取並ニて候、然處相良土佐
殿々被仰候ハ、手前借銀共御座候而、被爲行迫候間、其
方御取前、右兩度之内壹ツ被成所望度之由候、就其使を
差越にて候條、從我々も右之通申候て可進由候、其元之
儀者御分限之事ニ候間、左様ニも被成被遣候へかしと存
候、巨細之段者彼使可被申達候條、能様御談合所仰候、

恐惶謹言、

九月廿六日

川上主膳
忠位(花押印)

東郷十左衛門
重盛(花押印)

新納仲左衛門様
人々御中

175
之後先西ノ年より御爭共御座候、當年之儀者 黃門様被聞
召上、如先例可致沙汰由、被仰出候へ共、更我々不及分
別候、御太刀ニ御馬者付物之由、兒玉筑後守殿を以被仰
出候間、加治木之御馬先ニ受取せ申候、御使者御目見得
之儀も先ニ而御座候つる、左様成御禮被仰聞悉存候、御
争之儀ニ付而、双方々證文可被出由、東郷肥前守にて被
仰出候條、其段御使者へ申渡候、定急度可被差出候、其
節細々落着之儀可申入候、此等之旨可然様ニ可令洩申渡
候、恐々謹言、

八月一日

下野守
久元判

彈正大弼
久慶判

新納仲左衛門尉殿

174
從又八郎様御書被成下拜見悉奉存候、然者八朔之御太刀御
從又八郎様御書被成下拜見悉奉存候、然者八朔之御太刀
之儀、玄蕃頭殿是者御座相易候間、口能無御座候、御馬

從又八郎様御書被成下拜見悉奉存候、然者八朔之御太刀御
進上ニ付、玄蕃殿と後先之御爭共御座候、左様成儀ニ付、
御慇懃成御意悉存候、此等之旨可然様ニ可令洩申給候、

恐々謹言、

可被成候、恐々謹言、

八月二日

下野守

久元

新納仲左衛門殿

二月十二日

川上因幡
久國判

御宿所

新納仲左衛門殿
御宿所

176

以上

一書申候、仍川野内記申分付、自江戸御意之儀共候、
左様成御談合付、從式部様貴所被爲參候様ニと被仰
候、自公儀者別之御用通被仰付、必御越可有候、恐々謹
言、

二月廿八日

川上左近將監
久國判

新納仲左衛門尉殿
御宿所

以上

當春之御慶未申入付、示札候、又八郎様被成御上洛、

其許不樂御座候ハんと令察候、もはや被遊御出船候哉、
承度候、此方無相替儀候、武庫様へ書狀指上候間、御上

177

以上

急度申候、仍從江戸上使御下向之由候、道橋之普請入念
可被申付之旨、以廻文申渡候、弥無油斷様ニ、其方前よ
りも可被仰渡候、將又上使御通之刻、到下ニ迄見物ニ罷
出間敷候、若於中途參合候ハヽ、つくばひ、いかにもう
やまひ候て罷居候様ニ、堅可被申付候、恐々謹言、

十月十五日

山民部少輔
有榮(花押²⁴⁶)

顎左馬頭

久政

北佐渡守

久加(花押²²⁹)

川因幡守

久國

178

以上

以上

當春之御慶未申入付、示札候、又八郎様被成御上洛、

其許不樂御座候ハんと令察候、もはや被遊御出船候哉、
承度候、此方無相替儀候、武庫様へ書狀指上候間、御上

新納仲左衛門殿
御宿所

179

猶々夫丸之儀、竹の下殿へ可被仰候、乘馬中間ハ有
屋方へ面談ニ頼申候、

猶々此狀被差出可被仰理候、明日如高原御越有々く
候、以上、

貴所御事、明日高原へ被成御越、京衆へ御取合可然候、
其故ハ此方曇之内一所にても六ヶ敷儀出合候ハ者、早竟
公私御爲不可然候、節々乍御辛勞無御油斷可被差越候、
馬人夫等ハ飯野御公領へ可被仰付候、御中間藤三從今晚
御方へ可參候、兼又小林通道之儀ニ候之條、頼爲知候、
飯野之儀ハ不及申、旁御入魂尤候、恐々謹言、

一
一關ヶ原亂之後、於伏見 公方様へ 黃門様被成御目見
得候刻、御進上物并御拜領物など細々書立候而、仁禮
藏人殿より惟新様書狀上申候、充所者本田源右衛門殿
ニ而候由、藏人被申候、左様成書狀など、又々誰そ爲
覺申人など無御座候哉、被入御精候而承度候事、

一
惟新様御病中爲上使篠崎吉右衛門殿下國候、其時分之
御拜領物年號月日各同前承度候、今度從江戸被仰下候
ニ付、御系圖ニ書載候ニ付入候間、存候衆候ハ々、細
々御書付候而可給候、恐々謹言

三月十八日

(新納長住)
休閑齋

旅庵(花押205)

肱枕(花押80)

十月朔日

彈正大弼

久慶(花押153)

新納仲左衛門尉殿
御宿所

長野織部佑殿
(祐豐)
御宿所

猶々醫者二官御事篇於衆樂御沙汰候、其時分友賢事

御跡ニ爲被殘置由候、左様成書物など江夏内記手前

ニ者無之候哉、可被成御尋候、於爰元二閑ヘ尋候ヘ
共、覺無御座候と申事候、以上、

一書令啓候、

一關ヶ原亂之後、於伏見 公方様へ 黃門様被成御目見

得候刻、御進上物并御拜領物など細々書立候而、仁禮

藏人殿より惟新様書狀上申候、充所者本田源右衛門殿

ニ而候由、藏人被申候、左様成書狀など、又々誰そ爲

覺申人など無御座候哉、被入御精候而承度候事、

惟新様御病中爲上使篠崎吉右衛門殿下國候、其時分之

御拜領物年號月日各同前承度候、今度從江戸被仰下候

ニ付、御系圖ニ書載候ニ付入候間、存候衆候ハ々、細

々御書付候而可給候、恐々謹言

以上

一書令申候、仍伊作中之里名之内、門内屋敷・加治屋屋敷・西中間屋敷ニ人付之儀ニ付、曾木新左衛門尉殿へ御尋可申儀御座候間、急度被成參候様可被仰渡候、御延引ある間敷候、恐惶謹言、

三月廿八日

山田民部少輔
有榮(花押²⁴⁶)

高崎伊豆守
能乘(花押¹⁹⁹)

新納加賀守
忠清(花押²⁰⁵)

調候、

一たとひ我等相果候之由、むすめ一人在之儀候間、方々より借物之儀可申來候條、尙取納之儀少も無油斷可相も忝御意難申盡候事、

一何事も五郎右様御分別次第ニ、跡々之儀可申付候、聊以油斷不可有候、

尙々今日濃州たるひと申在所迄參申へく候、以上、幸便之條申下候、

一今日迄ハ我等も存生寵居候事、

一上方亂入無是非次第二候之事、

八月十七日

矢野伊兵衛との 大野吉兵衛との
(花押²⁵¹)

一三右衛門尉・宗左衛門尉・助右衛門尉急度上洛可仕様可申付候事、

一ケ様之儀も可在之と存、中間をかい候而可上之由、申下候へ共、爲何子細ニ而候哉、不指上せ候、無心元事うミ山候也、

一夫丸成次第可上候事、

市來備前守殿

新納仲左衛門尉殿

人々御中

新納加賀守

忠清(花押²⁰⁵)

一五郎右様へ書狀上度候へ共、餘取亂候條、此書狀可懸御目候、以上、

御目候、以上、

大崎かん丞との 玉利對馬との
黒木大藏との

猶々昨日兩度從福嶋様御振舞御座候、拙者も御座へ
被召出候、誠々 惟新様御願難申盡候、此等之様子
も御次之時ハ可然様ニ御取成所仰候、
幸便之條令啓上候、

一兵庫へ昨日十四日御着船候、然者安藝少將様爲御下
向、兵庫迄大坂より御出船候之處ニ、少將様御上着、
昨日被成御參會、別而御入魂不及申候、定而御直書并

御老中より可被仰下候、

一安藝少將様被成御案内者、秀頼様へ可被成御目見得
由、御談合候、

一昨日少將様へ御參會之御座ニ而も、惟新様御理知儀

ニ御座候間、當末無御別儀可被仰談由、五度も十度も
被仰候、殊更御馬一疋可被進候^(@)思召、御秘藏之由、
御物語候、爲存よりも深重ニ候、惟新様御事御懇意

ニ候、拙者も「久」^(@)悦御察之前ニ候、

一大柿へ御出陳之儀、此等之段も惟新様正路之御分別三
て、秀頼様御爲一途思召爲被通由、御褒美候、

一廣嶋少將様より、如最前銀子百貫目・米三千石可被借
進由候、

一龍伯様御仕合も、別而事能聞得候、是又御満足之儀ニ
候、

一大坂へ於御上着ニ者、追々御使を可被指下由候〔而〕間、
細々可申入候、先々少將様御仕合能御座候、目出度奉
存候、恐惶謹言、

十月十五日

伊平左様

人ノ御中

（新納長生）
旅庵（花押）

（本文書ハ「舊記雜錄後編三」一二三六號文書・一七二二號文書ト同文ナリ）

猶々山民部少殿歸宅にて候間、兩人として御返事如
斯候、以上、

御書狀具令披見候、仍而其許鍛治番匠衆知行宅之儀承

候、御老中衆爲被聞召儀ニ候間、爲我ニ不罷成候、被成

新納仲左衛門殿
まいる

御申候者、直御老中衆へ被仰上候而尤候、もはや我ニ支配所ハ罷あかり候、爲御存知候、恐惶謹言、

七月廿三日

高崎伊豆守

能乘(花押12)

新納加賀守

忠清(花押25)

比志嶋掃部助殿

新納仲左衛門尉殿
御報

二月三日

嶋又八郎
久董(花押14)

久意
〔^久_意〕

185

猶ニ韻負別書不申候間、同前心得候て可預候、

任幸便一筆申候、比者其許之様不承候、定而可爲無事と

存事候、手前儀無爲ニ致在旅候、薩州様御前殘所無御

座候、相詰候儀も今少ニ罷成心安存候、來夏初ニ者早ニ

罷下相積儀可上申候、内儀方へも達者ニ有之由、仕合之

通心得候て可給候、尙重而期後音之時候、恐ニ謹言、

十一月廿一日

嶋又八郎

久董(花押14)

186 一筆申候、仍昨日者天氣惡敷候處、遠方迄韻負被指越候、

一入令祝着候、然者今度上洛人數賦減少ニ付、爲御佐武庫様鹿兒嶋へ被成御越候、貴老事も御供ニ而別而苦勞之由、其聞得候、左様成を以先前ニ如御賦可罷上之由承候而、致満足候、餘ハ期後喜之時候、恐ニ謹言、

二月三日

嶋又八郎
久董(花押14)

久意
〔^久_意〕

新納仲左衛門殿
御宿所

「武庫様ハ惟新公ニ當ラス、久董ノ父兵庫忠朗ヲ指テタルナラン、

左ナケレハ、他ニ又八郎ト云シ人ナシ」

「兵庫忠朗ノ子又八郎久董寛永十年生也」

187 一書申候、然者根占殿御藏入方之儀、曾木弥兵衛尉・黒

葛原吉左衛門尉へ被仰付候、吉左衛門尉事早ニ致祇候、

此等之様子可被申上之處ニ、病氣故延引被申、今日被致

參上候間、御披露尤ニ候、恐ニ謹言、

五代勝左衛門
友泰(花押99)

正月十一日

伊勢兵部少輔
貞昌(花押36)

八月十三日

新納仲左衛門尉殿

五代勝左衛門

比志嶋掃部助殿
參人ニ御中

友泰(花押99)

川上將監
久國(花押84)

久慶(花押152)

彈正

新納仲左衛門尉殿

189 態申候、仍初屬參候間、持せ申候、其元奥方へ御進上可

然候、次者三日過候而、江戸へ早便可參候間、是又御申入置尤候、恐ニ謹言、

八月晦日

喜入攝津守
忠政(花押90)

比志嶋掃部助殿

市來備前守殿

猶ニ横川迄持せ可申候ヘ共、御急用もや候ハんと、
又如此候、已上、

新納仲左衛門尉殿
御宿所

188

一書令申候、仍彈正様・川上左近將監様より相良清兵衛尉殿へ被進御状、昨日巳之刻ニ横川々參着候條、則衆中ヲ以求广へ持せ申候、御返札參候間、御方迄進入申候、御兩所間ニ、其元へ御供被成候而、進上可被成候、乍去彼使鹿兒嶋ニ持參可申通ニ候ハヽ、御通有ヘく候、爲御存知候、恐惶謹言、

190

就幸便令啓達候、今月十一日 薩州様御暇出候由、今朝

相知候、已上、

寅之刻申來候、十五日江戸御立之由候付、御着船程御座
有ましく候、仕合を以兵庫頭様へ可被仰上候、恐惶謹言、

五月廿六日 山田民部少輔 有榮(花押216)

新納仲左衛門尉様 人々御中

新納仲左衛門尉殿 御宿所

山田民部少輔 有榮(花押216)
鳴圖書頭 久通(花押14)

閏五月二日

191 態用飛札候、然者一昨日從江戸大井二右衛門殿下着にて

候、武庫様より又八郎様へ御狀被進候、昨日此方へ持せ
にて候條、差上申候、可然様ニ御披露頼入候、恐惶謹言、

三月十四日 山田民部 有榮(花押216)

新納仲左衛門尉殿 人々御中

閏七月十二日 鎌田出雲守

政統(花押77)

193 此元御姫様就御誕生、從忠平様御書之趣、奥方より目
出度被思召候、此等之様子御次手を以、宜可預御披露候、
恐々謹言、

其許衆中藥師寺内藏丞殿事養子被仕、其地之役儀被相勤

之由候間、内藏丞殿事水引へ可召移由、伊東二右衛門尉
殿被爲申候、於無別儀者御談合尤候、恐々謹言、

192 一書申越候、加治木西町之次右衛門下人小船ニ乗相走、
顯姓川尻へ流着、舟を乘捨候て、山川表へ居候を改置揚

捕、此方へ被指出候、彼走者之任口柄、其許へ送届候、

御請取尤候、恐々謹言、

192

以上

十月十五日 川左近將監 久國

喜擴津守 忠政(花押90)

194

其許衆中藥師寺内藏丞殿事養子被仕、其地之役儀被相勤
之由候間、内藏丞殿事水引へ可召移由、伊東二右衛門尉
殿被爲申候、於無別儀者御談合尤候、恐々謹言、

194

以上

194

以上

196

一書令申候、仍又八郎様へ御奉公之つほね、此比別而煩

人々御中

新納仲左衛門尉殿
參御報

新納仲左衛門尉殿

比志嶋掃部助殿

新納仲左衛門尉殿

市來備前守殿

川上式部太輔
久國(花押83)

197 御狀之趣披露申候、然者御祈念入具之儀、則物奉行へ申渡候間、御使指置候て申候、爲御存候、今朝八左衛門殿無出仕候條、拙子申入如此候、恐惶謹言、

後七月七日

高崎伊豆守
能乘(花押193)

一書申候、大脇主馬丞殿子息舍人佑殿へ、子細御座候而、

肥後内膳正殿知行之内を差分被遣候、左候而當所へ可被召移由、御老中被仰候、山田民部少殿我等御使仕候間、申事ニ候、巨細者主馬丞殿可被申達候、恐惶謹言、

卯九月廿日

市來備前守殿

新納仲左衛門尉殿

新納仲左衛門尉殿

比志嶋掃部助殿

195

已上

新納仲左衛門尉殿
市來備前守殿
比志嶋掃部助殿
御宿所

壬七月二日

喜入攝津守
忠政(花押90)

下野守
久元(花押150)

無然ニ由被申越候、老躰と申、於其許養生可難成候間、
被得御意此方へ被遣候者、永吉などへ遣申度候、當病候間、先ニ早ニ御暇被下候様御申可然候、爲其以一人申上候、御兩所御心得を以萬ニ頼入申候、恐ニ謹言、

市來備前守殿

新納仲左衛門尉殿
御宿所

新納仲左衛門尉殿

新納仲左衛門尉殿

198

御狀之旨則致披露候、然者其元切米取之人數、此節琉米

可被下由、御侘之通申入候へ共、琉米未參候、少々此方

言、

へ御座候者、子細御座候而御たしなみ被召置候條、此節

九月廿七日

肥後長左衛門
盛行(花押24)

者罷成間數由被仰候、爲御心得候、恐惶謹言、

正月廿八日

相良權兵衛

正月廿八日
山田民部少輔
有榮(花押26)

比志嶋掃部助殿

新納仲左衛門尉殿

貴報

鳴津中務少輔
久茂(花押148)

新納仲左衛門尉殿
御報

199

以上

昨日之御禮得其意申候、然者、兵庫守様御領内より、
有馬・天草へ被召移候百姓家内女房子共召烈候人數定之
儀、并牛馬等之儀、いか程可被遣哉之旨、御尋被成候、
我ニ事者從御國出ル百姓頭百三十人之賦ヲ、御藏入方一
所方賦付迄之儀を被仰付申渡候間、家内之人數或牛馬或
農具等之事者、御藏入奉行三原左衛門尉殿よりも、御家
老衆へ定様之儀者、被得御意を相究之儀候條、御方もも
直ニ御越被成候て可申と存候、是又爲御心得候、恐惶謹

猶々御同氏忠太夫殿・日野堅物殿へ御心得可被下

候、以上、

一筆致啓達候、先以 兵庫様海陸無恙其御地へ御機嫌好
被遊御着、去月廿六日御登城首尾能御目見相濟候由、目
出度奉存候、次ニ貴様御堅固御勤被成候半と存候、私儀
加治木へ御道具改ニ付、去ル十三日占中務殿被召列罷
越、萬事御改ニ取懸罷居候、左候而村田平右衛門尉殿へ
御家中之儀次渡可申由、先比被仰渡置候、委細ハ追而可
申入候、又御同姓仲右衛門尉殿何も御堅固ニ候間、可易
御心候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

200

201

五月廿日

伊地知越右衛門
重時(花押23)

差上候、油斷有間敷候、恐々謹言、川左近將監

新納仲左衛門様

閏七月廿八日

久國(花押84)

川左近將監

猶々刑部殿より御尋被成儀、御返事次第申上候者、一
途可申入候、以上、

如來意新年之吉慶、猶更不可有盡期候、仍吉松衆中入組

共有之ニ付、此中刑部太輔殿御賴ニて候處ニ、上使方被

爲聞候條、一人ニテ首尾難申儀有之候間、拙子相添候て

可申達候由、刑部太輔殿委敷御存之儀ニ候間、御下ニ付

可申上候、就夫刑部殿より貴翁へ被仰候儀共候間、御返事

次第御使可申候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

正月七日

同名弥七郎
久(花押208)新納仲左衛門様
まいる貴報

比志嶋掃部助殿
市來備前守殿

新納仲左衛門尉殿
御宿所

彈正太弼
久慶判

202

急度申候、仍 上様御下向ニ付、從此方御道具衆廿人、
御舟本迄差上候、御方々も御道具衆有次第、從今晚可被

二月十四日 下野守
久元判
彈正太弼
久慶判

新納仲左衛門尉殿

人々御中

此由可預御心得候、恐々謹言、

204

以上

七月十二日

下野守

久元(花押10)

新納仲左衛門尉殿
御宿所

急度申入候、仍縣江御使として可被差越由候而、今日不罷成候ハヽ、明日早々參上候而御意趣御承尤候、乍不申本源右衛門尉殿・比掃部助殿兩人へ、右之様子御談合候而可有御越候、恐々謹言、

六月十二日

比志嶋宮内少輔

國隆(花押25)

伊勢兵部少輔

貞昌(花押36)

下野守 久元(花押14)

新納仲左衛門尉殿
御宿所

205 從又八郎様五月廿三日之尊札、去月到來、畏而拜見仕候、

其御地何茂御無事被成御座之由被仰聞、目出度存候、

然者黃門様長々之御煩、就中此比者御草臥心遣千萬ニ候、委者本田新右衛門尉口上申達候間、御仕合之時分、

尚々貴所江兩寺中の儀、反錢段米さしおかれ候、和

泉へも、此よし任世より被仰候、又御老母之儀可御心易候、祢々色候、京都へ御ミやのはせ申候、たしかに御とくけ奉頼候、此一通ハ旅庵の引付にて候、

旅庵此廿二日被打立候、貴僧事も其用意肝要候、然者船ちんの儀ハ入間敷候、於爰許旅庵へ談合申候付、御氣遣入ましく候、上下五十日之兵糧同遣錢二貫文、從任世被遣候、輕微候而□、猶宗重へ申渡候、恐々謹言、

十月廿三日

伊弥九

貞昌(花押39)

「小林士八重尾氏藏」

207 應永卅二年卯四月吉日

ヨリ一二之はへ之事請取申候年ハ廿七年也、親之土を請取申候へとも、少古之爲ニ經第同山广戸候由、伊勢之守所之物以上十七人、たんしやう自筆を付候て、八重尾を請取申、八重尾帶之はへ古志葉、此分我ニ請取申候事ハ、四月十二日大さかヘ之分、帶之はへ之分ハ、さかヘの尾を切テ得古江、大全之木之せたをの尾をかきり、

(河)ふと尾之口ふきの何内口をた木之口ノ比之谷とをり、西

之谷分ハ山戸殿得妙慶ヨリシテつかはし候、不氣之古内之分ハ筑前殿覺請、志羅か谷之はさせたう之又古しらか

之下、しらか谷をきんて、杉之本を切テ求廣道を切テ、全農原之下之越谷を切上之野ニ大こし通、あら谷を切テ、五葉木ヨリ下ハ大河内を切テ請取申候、此分八重之内也、又長谷之帶之八重之分ハ、重而より合ニわけられ

候分ハ、百ヶくら之分請取申候、

八重尾久重(花押印)

かたくあつけヨト仰候間、帶之八重之分、山戸殿ニあつけ申候、人足ハかりやとい三宅之分つかい申候、又舟越

之屋敷付之分をつかはし候、(境)さかヘハま具道をゑほし石之下之越谷通、それよりして大河内はきたるへく候、谷之はきつゝら之路を切テ□敷之内□

「小林士八重尾氏藏」

覺

一本うら木山、我等先祖代ニかくこ申候、飯野ヘ惟新様御座被成候時分、五代右京亮殿御使ニて、我等親へ被仰付、飯野より小林へ罷移候、小林之地頭川上四郎兵衛殿代ニ、我等十五六之比、おや木うら木へ罷移ニ付、我等も廿四五までハ彼地へ罷居候、其内ニも須木へ付何そ御奉公不申候事、

一須木堺之儀、ほうが水より求廣道をきつて、湯木津留のはきをさかいと、先祖之代より申來候、依者、右之堺より内之鹿倉を、須木より狩被成候事、不罷成候、前ニ我等木うら木へ罷居候内ニ、村尾殿より承候者、御狩を被成候處ニ、かり方無之候之間、此方之鹿倉之

208

内、さかひら道の尾、此鹿倉をかし可申由候ニ付、山をかし申候而、彼方より狩被成候事も御座候、

一さかひらと申鹿倉へ、須木之行司深瀬肥後守と申人より、堂屋敷之平馬允と申者へ、木場をきらせられ候、我等親格護之内ニて候故、入組を申候て、納を此方へ取申候事、無其紛候事、

一上井次郎左衛門殿御地頭之時分、公儀より山之まつり

事被成ニ付、小林ら法光院ひなもりの太夫、其外出家、

社家三十人程、木くら木へ御登り候て、神事被成候、

小林より主取として、野邊十兵衛殿・樋永隱岐守殿被

登候、其時須木之御藏入より、米十石・錢十貫文被出

由候、御藏入之代官ハ有村隼人佑と申人ニて候、是ハ

御物を被渡たるまでニ候、其餘ニ何そ須木よりかもひ

被成儀無之候、

一我等兄大かきノ時分、此表番手ニ被仰付相詰候處ニ、

稻津亂ニ佐土原ニテ打死仕候、就夫兄知行高岡之高ニ

入申候、右兄の跡として此方へ罷移候、それまでハ我

等おや堅固ニ候之故、弟與左衛門付置、木くら木へ罷居候へ共、終須木ニ付御奉公不仕候、何篇小林より御

下知被成候事、少も別儀無之候、上井次郎左衛門殿地頭之時分、須木之村尾殿カミウラ木くら木を須木之内ニて候と被仰候へ共、右之様子ニテ、須木之内ニ者なり申さす候、御尋被成候間、我等存候分如此候、已上、

寛永十三年三月十五日

高岡衆中
八重尾土佐介(花押)

松元彦右衛門尉殿

参

「八重尾氏藏」

天正拾六年戊子霜月十六日

きふら木之分被下申分

一天正十七年己丑三月吉日ニ祈念申候、心經千巻奉候、

一同年四月吉日、ほやうし門五段廿部、山神上申候、椎

柴一本奉候而「本マ、いはひ神」藏人ニ社さし候て阿籠申候、九月吉日、

一同年一月吉日ニしめノ折願して、きふら木之山神ニし

め一本、吉牟田之山神一本、霧嶋一本、くろそん(狗留孫)

ニ一本、彦山ニ一本、以上五本、

一同年九月より拾貳月之はらひ、六月日數ノはらひ申候て、

一又さし刀上申候、是ハ

八重尾與左衛門尉

富永内藏允

平野監物允

三山眞方ノ正祝子

治部大夫

一同年六月吉日ニ參候時、御祈念として脇刀上申候、

大河平源太左衛門尉

一同年八重尾ノ内之かゝミ上申候、五月吉日、

一天正拾六年霜月より、ミやしめ一年一本ツ、三年ノ願、

一天正拾八年庚貳月吉日

〔此間キレ〕

御高之御祈念として此分申候、

210 「御記錄所帳留」

新納四郎左衛門久辰、寛永十一年五月十六日、以祖先之戰功勤代々國老職、依其忠勤、從島津家十八代國守中納言家久公、特賜大隅國桑原郡三昧堂村山林土地從假屋壹里四拾町、南北間圍矣、常寵遇于幼穉、正徳三年十月十八日

卒、年八十又五、

211

留守次左衛門家之由諸書

一文明年中御出陳之刻、留守伊勢罷立候由申傳候事、

一留守左衛門義景、清水本田一亂之忠賞ニより、大隅國

木房村を拜領仕、坪付 忠朗御判紙有之、

一留守式部太輔藤景 義久様爲御使者、上京仕候由、申

傳候事、

一留守式部太輔藤景、肥前有馬御合戰之時、勵軍忠由、

申傳候事、

一先嶋原御陳之刻、留守式部退立、中務様御歸陳之刻、

式部所江被掛 御腰候通、申傳候事、

一京都之詰并御使、留守式部被仰付通、申傳候事、

一前^ニ羽柴美濃守様御下向之刻、留守式部無事之御使被

仰付、日州江參候、宮內於御假屋直^ニ御意趣爲被、仰

付之由、申傳候事、

一□守左衛門・同嫡子新次郎、於日州^ニ父子同前戰死仕

候事、□守式部太輔弟留守宮内少事、義久公江小姓

被召仕、其後母方之祖父、蒲生之家を相續仕候事、

一留守治部事、文祿年中酉^(マ)十一月拾八日、義弘公高麗

乞御狀被成下也、慶長四年五月十七日、隅州桑原ノ郡

内山田村田畠御寄進狀、日付之通御當書^(宛)二而御判紙頂

戴仕候事、

一忠恒公之御代慶長九年、大隅桑原郡内村之内、高貳百

十二石公役地として被成下、御家老三原諸右衛門殿・

伊勢兵部少輔殿・比志嶋紀伊守殿・御判紙留守右衛門

御當書^(宛)二而頂戴仕候事、

一黃門様元和六年申二月被遊御歸參詣候刻、留守治部所

へ被掛、御腰、吳服一重・昆布臺・御樽拜領仕候、其

節御膳進上仕候、御相伴被仰付、其刻世忤其外一門中

御目見被、仰付候、御取次仁禮藏人殿、

一留守治部代^ニ、慶長四年五月十七日、隅州宮内内留村

之内、高五十石 龍伯様御判紙、留守次郎三郎と御當書^ニ而頂戴仕候、同年九月十四日 忠恒公^ム薩州吉田佐多之浦村之内、高五拾石御判紙留守次郎三郎御當書^ニ而被成候事、

一留守治部弟留守半右衛門・菱刈善次郎跡目^ニ被、仰付候事、

一光久様寛文元年丑三月被遊御參詣候刻、留守次郎右衛門御三獻之御相伴被仰付候、左候而次郎右衛門所へ被掛御腰候^ニ付、御膳進上仕候、御相伴被仰付候、其節喜入休右衛門殿御取次^ニ而、嫡子、御目見之儀奉願、御目見被仰付、改名仕候事、

一留守次郎右衛門十六歳^ニ而、於御對面所 御目見仕

右衛門と改名仕候事、

一大玄院様被遊、御家督候刻、留守治部左衛門於 御城

獨禮ニ而 御目見被仰付候、

一本田因幡娘留守左衛門江縁與、

一蒲生信清娘留守左衛門へ縁與、

一留守左衛門娘敷根藤左衛門へ縁與、

一阿蘇玄與娘留守次郎右衛門へ縁與、

一留守次郎右衛門娘町田八右衛門へ縁與、

「是より末キル、」

留守次左衛門先祖左衛門尉景信入道、貞治二年四月三

日城州石清水善法寺正宮留守職とシテ下向仕候事、

一景信迄三代目之幸範、同四代目之景延・同五代目之景

照・同六代目之義景迄直參内仕、五位昇進仕候通、

系圖ニ相見得申候、右口宣之儀者紛失仕、寫等茂無御

座候、

一景信迄五代目之景照迄當宮面々へ免狀を出し候由、系

圖ニ相見得申候、

一景信迄十代計之間、引續キ、石清水善法寺家迄正執印職并執印職之補任頂戴仕候、夫迄已來次左衛門迄五六

代ハ上洛爲仕儀無御座候、右善法寺家迄補任八段々所持仕候故、其内爲御見合寫貳通差上申候、

但本書格護

「此書付前後ナシ、此通之一枚紙」

請取

一嘉錄^(縗)三年十二月十二日下知狀寫壹通、

一自建長至嘉曆下知狀寫壹冊

右所持宮内社家

澤七郎右衛門

右之文書今程御用候間、御文書方へ請取置候、御用相濟次第可相返候間、其段持主方へ可被仰聞置候、以上、

辰
十一月廿九日 御文書所

寺社奉行所

伊地知助右衛門「印」

右之通御文書所へ被留置候間、右之趣持主方へ可被申渡候、以上、

附
舊
記
雜
錄
卷三

年間不詳

馬栗毛・太刀美濃方より金具以下しなをし候て、進上申され候、隨而京都へのさつしやうの事、板倉殿遠江方如指南被申候仁躰、京都への事可然様可有御了簡候、

一國面々中へ御教書事承候、是南蠻船着岸ニ候、就其可有御了簡候、

一國人々大方先不入見參候へ共、申自然候事可得御意候、但此御狀之内、伊集院山城守殿事ハ、不懸御目候へ共、御書成申候了、又別府殿事ハ加世田「坊ノ津」知行事候間、取分御書成申候了、南蠻船自着岸御身迄、悉可被達御本望候哉、

一京都への使節さたまり候とも、是までハ石塚方大和守カ案内者候へてハ不可叶候、諸事可得御意候、恐々謹言、

様ニ御方便あるべき事、

〔藤原氏文書〕
「口切テナシ」

一薩广國判官殿御安堵状の案文事、此等早々御認候て、

甲斐殿

一月廿四日

〔大寺彌正申保音入道幸阿カ〕
愛阿(花押)

南蠻船着岸時上乗をそへられ候て、つかハされ候へく候、委細者大和殿可被申候、今度面目をほとこされ候、

長門殿(永利長門介コトカ)

215 先日石塚大和入道下向〔之〕時、預御狀候條、於今恐悅到

(向進而)

候、〔御事〕、就南蠻船事、自上方御書拜領、面目至畏入

存候、兼又彼船出津致用意候刻、匠作大勢にて去月廿三日

(久豐)

此境寄來候あひた、馳向防戰仕候處、^{(◎)仍}敵方數百艘以兵

船彼船可取〔候也〕、相〔見〕候事現形候間、大驚候て綱

(向由)

〔破〕切捨、^{(向)俄退出候、よて懸置候間}當津者共不殘一人も退散候間、是非不及

(向使者)

候、無面目次第候、此等之趣彼〔傳言〕委細令申候間、

(向定)

〔右之〕披露可被申候、^{(向)或}〔比添仕上意候様ニ御方便、於身免吾〔様様致彼船〕出津致用此事候、

恐々謹言、

(應永二十七年)

卯月七日

家久御判

芥河殿

二月十七日

明眞花押

齋藤次郎左衛門尉殿

216 南蠻船可着岸〔唐〕津博多候處、依海上怖畏、其方ニ逗留之由、注進到来候不可然候、仍先京都へ申候了如何ニ

候、被加御助成、早々此面ニ被送越候著、目出候、

就其態迎船候、隨而津ニ浦ニ警固事堅申付候、可有心得候、恐々謹言、

(應永二十六年)

▽(九州探題職△(益川滿額))道鏡(花押)

八月五日

町田飛驒守殿

「右二通志布志阿多新之丞藏トアリ」

〔藤野家文書〕

(伊久)嶋津殿御

(領豐前)

國倉上事被成御□□候、就其候て御使

節ニさゝれ候、いそき御越渡申され候ハ、可然候、松浦

山代方へ別候て、御書被遣候、御心へ候へく候、相構ニ

不可有御等閑之儀候、恐々謹言、

218 「藤野氏文書中」

「在鎌倉ノ人ヨリ申上シナラシ、追考スヘシ」

又申上候、御狀等認申へく候之處、六月廿六日鎌倉殿御

他界ニて候事、天下御歎多候此事候、同廿一日左との三嶋御參詣候、終日御管弦、極樂寺僧達講式伽陀同舜樂等

候て、其後御酒被聞召候はん、遣いに御下向候、其日被

召候御馬鹿毛、神馬被引進候名馬にて候、御下向候て後
轄御窮堀御坐候て、御やすミ候、其まゝ御勞ニ候間、醫

師達あまた付申て候へとも 終かなかひ候ハす 五ヶ日と
申候、廿六日酉刻御臨終候、八ヶ國諸大名老若を申候ハ
す、上下番人歎申候、此日出家仕候、鎌倉新造御所被作

立候、去年十二月八日御わたしまし候て御座候、無幾程如
此御隱候事、中々無申計次第候也、此御所中に天空し
うまん仕候、ひかり物共「」おひたゞしきつけともにて
候つるか、御かくれ候、御たひ所者二階堂入すいせんあ
んにて候、あこハ建長寺方丈、きかん圓覺寺方丈、所か
ん聖福寺方丈、てんちや佛事禪興寺方丈、てんたうの佛
事淨妙寺方丈、念珠ハ長壽寺方丈、こせんにん御渡候、

京都よりの「此下ナシ」

3

219

「接日ヨリ散失」

藤野氏文書中

た合力ふたん御方ニたいして致合戦、御方菱刈のさか道起ひニ數ヶ所取要害、朝夕致合戦候、就中在國司入道此事、孫子次郎道久、同一族鳥丸四郎次郎則道、山田佐蔵ハ足利兵衛佐宣冬、貞和五年肥後ニ來奔せり、然アルニ市來太郎、左衛門尉廉九郎以下佐蔵ニつきてひ申于今在府仕候間、此等家、東郷遣人道義等十五人直冬ニ應シケレハ、師久公・氏久公此等ヲ撃利ヨ失振舞存外次第候之間、公方御計の程ハとて、適惣地頭給ひしとて、文和二年癸巳三月五日御注進狀ありト云、其領ノ物ならて、又在國職知行所領ニて候間、被押置候事無子細候了、次國分次郎道久、足利直冬ニ應シ菊池肥後等と謀て知色城を攻トせし事アリ、義刈成ノ玄孫也、境ニ要害ヲ取ト、其事ならん、ラヒをなし、結局御敵市來太郎左衛門尉氏家令同心候之間、以是御敵之段無遁所候歟、就是非守護方へ窮被下候ハて、直ニ安堵被成下候ハん事、可歎入之由再三被申候程ニ、如御返事者委細ニ被聞召候了、何様そこの御沙汰あるましき之由、則御返事候、

か當參候覽と存候て、披露不申候、此仁所領事者、代

ニ置文等ありけにて候、惣領ニ成敵對候庶子の所領者、惣領之可爲計之旨承及候、彼所領事わうしやくの所にて候へハ、こなたニたいして歎被申候ハ、不可有

子細候ニ、或忍入、或率大勢、彼所打入可取要害由、

相巧候之旨被承候ハ、代々召仕たる上、如此敵對を

なし候之間、任置文之旨彼所を被押置て候、此仁忠節

候者、各別御計ハ候とも、於本領者惣領方御窮候ハ

て、御沙汰候ハん事可歎入之由、再三被申了、此御返

事も被聞召了、そこの御沙汰あるましき候由、蒙仰

へく候、

〔後醍醐帝ノ翰旨ヲ出ス人也〕

一勘解由次官方ヘ參候て御書付進候、此人折節違例、以

外ニ候とて訴人ともあまた候しか、不及對面候て罷歸候しかども、押てゆひ入て候程ニ、子息冰司頭ニ對面仕て候程ニ、式部藤三郎・在國司東郷・國分平二郎事、如御所ヘ

〔ツキメ切ナシ〕

220 「奈良原氏家藏」

就今度弓矢子息三人、高名之事無比類候條ニ、無禮之到候、何様其方へ可罷下候之間、期面候事候、恐々謹言、

卯月九日

實久

奈良原殿

〔上包〕
奈良原殿

實久

八郎左衛門尉

八郎左衛門尉

221 (本文書ハ六四〇號文書ト同文ニツキ省略ス)

「本田作左衛門藏」

222 「本田作左衛門藏」

改年之御大慶千喜萬祥雖申上夏舊候、猶更不可有際限候、多幸ニ、抑就如此之御祝詞、任佳例捧慶書候、如何様以參上自他御満足之儀、重疊可申加候、仍五明貳本致進上候、誠萬歳不易奉表御祝儀計候、以此旨可預御披露

候、恐惶敬白、

正月十一日

薩摩守忠興(花押¹²⁸)

吉利

進上 本田因幡守殿

永吉

「忠興薩州家四代目ナリ、大永五年十月九日卒年四十とあり」

伊作

田布施

『加世田士愛徳氏之藏』

阿多

急度申越候、仍其邊浦ニ爲御順見、根占七郎殿御廻ニ而

加世田
曇衆中候條、御宿等可被入念候、勿論御宿之亭主、曾而御禮被
請問敷候、爲其堅申渡候、恐ニ謹言、

卯月十六日

(山田有樂)
民部少輔○(印)

口上覺

(綱建久政)
左馬頭

阿多

(北郷久加)
佐渡守○(印)

永吉

綱久様御受厄ニ付而、西原山王江御年數珠、當年^カ三ヶ
年可被差上御誓願候條、今月より當年極月迄十壹ヶ月
分、御年數珠御方迄爲持候條、吉日を以拜進被成御祈禱
可被成候、以上、

鹿兒嶋

三月十八日

堀四郎左衛門

安養院

よこ井

伊集院

神川

堀四郎左衛門

日置

堀四郎左衛門

到與力方御禮致拜見候、然者 綱久様就御厄年、諫訪へ

堀四郎左衛門

伊作

永吉

堀四郎左衛門

堀四郎左衛門

堀四郎左衛門

堀四郎左衛門

寄進仕候刀差下申候處、早速被納置御神前之旨被仰越、

忝存候、恐惶謹言、

かこしま
御詣訪座主御坊

(本文書ハ「舊記録後編三」一七一五號文書ト同文ナリ)

十月十六日 嶋津新八郎 久馴(花押14)

安養院
御報

嶋津新八郎 久馴(花押14)

226

「安養院文書」

〔尙〕^①巨細者先日御理候間、不能一二候、以上、

少將様御上洛付、御留守中者爲御祈念、毎月御諏訪大

明神へ神樂可有御上由御立願候、就其二月より十二月迄

三ヶ月分、八木五斗二升五合持せ申候、就中明日七日吉

日之由候間、於神前御祈念可被遊候、此等之旨、伊勢平

左衛門殿^②書狀を以可被仰候へとも、富隈^③參上候

之間如此候、恐惶謹言、

有川與左衛門
貞政(花押16)

十月六日

伊地知主馬首
重行(花押25)

以上

〔河野安右衛門通宣ノ老號〕

嶋津 豊後守殿

高國

227 就渡唐船之儀、先度委曲令申候、弥預入魂候者可爲本望

候、猶桂樹院可有演說候、恐々謹言、

閏六月十七日

高國

以上

遠路迄預御狀具^ニ令披閱候、然者道純御侘之儀共^ニ前御

取次申候、其爲首尾様子承候、吾等事も當分此地へ罷居

候間、喜入休右衛門尉へ狀進候間、子細被仰入可爲尤候、

隨而者道純氣相無快氣、貴老御心底存計候、吾々事も多

年之知音有之所^ニ、千萬殘多存事候、御侘今月中^ニも不

相濟候者、來月者早々鹿兒府可致祇候候間、何様肝煎可

申候、恐々謹言、

十月十六日

新納加賀守忠清(花押205)

村尾殿

伊
昇

河野總兵衛通政八老號
正保四年白齋老卒

正保四年正月卒

正月卒

御返報

入來院氏文書

清色殿より被仰候所領向事、在所事共者、爲私難申定候
於子田數等事者、自貴方も可被仰越候（之）間、無等閑申少

雖無差事候、連々承度候、御同心候〔八〕
〔八者〕所仰候、抑先
日於鷲田陣ニ被承候谷山之一筆之事、艦認可被進候〔八之〕
打續依被取亂事、〔于今〕〔二て〕延引〔候〕之條、背本意被存候、仍
此〔儀〕宜可然候之間令進候、尤以使者可被申候處、此便

宜ニ可進之由被承候間、任御意候、此謂可「令」御申候
每事期後信候、恐ニ謹言、
(音句) 又(花押)

六月十三日

(酒匱) ④(花押) 伊景(在判)

村尾三河殿

1

さかわ状

入來院氏文書

八月九日

市來殿

八月九日

酒包
伊景
花押
115

畏申上候，且如〔敢〕^被知食候、子息三人致奉公候之由申上候之處、與一重員、七郎賴重肯定〔以〕^佛命參他〔御〕^{開字}方候之

間、永不孝仕^(内候)了、自今以後不可有父子之儀候、〔而〕^(爲)御

意得申入候、且便宜之時可有御披露候、恐惶謹言、

四月五日

(入來院重經)

定佛

在判

諫方^(属性)入道殿

232

『入來院氏文書』

▽

△

雖未申承候、以事次企一行候、仍爲續事、年來別而當家

申通候之處、無御等閑之由承及候、尤祝着候、弥御一味

無餘儀候者、可爲本意候、爲路次態不及〔子〕細候、恐々

謹言、

(明應九年カ)
三月十三日

(大内内(花押)
義興(在判))

入木院殿^(重慶)

「ツヽミ紙」
入木院殿
義興

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一七一二號文書ト同文ナリ)

『入來院氏文書』

233

求麻之儀、無御等閑之由承及候、彼方之事、別而申通候^(内)之間、弥無二被仰合候者、可爲喜悅候、於已後、猶一味可申談候、遠路之事^(候)之間、令省略候、何様連々可申承候、恐々謹言、

九月三日

(花押)
義興(在判)

入木院殿

「包カミ」(加賀守重慶)

(大内左京太夫)
義興

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一七二三號文書ト同文ナリ)

『入來院氏文書』

▽

△

先日進狀候處、御懇承候通祝着候、於已後者、弥連々可

申通候、抑^(義稿)公方様、舊冬十二月晦日到當國、被移御座

候、面目之至候、任上意、爲天下可然之様、可抽勳功

之心中候、御忠節尤可爲此時候、爲續無御等閑之由候、

入來院殿(重體)
准之候

祝着候、每事可申談候(之)條、併期後信候、恐々謹言、

正月十一日

(大内左京太夫
花押 66)

義興

(花押 66)

▽

入來院加賀守殿

(重體)

義興

(花押 66)

相良

△

入來院殿

進之候

爲續

△

相良

△

△
『入來院氏文書』

（本文書ハ「舊記雜錄前編」一七二四號文書ト同文ナリ）

『入來院氏文書』

（本文書ハ「舊記雜錄前編」一七二五號文書ト同文ナリ）

以上

『入來院氏文書』

（本文書ハ「舊記雜錄前編」一七二四號文書ト同文ナリ）

235

其以後者、路次不輒候て不申通候、心外候、今度八代所

々捨候事、御心底恥入存候、但古今弓矢習候歟、今者隱

居分候之間、諸事不存候、過半當國無爲之様共申合候而
候、彼客僧薩广一見之由、被申候間、好便之條一筆令啓
候、當時三ヶ國何事共候哉、吳不審之時者、可承候、恐

々謹言、

七月十八日

〔相良〕
爲續 (花押 113)

十月朔日

(重體)
入來院又六殿
御宿所

石治少

三成 (花押 21)

一在垂水縣

『、』雖未申通候染筆候、抑今度京都依不慮之錯亂、諸士無

候、猶進藤築後守可申候也、狀如件、

〔天文〕
十一月廿六日
〔忠清〕
御書判
〔近衛尚通卿〕

嶋津右馬頭殿

「近衛尚通卿」

追而申候、前日土佐木にて候間、弓木進覽候之處、
御禮之儀被仰候、御隔心之様存候、

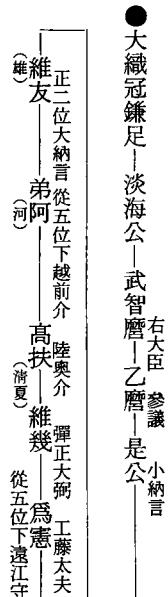
如承候、前日從相州入道、鯨之油被進候之處二、此前以

如承候、前日從相州入道、鯨之浦被進候之處、此前卜上田殿御禮承候、又此節被仰候、卽時致披露候、相州被進候、盡者請取申候、定而從彼方追而御禮可被申候、殊此方珍物候、忠良、貴久大慶候由被申候て令賞翫候、能々御禮可申之由候、又直ニ茂被申候哉、恐々謹言、

卯月廿二日

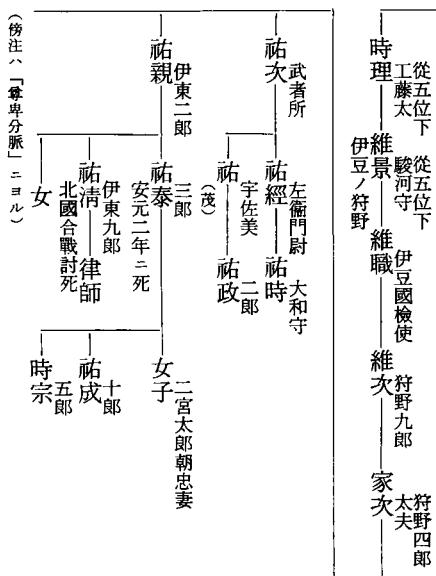
本田因幡守殿

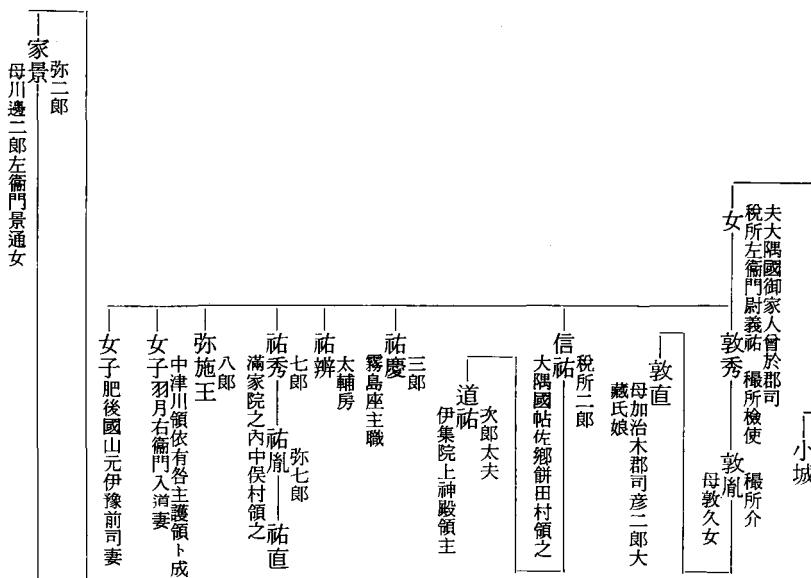
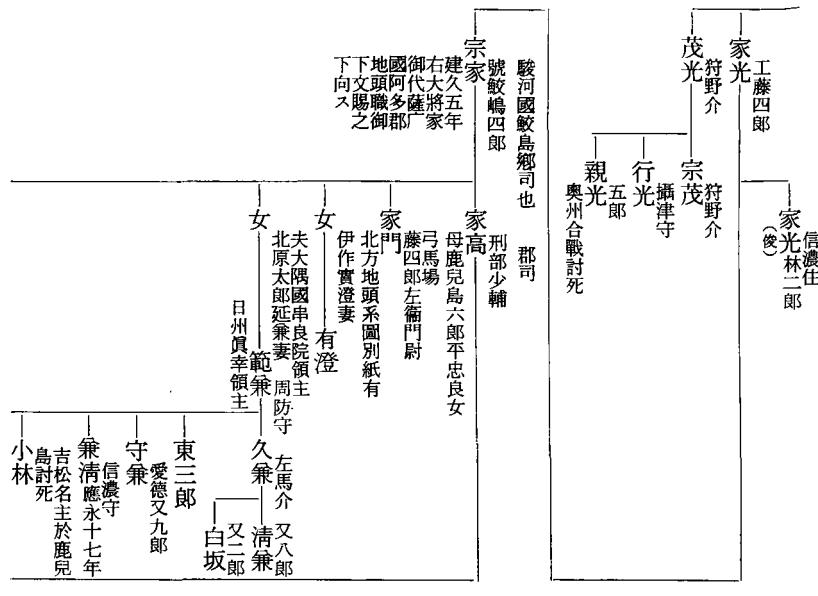
忠朗(花押29)

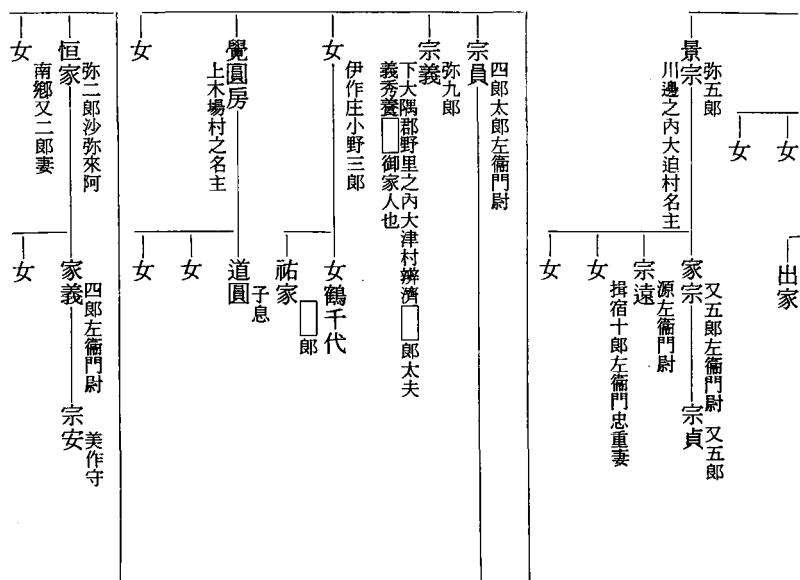
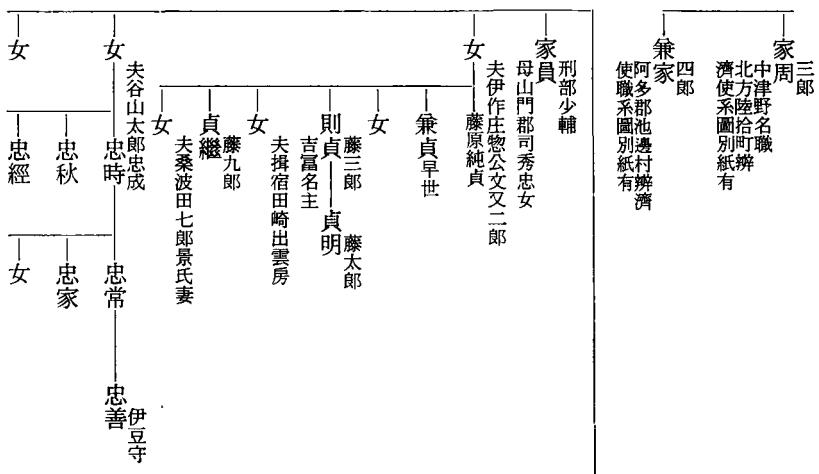


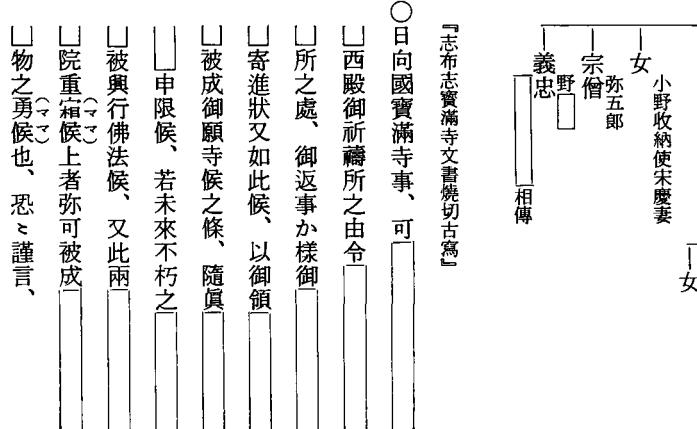
本田因幡守殿

伊集院大和守









尙ニ大吉兵様へも遂貴面奉頼候由申候間、御談合を
以御申たのミ入候、已上、

先刻中途にて乍聊尔大方如申入候、知行目錄之儀口可被
成候て可被下候、地下之目錄之高目錄一持せ申候、拙者
軍役百五拾石分にて候、爲御存之候、此中如申盡長ニ在
陣在京仕、其上關原以來父子はらゝと成行申候、殊更
有ヘク候て、度ニ上下仕、愚息も舊多まで致在京ニ付而、
弥借銀相重、今ニ返却難叶迷惑ニ相究候、早竟身を恨申
外ハ無之事候、然躰之時ハ御知行被下置候ても、御軍役
不罷成、後日者むさと可被召上事覺悟之前後、此節いか
やうニも被仰上、目錄被召上候やうに賴存候、なにかと
申候ても知行指上可申ため候之間、餘之儀者不入事候、
其心得所仰候、恐惶謹言、

六月廿六日

本田助丞案文

帖佐彦左衛門尉殿

「藤野氏文書」

○ 契約

當國凶徒對治事、就善惡可成一味同心之思候、殊以山北野心仁等、誅伐之程者、何様雖違所存事候、或破在陣或不成歸宅之思、以一躰同心之儀可加對治候、此上者、就公私御大事者存身大事、相互見繼被見繼可申候、此條々八幡大菩薩・諷方上下大明神御照覽候へ、向後不可有違變之儀候、恐々謹言、

二月廿三日

(入來院)^(◎)(花押)
重慶^(在判)

鳴津大夫判官殿

卯月十五日
明見(花押²³⁸)

「正文在桃山氏」

自先日承候寺柱之假屋事、今度宮丸殿御越、委細被承分

候間、可有御知行之由被申候、目出度候、尙々増五郎殿御越候つる、萬無沙汰之^{〔本マ〕}至于今恐入候、恐々謹言、

(本田)
宗親(花押²³⁴)

閏六月八日

桃山美濃入道殿
御報

「正文在桃山氏」

「正文在桃山氏」

委者難盡紙狀候之間、不及申候、隨而京都より僧之使被下候、一昨日鹿兒嶋敷禰^ニ被着候程^ニ、屋形者此間財部より被申候程、京都僧も財部にて可有御見之由被仰候て、財部へ昨日可有御出之由、淡路方より爲御心得令啓

「正文在桃山氏」

さん人とものさたし申て候へんこと、もたいたく候へ、身もこのほど小山に候つるころ、けふこそかくにて候へ、さう／＼さうのさたもきゝ候へぬに、夜部ミやこのしやうより、いや一郎のかたより、よ中はかりしそくの候を、しふしに人のよせ候とて、しふしにたてゝいかやうに候やらんとて、人をたひて候、身ハしらぬ事にて候、もたいたく候よし、へんし申て候し、たゞしふしのさいけの物といわせ候と存候て、もたいたく候、恐々謹言、

ミの殿

「正文在桃山氏」

「正文在桃山氏」

候、不審之時者示肝自是も可令啓候、恐々謹言、

(伊集院忠朗)

孤舟齋

五月廿八日

(北總
知久(花押228))

八月七日

桃山殿

進之候

246

「正文在桃山氏」

猶々昨日御出悅喜仕候、やかて參候て御禮可申候、
昨日御出目出候、雖然夜陰御歸候、其上無調法之御事無
御意被存候、如何様令取入、諸事可申御禮、兼又彼御返
事披見仕、認候て可遣候、自是も御返事之趣可申候、案
文追而可懸御目候、返々不寄思候之處、昨日風渡入御候、
此間式御意靜申承候、目出候、恐々謹言、

八月十九日 知久判

248
「一乘院文書」

雖未申通候用一書候、就中其方御歸依之高崇寺、於根來
寺住山之砌、法流之儀令約諾候、然ハ愚僧老躰之條、急
度御越、法流可有御相承様、御吳見所仰候、恐惶謹言、
神無月十六日 賴忠(花押31)

肝付三郎殿

(本文書ハ「舊記雜錄後編」三七八號文書ト同文ナリ)

進上 一乘院
御宿中
まいる御貴報

247

尊書之趣謹拜見仕候、然者重信方身上之儀、大興寺へ可
致談合候、本田幡广守方親子他出被申候條、爰元少可隙
入候する歟と之存事候、以此旨可預御披露候、心事恐惶
敬白、

249
〔今〕春之御大慶勝例年重疊雖申事舊候、尙以不可有窮限

候、珍重々幸甚々、抑先日御祈念之事申上候、忝被懸御
意候、千秋萬歲目出畏入存候、殊ニ御祈念之内ニ自屋形
様國名拜領、滿足此事候、隨而寶生院爲御使僧御光臨、
御卷數所持、忝畏入存候、其時分我等鹿兒島ニテ不致參

會候、心外存候、如何樣以參上御禮等可申上候、萬吉、

一乘院

御同宿中

恐惶敬白、

二月十日

河内守久逸(花押12)
(島津)

進上 一乘院

御同宿中

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一二二六號文書ト同ナリ)

250 加春之御慶自是可申上候居候處、遮而被仰下、殊々ハ配供

令拜見候、抑其方無爲ニ罷成候者、渡海仕、最前可令參入候、恐惶謹言、

潤正月廿一日

藤原
運久(花押10)

進上 一乘院

御同宿御中

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二〇〇三號文書ト同文ナリ)

251 不存寄候之處、遂拜顏候、誠祝着之到候、仍來廿六 東鄉

江可有御手仕由候、大牒金剛御看經奉憑候、如何樣重而

參會可申承候事候、恐々敬白、

(文明十五年カ)

十一月廿二日

忠廉(花押12)

252 奧州様在國之御仕合能、早々御下向之御祝言、爲可被成

御申、態御使書之旨細々得其意、於細嶋達 上聞候、遠路早々御満足之由被仰出候、久太郎殿事も、別而今度御奉公精入候て、御大慶之由候、其表下向ニ而候間、定此比ハ漸下着たるへきと被思召〔之〕由候、此元旨相聞得可申入段被成御意候、猶御使ハ具申達候條、不能詳候、恐惶謹言、

五月十一日

別府信濃守
景(花押24)

進上 桃山權左様

『感應寺文書』

○棱嚴寺住持爲龍節被越海、因珍簡令披閱候、惟悅不淺者也、殊鎧壹領鎖緘并甲鍬形同毛收納、珍重雖爲不腆

253

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一五五七號文書ト同文ナリ)

之方物、表徵禮蘇木貳千斤進呈之、一覽多幸萬緒忻慶
不備、

林鐘二十日

琉球國
中山王印

嶋津陽久公
回章

市來因幡守殿
阿久根播磨守殿

林鐘二十日

三司官

楮國公五十束拜受、不知所謝候、爲表菲禮、匏綿參拾
把進呈候、此面多幸萬緒期後音之時候、恐惶謹言、

254

○就文船之儀、松下安藝入道奉尊書、蓋^(標)棱嚴寺於使節被

令成渡海候、因攸賜之珍簡詳遂拜閱候、如尊意此方亦雖

無疎信之到候、依海路遠隔無音龍過候、彼文船之儀者
從往古到鹿兒府之主へ者、御卽位代々文船無渡海之儀
候、自然應時於有要用之儀者渡船之儀有之候、其謂未
成分別候哉、從上古依隣國相去、通音之儀于今無相違、
遠近之廻船連續候、近年不意日本賊徒之兵船往來、無

隙閉塞海上候之間、海路不穩之由風聞候、然者當邦封

內遠近之嶋、彼大小之津泊、日夜無油斷晨夕致警固、
然間難及自邦之格護候て、於他國之禮儀今時分難成候、
所存之儘、不應尊命、聊以無疎意之儀候、殊主三司官

255
「頂峯院文書」

依無題目候久不申承候、心外之到候、聊非疎略之儀候、
御同心候者本望ニ候、兼又此際無沙汰之通爲申候、岩野
對馬進之候、定而委細可申候、恐惶謹言、

古垣山城守殿
竹田越中守殿

猿渡伯耆守殿

『琉球國江』感應寺茂林和尚渡海有之、^(標)棱嚴寺と書中ニ有之候者、其節
當寺^ヲ楞嚴寺江致隱居候候節之儀と由緒書ニ相見得、按ルニ茂林和尚ハ
感應寺十八世の住持、自天文廿辛亥至永祿八年乙丑、住山十五年と見
ゆ、然レハ永祿八年ヨリ隱居ニテ、其後ノ事ニ當レリ、十三年春ハ雪等
など被遣候、其前後の事ナラン、姑考事しかり』

六月十一日

『姓氏未考』
泰朝(花押印)

冠嶽座主御坊

256

『國分宮内社司澤氏家藏文書』

幣

御寶殿鎮壇祭之儀式之事

一饗三膳同折三

檜物

一式之二重

三双

一へいし瓶子

三双

一富ノ餅

卅六合

一福出ノ餅

卅六合

各入物折敷

卅六合

一日ノ數ノ餅

三百六十

同入物丸おけ二

九ツ

一しどき餅にして

一花米

同入物丸おけ三

一花米

一ひろさ一尺二寸ノ餅

三ツ

一連いかにも結構可有

六ツ

一ひろさ八寸二分ノ餅

三ツ

各入物ゆりふた三ツ

六ツ

一ひろさ四寸二分ノ餅

六十

同入物ふち高六十

三懸

一すゝきの魚

三懸

一名吉ノ魚

三懸

各臺六

三懸

一御水かへ

九

一てうし

三

一ひさけ

三

各檜物

九

一ほうわうの鳥形

三

一白布

參十

一小袖あつ板うす板の間二

十四疋

五疋

一おり物

大ぬさの斬

一ミかき付ノ扇子

三本

一御太刀金ふくりん

一御馬

百
延

一色之ノ綺
五疋 青黃赤白黒

御一家 老中 國ニヨリモ馬・太刀可給各注文被下候

1 魔術の歴史

十一

典頤樣御太刀給候

社家中より

綿士

伊集院掃部助殿

—女中方ノ御手くさの物、これハくし・たゞう細・ヘ

梅山安鑒守殿

秦賦賦

のたくひなり

一手箱
一壇鏡四面
一つから

一つはめの鳥形四
一名作ノ刀
一腰金作

一具足三兩同かふと
一太刀
一對

——長刀——對——鑽——對

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

一
掛錄
三
三百貨
一
新編
一
束

一
あらえ
一
め
一
長刀
一

一
竹
束

御引物

宮內社司澤氏藏

奉納置
刀壹ツ長サ貳尺
銘國武

脇指壹ツ長サ壹尺
銘右同

右祈願者武運長久、子孫繁昌、領內安全、敬愛自

在之故也、仍致寄進處如件、

承應一曆十二月吉日

施主

喜入五郎兵衛藤原久供

(本文書ハ「舊記雜錄追録」四九四號文書ト同文ナリ)

『全』

正宮

奉納置

鎧 一領 甲 一翼 箇手佩楯 一具

右意趣者、爲現病平愈、息災延命、武運長久、

〔印〕
〔印〕

如意成就之故也、仍致納置處如件、

市來次十郎
施主惟宗家賀

寛文元年辛丑六月十三日
(本文書ハ「舊記雜錄追録」九二七號文書ト同文ナリ)

259

『正文國分正八幡宮社司澤某家藏』

熊令啓上候、抑先年者別而申承候、尤切々雖可申入候、遠國故乍存寵過候、然者彼御三人三ヶ國之儀、御賴之由

258

被仰候、殊更御宮主と申、御法納所と申、何篇被添御心、至日向表茂塙日路次傳之儀、御宿所賴入申候、殊彼御方神道無比類候、於其表ニ御兩人賴入申候、以別紙可申入候へ共、間々儀候之間同前申入候、可有御免候、委細者彼御三人可被仰之條、不能詳候、恐々謹言、

二月三日

澄秀(花押24)

さお殿

さいしやう寺殿 御兩人參

さお殿 御宿所

+

森常陸介

さいしやう寺殿 參御宿所

澄秀

『正文在國分八幡宮社司澤氏』

就御立願、燈明之御布施十貳貫文、善哉坊社參候、永々

御祈念尤可爲大慶候、恐々謹言、

十一月十二日

祐身(花押24)

260

『正文國分八幡宮社司澤某家藏』

就御立願、燈明之御布施十貳貫文、善哉坊社參候、永々

御祈念尤可爲大慶候、恐々謹言、

十一月十二日

祐身(花押24)

261

澤殿
御宿所

『正文在國分正八幡宮社司澤某』

去刻致越山候之處、多々預御芳志候、誠畏悅無極候、終

ニ以書札茂不申入、背本懷爲過不少候、兼亦拙者愚老妹

進退之儀、近日企參上御忙(可令)申之由存候、爲此等之御

案内兼日用愚札此式候、無御難澁偏賴入存候、如此之段

爲令申、態以愚狀申展候、可被成御納得事、向後可畏入

候、恐々謹言

三月十六日

宗安(花押183)

澤養音公
參御宿所264
『權執印文書』

(本文書ハ「舊記雜錄前編」一七六六號文書ノ後半ト同文ナリ)

霜月八日

重房(花押24)

〔引退シ裏ニ〕
澤永澄老まいる
人々御中
伊地知少左衛門尉

『正文八幡宮社司澤氏蔵』

正宮小節供之儀、御辛勞之段、從是令察候、就其日取之
儀、此十一日可然由候、御代參之衆、追而御意可被成候、
將又爲入具、青銅壹貫二百文・中紙一束三帖、只今持せ

令進之候、猶諸慶期後面之辰候、恐惶謹言、

262

『正文國分社司澤氏蔵』

正八幡ニ忠勝篠切了戒被致寄進候彼刀之事者、新納家重
代ニ候、以後者必々可請之由被申候、能々御覺悟可目出
候、萬吉、恐惶謹言、

十月廿九日

盛朗(花押182)

正月十一日

(伊集院)
忠棟判

執印尼公去五月一日他界□之由被聞食候、子息等令上

〔送〕云々條着之時定有申□歟、執印職事可被仰下也

□其間有限佛神事沙汰、所司等無懈怠勤行之、可相待
御下知之由、所被仰下也、仍執達如件、

六月五日 法眼性禪

〔「虫付」〕

新田宮所司等中

『在水引權執印』

石清水八幡宮御回錄領家壇□被下燒失事、定其聞候

歎、□〔就中力〕〔馳申〕、年々御年貢又抑留何様事乎、尤非無

御□候、但當社御造營者、十二月十四日御遷宮、同被

遂放生大會□彼料足雜事等被仰執印方事、定被觸之候

歎、悉々可有其沙汰候□正氏被下遣候、便宣事可
令聞繼給候也、仍執達如件、

二月十日

沙弥〔花押¹⁶⁴〕

新田宮權執印御房

270

『正文在水引權執印』

〔引返之裏〕²¹
自八幡被遣大貳殿
建長元年

薩摩國新田宮申神王面修復并清祓事、去月廿九日御返報

承知、子細之由仰給候、存外候、被下宣旨、大府宣候之上者、不可有御不審候、又目代請文不見領狀之儀歎如件

請文者、仰主神可遂其節之由、領狀勿論候、此上何可被

尋府官等候哉、但所觸申之本意在修復并清祓用途事、目

代書不審有之間、任先例可有御計歎之由、所令申候也、
今者此一儀弥急可有御下知候歎、恐々謹言、

八月五日

法印棟清

謹上 大貳三位殿

『在水引權執印』

造字佐宮薩摩國所課事、被免除新田宮領候、院宣并六波

羅御教書、令披見正文等候早、此様可披露候、恐々謹言、

十一月十八日

宗覺¹⁷⁰〔花押¹⁶⁵〕△

執印社司御中

272

『正文在水引權執印』

〔引返之裏〕²¹
維掌申二度

覺

273

「大口高城氏藏」

「引カヘシニ」
大かたとのへまいり しけのりら

大かわとのへ申され候そせうの事、このとし月うけ給候
ニ、いまゝてみちやり申さす候事、心ニかゝり候、とみ
みつのなかへちきやうふんかわそこのしほ入の事、しさ
いあるましく候、しハしまたれ候へと御こうしうあるへ

く候、いま時うちの人へ候ハん、めしつかい候物も候ハ
す候、ミやうねんさきにもなかへとのゝ事、さため申候
へく候、又ふなつ田・ひら田・とうゆてん此三丁の事
ハ、このしたぢより御ちきやうあるへく候、返／＼ハま
へも御ちけへく候、とミゝつしほ入の事、子細あるまし
く候、このよしょく／＼大かたとのへおほせ候へく候、
あなかしく／＼、

八月廿六日

重令(花押18)

274

「眞本篠原自淨院家藏」

今度地頭新納加賀殿遠行ニ付、當地仕置別而可被入念
旨、至曇衆被仰出候、各以其心得萬事可被見合候、常
ニ被仰出御條書之趣ハ不及申、或背御法度、或曇衆之下
知不致承引、或所之さわりニ罷成族之人於有是ハ、衆中
下ニヨラス、早速可被申出候、地頭不相究内、弥被入
念專ニ候、以上、

午二月廿七日

(新納久了)
新又左衛門

大口横目衆

〔本文書ハ「舊記雜錄追錄」一四九九號文書ト同文ナリ〕

「眞本篠原自淨院藏」

以上

九日の御祝義と候て、御小袖三ツ何も御ねん入候了、一
入幾久とやくに□可仕候、恐ニ謹言、

九月十一日

石治少(花押21)

よし久様
御内

八月五日

甲斐右京亮
重政(花押72)

276 仙洞御腫物之事、弥以御平愈候、公家へ大慶可有推量候、

書裏之趣以御次可申入候、可心易候、兼又筆五・帷五・

太刀一腰・馬代黃金拾兩令祝着候、猶使者可有口上候也、

(近衛信尋)
(花押110)

五月十二日

薩州拾遺

鎌田源左様

新納加賀様

(本文書へ「舊記雜錄後編五」一〇七三號文書ト同文ナリ)

278 「」雖未申通候染筆候、抑今度京都依不慮之錯亂、諸事

無外方故、匠作^レ以使札申候、此砌於預馳走者、可爲視着候、仍五明三本遣之候、猶進藤筑後守可申候也、^{◎状如件}▼天正九年△十一月廿六日 (近衛信尋)
(花押109)

桃山安藝入道殿

279 「」雖未申通候染筆候、抑今度京都依不慮之錯亂、諸事無

外方候、此砌於預馳走者、可爲祝着候、猶進藤筑後守

(本文書へ「舊記雜錄後編一」一二四五號文書・一三〇八號文書ト同文ナリ)

▼樺山安藝入道殿

御判

277 猶々秋月殿のからめ物ハ未參候、以上、
一書令啓上候、拙者も今月三日之晚ニ、長崎へ着津申候、
八人之搦物共之様子、爰元御奉行様へ則申上、夜入候て
搦物御請せ候間、渡申候、彼者共荷物等者、昨朝相渡申、
何も口能無御座相濟申候、八人之者、昨日もかうもん候
て、色々御問爲被成由候へ共、其元ニ而之申分、不相替
由傳承候、定御返事今明日之間ニ可被仰聞^{◎(ナシ)}與存候
條、急度寵歸萬々可申上候、此等之趣爲御心得候、恐惶
謹言、

可申候也、狀如件、

十一月廿六日 (近衛信尹) (花押109)

喜入式部太輔殿

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一二四七號文書・一三〇六號文書ト同文ナリ)

「正文在新納三河忠德入消楚言」「此書忠勝譜中ニ在リ」

雖比興候短尺書進之、

「雖未申通候、由緒異于他事候間令啓候、抑一亂以來不辨之儀難盡紙上候、此時一段預合力候者、可爲祝着候、併芳情賴入候、猶九澤軒申含候、每事期後信候也、狀如件、

卯月廿七日 (近衛尚通)
(花押109)

嶋津近江守殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二七六號文書ト同文ナリ)

謹言、
卯月廿七日 (英)
(花押109)
謹上 嶋津近江守殿

謹上 嶋津近江守殿
(新納忠勝)
御館

進藤筑後守

謹上 嶋津近江守殿
長美

〔雖比興候短尺書進之候〕

「止上」「此書近江守忠勝譜中ニ在リ」

281

「雖未申付候、以書次令啓候、抑御家門御事莫于他御由緒候處、御無音實背御本意候、定而聞召及候哉、公

方様御祝言之事被逐其節、既去三月、若公様御誕生候、天下安基御家門殊御大慶候、自然相應之儀可申入、

隨分不可存疎意候、然而依數年都鄙亂逆、御家領等非分族押妨候、言語道斷候、如意者可及御斷絕候條、口惜次第二候、此砌以舊好之儀、被成御馳走被扶助申候者、公私所仰候、此等趣態可被差下御使節之由、御有增候、〔[◎]知〕案内之間延引之刻、九澤軒下國之由候間、雖被致故障候、種々被仰被言傳御書候、并花月五十首御筆、同從禪閣御書短冊十首御筆、乍御憚被下候由、得其意可申旨候、猶彼軒可被演說之、可得御意候、恐惶謹言、

280

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二七七號文書ト同文ナリ)

雖比興候短尺書進之候、

「久不申通無念之(到)候、抑一亂以來不辨之儀過推察候、舊好異于他事候間、此時一段預合力候者、可爲喜悅候、猶九澤軒可被申候、每事可然樣賴入候也、狀如件、

卯月廿七日

尚通御花押

鳴津(忠隱)
又六郎殿

「依無差題目不申通背本意候、抑一亂以來不辨之儀過推察候、舊好吳于他子細候之間、此時一段預合力候者可爲祝着候、併芳助賴入候、猶九澤軒可有演說候、諸事期後信候也、狀如件、

卯月廿七日(近繙尚通)
御親父近衛殿樣
但御判計也、

鳴津豐後守殿

「以幸便令啓候、久御無音實被背御本意候、定而聞召及候哉、公方様御祝言之事被逐其節、去三月若公(方)様

御誕生候、天下(太本)基御家門殊御大慶候、自然相應之儀

者被申入、聊不可存疎遠候、抑數年都鄙忿劇御家門領等不慮相違候、言語道斷候、如今者忽可及御斷絕候、歎入候、御由緒吳于他御事候、此時涯分被廻御計略被合力申(候者)、公私所仰候、此等之次第態可被差下御使

節御有增候折節、九澤軒下國候之條、雖被堅辭之被言傳御書候半、短尺御筆同禪閣御書短尺十首御筆、乍御憚被下候由得其意可申旨候、可得御意候、恐惶謹言、

卯月廿七日
謹上
鳴津豐後守殿
御館
裏付
長英判

「好便之條令啓候、抑國中無事之由、尤珍重之吳于他由緒之儀候之條、別而可申通之處、無音無心元候、仍此

短冊惡筆雖其憚多候、書進之候、將又以九澤軒申候儀、馳走憑入候、巨細猶長英朝臣可申候也、狀如件、

四月廿七日
判(近繙殿)

鳴津豐後守殿

(本文書ハ二五六號文書ト同文ニツキ省略ス)

(本文書ハ二六一號文書ト同文ニツキ省略ス)

112

287

『○』木姓(朱)
白兔毛
アラケ
騏驅毛
ロクシ

『○』火姓(朱)
黄騎毛
クリケ
騏驅毛
タワリウ

『○』土姓(朱)
猿毛
サルケ
雀毛
ヒハリケ
『○』金姓(朱)
赤驥毛
ワキケ
渠毛
セキキ
『○』水姓(朱)
盜驥毛
カワラケ
鼠毛
タウレイ
『○』木姓(朱)
白兔毛
アラケ
騏驅毛
ロクシ

292

有馬丹波哀成哉、うりつるの枝にたゑかたき言の葉と
もなれり、世にありし時ハつかふるに道を一ツにして
二ツ心なかりけれハ、事君能致其身といへる古語を、
歌の上にして六首をつらね手向ぬれと、猶残り有り候
半んも限りとそなりけらし、

事 しらま弓矢竹の一筋に、弥陀の教も二ツあらしな
君 雲となりけふかと消し鳥邊野之草葉も茂る露なミた
哉

(本文書ハ二五九號文書ト同文ニツキ省略ス)

288

「川上十郎左衛門尉殿御本自筆ニ書付給也」

(本文書ハ二六〇號文書ト同文ニツキ省略ス)

289

能 後の世をてらす誠の灯に向へゝ法の花もひらけん
致 散つくす花の梢の時鳥忍ふに絶ぬ鳴音ならまし

其 苦のした向ふもうらめし哀れ世にいつゝの十八夢か

現か

身 白雲のはるゝ眞如の月や日にめぐりて絶ぬ光とをし

れ

右有馬丹波重純、初名次右衛門死去之節

家久公より被下候御詠歌也、

(本文書ハ「舊記雜錄後編四」一三九二號文書參照)

覺

294

- 一 御普請之事、
- 一 節ぎり之事、
- 一 たのもそや之事付竹尻之事、
- 一 板城戸之事付城〔近歛〕を山切ましき事、
- 一 諸口番衆きほしあき之事、
- 一 弓・鐵炮之事、

295

別錄

293

- 一 富隈御藏米之事、
- 一 城屋敷あらすましき事、
- 一 番普請懈怠有間敷事、
- 一 鹿屋周防介殿被存八木之事、
- 一 福嶋江往邊〔本のまゝ〕之仕諸事可被階事、
- 以上
- 七月廿八日 桃山權左衛門(花押75)
(本文書ハ「舊記雜錄後編三」八一六號文書參照)
- 十月廿六日
右返翰并目錄林道春案之御書者大橋長左衛門

八月一日之御狀令披見候、然者御茶入之御禮彼是種子嶋

鎌田出雲守判

御藏入四千石餘御拜領候爲御禮、西村越前方被爲差下

山田民部少輔判

候、念比ニ上聞仕、一段御機嫌之儀共ニ御座候、殊更到

彈正太弼判

拙者御銀子壹枚預過分至極ニ候、猶越前方可被申達候、

新納仲左衛門尉殿
御宿所

恐々謹言、

(島津)

九月廿七日

下野守
久元判

種子嶋左近太夫殿

人々御中

去年於國分下馬出合之儀、江戸へ達 上聞候、本田藏

年號月日欠

義久御判

前田久右衛門との

人・二階堂傳右衛門尉・是枝長左衛門・筆者田口七兵衛尉・落合甚兵衛尉・此五人之儀者、知行屋敷被沒所、深々敷寺領可被仰下候由御座候、下馬始仕候御中間隼人、

「右義久公御譜中ニ有之也、右文書難信故、正徳二年夏右正文取寄、於御記錄所致一覽候處、究而妄作別條無之旨、市來安右衛門・川上平右衛門於二名見究也」

(本文書ハ「舊記雜錄後編三」七九六號文書ト同文ナリ)

二番九郎兵衛尉、國分衆刀を以石をたゞき候藏右衛門

尉、此三人事者、可被行死罪之旨、右今度以市來八左衛門

門被仰下候、此等之趣御披露尤候、恐々謹言、

三月廿五日

三原左衛門佐判

299 慶令啓^{(◎)遂}候、仍從當山御分國中至諸旦方、兩季捧御祈禱候之^{(◎)處}、年中一度可罷下之由被^{(◎)開字}仰出候之趣、令承

古肝付彈正忠武勇無其隠候、其跡可有取立候、家中之前田代^{(◎)ニ}之戰功無比類候、爲其忠直召出、高四拾石所宛

行之狀如件、

297

去年於國分下馬出合之儀、江戸へ達 上聞候、本田藏

年號月日欠

義久御判

前田久右衛門との

人・二階堂傳右衛門尉・是枝長左衛門・筆者田口七兵衛

尉・落合甚兵衛尉・此五人之儀者、知行屋敷被沒所、深

々敷寺領可被仰下候由御座候、下馬始仕候御中間隼人、

二番九郎兵衛尉、國分衆刀を以石をたゞき候藏右衛門

尉、此三人事者、可被行死罪之旨、右今度以市來八左衛門

門被仰下候、此等之趣御披露尤候、恐々謹言、

三月廿五日

三原左衛門佐判

知候、雖然、山上窮惱(○之)條、爲新御寄進被成(○關子)御分

別、二度下向(○之)御取合(○御取合)奉賴候、此謂去年秋月種實公雖御

裁判候、不落着之條、以使僧致歎(○新)拜候、偏被對御神慮、

於被成御納得者、弥御武運長久之基候、猶巨細彼學琳坊

可申達之條、不(○能)書載候、恐ニ謹言、

三月十四日

政所坊
連長

伊集院右衛門太夫殿

明照坊
榮運

村田越前守殿

花藏院
堯榮

平田美濃守殿

福壽坊
堯秀

本田下野守殿

彦山
政所坊

彦山一年兩季下向懇望時(○御返書)
案文

就年中兩季下向之儀、御使僧殊秋月種實別而入魂之荷
擔、更難默止之條、改先規任懇望候、被准此等之旨、滿山
各無(○怠慢)祈念之儀所希候(○也)、猶忠棟可申達候、以上、

七月十七日

御返札

（本文書ハ「舊記雜錄後編」一一五〇號文書ト同文ナリ）

301 今度陣中之大將役兩人江被仰付候、其上談合衆六人被召
加候間、何事も此方へ不及被得御意可申調候由、以兒玉

筑後守被仰出候、甲斐掃部介、有馬左近將監江申含候間、
可被聞召達候、恐惶謹言、

正月九日
(川上)
久國

▼
伊集院右衛門大夫殿
村田越前守殿
平田美濃守殿

連長

豐後守殿

本田下野守殿
參御宿所

（本文書ハ「舊記雜錄後編」一一三一號文書ト同文ナリ）

下野守殿

人々御中

302

「入來東郷兵右衛門所藏」

忠隆公御代 座敷

入來東郷兵右衛門所藏

十一月十三日 兼親

重貞

鹿兒嶋へ滝谷參上之時

主居

中居

客居

新納殿
人々御中

伊地知周防入道
高城秋月
伊地知縫殿助

北郷入道教久

桃山藝州入道長久
祁答院又次郎重武
高城珠全

「正文在新納氏」

303
誠今年之御慶、以面拜雖申事舊候、猶以不可有盡期候、
珍幸々々、抑去年以來長々御在陣串良爲御滯留、取分御
辛勞之事、于今申居候、其謂本田方可被申入候、於私每
度御懇之御意、特此御旨信千萬之畏入候、兼又屋形様御
氣分悉御平愈候、雖然土用中候つる、閣萬事御養性候、
愚拙迄御音問之通致披露候、御悅喜候、此等之通可得御
意候、慶事尙期後喜候、恐々謹言、

本田因幡守
伊地知周防守

兼親

卯月五日

(本田) 肥前守經安(花押)

新納殿

人々御中

「上巻ノ書様如此也、無禮紙ニ上巻はかり也」

若殿様初而以書狀被仰通候之條、千秋萬歲候、仍御太
刀一腰・馬一疋御進覽候、就如此之御禮等御參上之事
者、年内無餘日候、殊御佳事之一段候之間、御返札簡
要候、此之由宜預御披露候、恐々謹言、

304
「正文在新納氏」

誠今年之御慶、以面拜雖申事舊候、猶以不可有盡期候、
珍幸々々、抑去年以來長々御在陣串良爲御滯留、取分御
辛勞之事、于今申居候、其謂本田方可被申入候、於私每
度御懇之御意、特此御旨信千萬之畏入候、兼又屋形様御
氣分悉御平愈候、雖然土用中候つる、閣萬事御養性候、
愚拙迄御音問之通致披露候、御悅喜候、此等之通可得御
意候、慶事尙期後喜候、恐々謹言、

已前預御使僧候、祝着不少候、如此之御禮可申之由存候

〔正文在新納氏〕

謹上 杉二河守殿

近江守忠勝

鷗津

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二三三八號文書ト同文ナリ)

新納殿
御返報

攝津介
忠譽

謹上 杉三河守殿

近江守忠勝

307 就亂劇不可然之儀、從義興様預御使僧候、誠以恐懼不少

候、爰元之時義傳芳院委曲御存知候條、定可被達候歟、然者不能重言候、以此旨可預御披露候、恐々謹言、

新納殿
御返報

(喜入) 忠譽(花押 91)

新納殿
祐商

伊東
祐商

極月七日

極月七日
忠譽(花押 91)

々謹言、

如仰連々可申通候之處、海路依不輒候、乍存無音罷過候、御懇之御芳問祝着存候、仍彼使僧相州江越山候條々承

候、畏入候、巨細之趣此御使僧々令申候間、閣筆候、恐々

謹言、

如仰連々可申通候之處、海路依不輒候、乍存無音罷過候、

候、又豐後之時義就風聞委細承候、快然候、爰元年行可

申候條、不能重言候、恐々謹言、

五月十四日

祐商(花押 47)

新納殿

謹上 新納殿
人々御中

〔正文在新納氏〕

之刻、今又御音問誠御賴母敷候、仍庄内城拵番衆等申付

候、又豐後之時義就風聞委細承候、快然候、爰元年行可

申候條、不能重言候、恐々謹言、

近代者不通寵過候、所存之外候、於自今以後者如前代可
申入覺悟候、預御執持候者、可爲本望候、仍厚板一端青
地進之候、恐々謹言、

霜月廿三日

忠勝在判

本庄殿
御宿所

御宿所

新納

本庄殿

御宿所

忠勝

「正文在新納氏」

如仰此方就祭禮與風存立候、被聞召付、御音書令祝着

候、就中妻候者御意見申候、御落髮思被留候之由、悅可

申候、仍我等古鳥屋繫立候、鷹者未渡候之由申候、可爲

此比候哉、御待察存候、御鷹床敷申爲候、古物者用ニ難

立候、鷹を所望可申候、笑敷候、恐々謹言、

八月廿四日

(島津)
忠朝(花押¹²²)

「正文在新納氏」

態令啓達候、抑爲嘉例、御祈禱卷數并牛王寶印令進獻
候、御祈念御事者、增々御嘉運長久精誠不可有怠慢之儀
候、依遠方連々無音、聊非疎略之儀候、委曲使僧可申述
候間省略候、恐惶謹言、

拾一月吉日

信梁(花押¹²³)

新納殿

參人々御中

彦山 政所坊

信梁

新納殿

參人々御中

「正文在新納氏」

豐後守

忠朝

新納殿
御返報

又安千代殿可被懸御意之由候、櫛間一夜留に可被通

之條無曲候、

御音問之趣、令祝着候、仍當所神事之笠懸可有御覽之由

承候、親之着時より恒例までニ仕候間、更ニ御見物有ヘ

き事不可有之候、每事迷惑此事候、恐ニ謹言、

十月卅日 忠朝(花押122)

近江守殿
御返報

右馬頭

新納近江守殿
御返報

又安千代殿可被懸御意之由候、櫛間一夜留に可被通

之條無曲候、

御音問之趣、令祝着候、仍當所神事之笠懸可有御覽之由

承候、親之着時より恒例までニ仕候間、更ニ御見物有ヘ

き事不可有之候、每事迷惑此事候、恐ニ謹言、

十月卅日 忠朝(花押122)

近江守殿
御返報

右馬頭

新納近江守殿
御返報

313 當年之御慶萬幸不易々、不可有其期候、仍而依通路存無

音打過候、其表弓箭不慮ニ成行候由其聞候、無是非候、

前者細ニ申承候之條、用便書候、仍表革三枚七領形聊

表空書計候、猶妙法寺可進候、恐ニ謹言、

十一月十四日 長唯(花押112)
〔相良〕

新納殿
御宿所

312

〔正文在新納氏〕

如仰前日者龍越懸御日候事、于今申居候、仍小笠懸爲御

見物可有御越由示承候、如何ニ存候、可有御覽非儀候、

本田方昨日被着候、巨細者豐州可被申候間、不能詳候、

恐ニ謹言、

十月廿日

(島津)
忠廣(花押134)

314 〔正文在新納氏〕

進上

一腰白

御太刀

御鎧

一領白糸

御馬

以上

御太刀

進上

新納近江入道
忠勝
忠勝

一足
腰友成
二栗毛印
遺屬

「法名タルヘシ」
忠勝

新納近江入道

一足
鶴毛印
(萬)
目結御鞍置